

纏向学研究センター研究紀要

纏向学研究

—第9号—

2021

桜井市纏向学研究センター

Research Center for Makimukugaku, Sakurai City.

纏向学研究センター研究紀要

纏向学研究

—第9号—

2021

桜井市纏向学研究センター

Research Center for Makimukugaku, Sakurai City.

序

桜井市纏向学研究センターの研究紀要である『纏向学研究』の第9号を刊行いたします。

当研究センターが正式に発足して今年度で9年目となり、この研究紀要も9冊目となりました。

この研究紀要の刊行は、当センターの事業の柱となるもので、常勤の職員や共同研究員の方々とどまらず、「纏向学」研究の意義とその学的普及にご賛同くださる多くの研究者の方々の投稿によって継続して刊行されてきました。その成果も考古学や文献史学に限らず、民俗学、環境学、動植物・年代・金工・地質・土木・材質などの自然科学分野の多岐にわたり、毎年細々ではありますが、新たな「纏向学」を発信し蓄積してきたものと自負しています。

当センターでは、幅広い人間的視野と学際的研究によって、「日本国家」や「日本文化」の歴史的な形成のあり方を多角的に追求し、その原像を明らかにすることを目指して参りました。また、その成果を広く市民に発信し、21世紀の新たな「学」のありようと領域の再編を模索することも、私たちの目指す「纏向学」の実践的な柱として目的化して参りました。来年度の10周年目の年を控え、はたしてその一つ一つのどれほどが達成できたのかは心許ないことですが、ただひたすら研鑽を積み上げていくしかありません。

今、私たちの社会はいろいろな面で危機感や閉塞感が蔓延しているようにも思います。それは学界も文化財の世界も、そして一時からすれば、昨今感じる歴史ブームや考古学ブームの衰微も同じ線上にあるように思えてなりません。とくにこの一年間、人類史に大きな爪跡を残した感染症の蔓延はこの閉塞感を一層増長した感は否めません。

しかしこうした時だからこそ初心に戻って、着実な研究面での自己研鑽を蓄積するしかありません。まずは、年々刊行されるこの研究紀要が、「纏向学」の血となり肉となって、「現代」にも発信できる日が来ることをひたすら願ってやみません。

令和3年3月31日

桜井市纏向学研究センター

所 長 寺 沢 薫

目 次

序

朝鮮三国時代の会盟について……………	前田 晴人 ……	1
3 世紀、大和・河内に王権を樹立した吉備・出雲連合……………	石野 博信 ……	39
纏向遺跡巻野内家ツラ地区における土器様相……………	橋本 輝彦 ……	55
纏向遺跡第180次調査出土の板状石製品 ……………	森 暢 郎 ……	67
茅原大墓古墳出土盾持人埴輪の三次元計測……………	福 辻 淳 ……	81

編集後記

朝鮮三国時代の会盟について

前 田 晴 人

目次

I. はじめに	3
II. 冊封と会盟	5
III. 百済国滅亡時における会盟の意義	9
IV. 新羅・百済・伽耶の会盟	14
V. 後百済王甄萱と高麗太祖王建の契盟	21
VI. 『高句麗好太王碑文』をめぐる	24
VII. 高句麗始祖王の建国伝説と会盟	28
VIII. おわりに	36

論文要旨

古代中国の支配階級が編み出した政治文化のひとつに会盟がある。殷・周都市国家の時代に起源し、春秋・戦国時代には王侯卿大夫士や地方豪族の覇権闘争・領土紛争等における外交形式の儀礼として盛んに活用されたが、とりわけ王朝や小国家の戦乱・紛争、農民反乱などのような危機的状況下で、会盟は政治的秩序を取り戻そうとする支配層当事者らが結集するための有効な手段となり、また伝統的な儀礼に則り停戦・和平外交を推し進める役割を果たした。盟主の立場・性格の違いによって会盟には朋友型・君臣型の二類型があるが、いずれの路線をとるにせよ新たな権力機構を立ち上げ創成するか、または既存の権力を保持・強化するための方策であり、盟約・盟誓の礼を通じて行為の目的やその計画性・正当性を社会に対して鮮明に喧伝し執行された。

会盟の文化は中国周辺の地域にも早くから大きな影響を与え、朝鮮半島と中国東北部の歴史に足跡を印した東夷諸民族の王権・国家の創成に画期的な寄与をした可能性が高い。本論は三国時代を中心とした古代朝鮮史に関連する会盟の史料を網羅的に検討したもので、中国を軸とした冊封体制によっては扱えきれない夫余・高句麗・百済・新羅・高麗などの王権・国家の創成と交渉に関わる諸事績・諸事件や、反対に戦争・滅国に至る過程での機能などを改めて詳細に跡付けてみた。研究の意図・目的は、高句麗始祖王家の創成事情で論じたように、倭国の初期王権の成立と会盟との関係を具体的に究明するための基礎的作業とすることである。

前田 晴人（まえだ はると）
大阪経済法科大学非専任講師

朝鮮三国時代の会盟について

前 田 晴 人

I. はじめに

朝鮮の三国時代には、夫余・高句麗・百済・新羅・渤海などのごとく王制を実現し王国を形成した国々と、濊・貊・沃沮・挹婁・勿吉(靺鞨)など、「無大君王、世世邑落、各有長帥」、「無大君長、自漢已来、其官有侯・邑君・三老、統主下戸」(『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝・東沃沮、濊条)と記すように、種族内部の政治的統合が弱体で王権の形成がほとんど進展せず、楽浪・帯方郡や高句麗など外部権力への隷属に帰した事例も多くあり、また半島南部の伽耶の場合は小国群立の状態が長期にわたって続いた後、これに隣接する百済・新羅・倭の圧迫を四面から受け、金官伽耶・大伽耶(高靈)・安羅伽耶など王権の求心力が漸次増大し国家形成の前夜段階にまで至ったものの、最終的には新羅・百済双方の長期にわたる熾烈な干渉・侵略を受けて併呑され、国家の創成には至らなかった事例もあり、さらに夫余・百済・高句麗などは中国王朝や隣接国からの大規模で執拗な攻撃を受け国家が解体・消滅するに至ったが、滅国の時期・歴史的背景や経緯などは様々である¹⁾。

歴史上「無大君王」と「国有君王」の分かれ目になった要素や契機が農業生産の成功にあるのか何であるのかは今ひとつ判然としないが、そもそも、王権・国家の創成には王と王位・王統がどのような経緯・方式によって形成されるに至るのかという問題を具体的に闡明する必要がある。ただし、それを解明するためには何らかの確かな素材・情報を必要とするが、始祖王と呼ばれる特殊な聖王はあくまでも後世に構想され言い出された神話や伝説のなかだけの理念的・理想的な存在であり、歴史上の現実の世界では部族社会の内外における諸事情に基づき、いかなる歴史的情勢や社会的な背景・基盤のなかから王が出現・生成するのかを具体的に究明するのが基本

的な課題となる。

部族社会の内部事情とは、言語・生活様式・習俗など種を同じくする複数の部族が農業生産力の発展を来して「大君王」を生み出すほどの成長を遂げ、諸階級に分裂した社会関係を調整しなければならない歴史的局面に到達・成熟している状況にあることであり、邑落(村)を基盤とした諸部族の首長らを主体として君主が選定擁立された。他方の外部事情とは、本論が課題としている政治的領導者を選定するための政治システムとそれを正当化する儀礼の導入・受容ということであり、端的に言えば東アジア世界においては中国にその規範となる諸事象や政治文化が先例として存在し、それらが東アジア各地に伝来し影響を及ぼしたと考えられるのであって、本論で後述する高句麗王の創成がその典型的な事例であろう。ここでは本論に入るための前提として初期新羅王権の成立事情を簡単に振り返ってみることにする²⁾。

さて、『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝・韓条によると、韓族は帯方郡の南方に広く居住し、「有三種、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁韓」との地域的な区分が強調されているが、「弁辰與辰韓雜居」、弁辰の「衣服居處與辰韓同、言語法俗相似」とも記すように、忠清北道・慶尚南北道を中心とする半島東南部・南部地域一帯の韓族は種族的には同類であつたらしい。馬韓には50余国、辰韓・弁韓にはそれぞれ12国があつたとし、「斯盧国」を含む「辰韓者、古之辰国也」とある。「辰国」・「辰王」の実体には不明な点が多いのでここでは言及を控えることにするが、辰韓人は秦が滅亡した時の争乱を避けて朝鮮に亡命してきた者たちの子孫で、馬韓の東界の土地を割き与えられたとする。この伝が事実か否かは不明としても、「天下叛秦、燕齊趙民、避地朝鮮數萬口。燕人衛滿魋結夷服、復來王之」(『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝・濊条)と伝えるように、中国本土の混乱・侵略による漢族の流入

と植民が周辺諸地域に政治的変動と大規模な諸民族の移動・混淆を引き起こす要因になっていたことが窺われ、とりわけ前漢元封3（B C 108）年の「滅朝鮮、分置楽浪・臨屯・玄菟・真蕃四郡」（『後漢書』八十五東夷列伝第七十五高句麗）とある王朝権力による直接支配の開始が半島社会に与えた影響は甚大であった。

『三国志』魏書・韓伝は3世紀前半から中葉における楽浪・帯方二郡による三韓諸族の統制・支配関係を記すが、「斯盧国」（慶尚北道慶州）のその時期の動静や周辺の諸小国との関係はほとんど明らかではなく³⁾、また楽浪郡による直接支配は三韓諸小国の統合運動を抑圧・分断する方向に作用した。後漢末期の争乱により「桓靈之末、韓濊疆盛、郡県不能制、民多流入韓国」という動きが起こるが、遼東の公孫康が帯方郡を新設し、「興兵伐韓濊、旧民稍出、是後倭韓遂属带方」したという。238年に公孫氏を滅ぼした魏（220～265）は「諸韓国臣智加賜邑君印綬、其次與邑長」という支配層への画一的な統制策を強化したが、郡官の呉林が「以楽浪本統韓国、分割辰韓八国以與楽浪」とする計画を漏らしたので、憤激した臣智ら在地首長層は郡の施設を攻撃・破壊し郡太守を殺害した。辰韓八国の分割が何を意味するのか明らかではないが、後漢末の天下大乱と後漢の滅亡（220）やその後の魏の東方政策が韓族の社会に激動と混乱を招いたことは事実であろう。魏から西晋（265～316）への王朝交替は意外に早く訪れ、諸小国は地域間交流と政治的統合の動きを推し進めながらも、晋の東夷校尉の拠点となった遼東の襄平へ連年の朝貢（276～291）をくり返したのである。

中国本土で魏から西晋へと王朝が交替する時期に、北辺の遊牧民族である烏丸・鮮卑などの活動がより一層激しくなり、なかでも遼西を拠点とした鮮卑慕容廆は太康6（285）年に北方の夫余国攻略戦を敢行し、夫余王依慮を自殺に追い込み、族民は捕虜となるか沃土に流亡を余儀なくされ、翌7年晋の東夷校尉がかろうじて夫余を復国（東夫余）させたが、慕容廆は進んで遼東を占拠する。おそらくこの事件により夫余の王族や流民が半島西北部方面にも拡散し、また東夷校尉（襄平）の下に朝貢をくり返していた東夷の国々は朝貢使の派遣を一斉に停止して、国勢の整備と地域統合の動きを強めたであろう。さらに西晋の弱体化は五胡十六国の争乱（304～439）を

惹き起し、楽浪・帯方両郡の衰微が高句麗による平壤城・帯方郡攻略（313・314）を招き、漢人政治勢力の半島からの追却と高句麗の南進政策に火を点けることになる⁴⁾。

「斯盧国」に王権が樹立された年代を的確に掴める史料はないが、軍事的脅威に満ちた動乱が韓族社会の統合への動きを加速させ、4世紀初頭から前半期に馬韓では伯济国（百濟）が、辰韓では斯盧国（新羅）を中心とする王国が成立したとみられ、弁辰では狗邪国（金官伽耶）が頭角を現した。新羅の初期の王統譜は信憑性に欠けるもので、晋太元年間（376～396）に前秦へ入貢した「新羅国王楼寒」こと奈勿尼師今（在位356～402）を実在性のほぼ確かな王と認めることができるが、おそらく王国の創成はそれより一、二代前の3世紀後末期頃に遡る可能性があり、始祖王赫居世の出現に関わる建国伝説は次のような内容になっている。引用するのは『三国遺事』卷一・紀異第一・始祖王赫居世に関わる話で、註記を省いて関係箇所のみを引用する。

前漢地節元年壬子、三月朔、六部祖各率子弟、俱会於閼川岸上、議曰、我輩上無君主臨理烝民、民皆放逸、自從所欲。蓋覓有徳人、為之君主、立邦設都乎。於是乘高南望、楊山下蘿井傍、異氣如電光垂地、有一白馬跪拜之狀。尋檢之、有一紫卵。馬見人長嘶上天。剖其卵得童男、形儀端美、驚異之。浴於東泉、身生光彩、鳥獸率舞、天地振動、日月清明、因名赫居世王。

前漢の地節元年（B C 69）が始祖王赫居世出現の年だという。建国紀年のかかる表現形式が中国文化の影響の深さを物語る。上記によると、「楊山下蘿井傍」なる聖地における「異氣如電光垂地」という奇瑞と新羅始祖王となる卵生の童男の出現を叙し、その契機とされたのは、「三月朔」（禊浴の日）に閼川の岸に「六部祖各率子弟」いて「会」し、君主を定め国と都を建設する「議」を開催したことだとする。説話の主体は「六部祖」の首長とその子弟らであり、彼らが閼川の聖地に一堂に「会」「議」し、その会合の前後に起きた異変・奇瑞によって天与の賜物として聖なる童男が顕現するという言説が展開しており、始祖の王は天が地上に降した有徳人であるとしている。伝説には俗化の進んだ祭儀神話を含み、天地水の神威と徳を一身に体現する王の機能が巧みに表現されており、六部（辰韓六村）の根拠地である慶州盆地の狭い天地が牧歌的な雰囲気漂う建国伝説の舞台とされていて、

現実の王国の形成に際しては周辺諸小国との友好・敵対関係を踏まえた同盟・隷属関係の拡大が想定され、地方首長層の支配統制と調停工作、さらには反抗を契機とする征討戦という対外的な難題が君王の主要な任務となっただろう。

このように、朝鮮半島の社会に王権が成立する要因・契機を考えると、中国王朝の支配や侵略及びその高度な文化の伝播・流入による強い政治的圧力・影響力による激しい緊張関係が社会全体を覆っていたことに気づく。その反対に王朝勢力の後退に基づく諸民族の自立の動きや、さらにそれらの動きに刺激された半島内外の東夷諸民族・種族相互間の戦争・移動・移住に伴う軋轢・従属・紛争などが交互にくり返され、大規模な征討戦によって王家が倒され滅国に至るという事態もしばしば起きた。激しく動揺する情勢のなかで、原初には統一権力や国家というものの存在を知らなかった東夷の諸民族が、いかにして独自の王権を創成し維持・発展することができたのかという問題を検討しようとするのが本論の意図と目的である。

今、上に述べたように、朝鮮半島諸国の古代王権創成史を検討するに当たり、中国王朝の権力形成のメカニズムや政治思想の伝来・影響が考えられるとすれば、それらが伝播・導入された具体的な経緯や事情を総体的に検討してることが必要になると考えられるのであり、本論では表題に記したように「会盟」の概念と機能・性格に主な焦点をあて、朝鮮三国時代を主とする王権創成の歴史を討究してみることにはしたい。会盟については先ごろ不十分な内容ではあるがすでに論考を発表したことがあり⁵⁾、中国と倭の諸事例を中心として会盟の概念と実体の検討を進めてみたが、これまで日本の古代朝鮮史学界の分野において研究の対象としてほとんど取り上げられていない点に鑑み⁶⁾、高句麗・百濟・新羅が競合した三国時代を中心とする会盟関係史料を自分なりの視点で整理・検討を試みたのが本論である。

Ⅱ．冊封と会盟

中国の王朝が周辺諸民族と交渉・通交する方式は、蛮夷の王又はその使節が皇都に赴いて天子に朝謁・朝貢し、皇帝から外臣としての官爵号や班暦・賜物を受けて藩属

国（外藩国）となり、宗主国である王朝に対する一元的・臣属的な交通・拝謁を定期的にくり返すという関係が強制されるもので、宗主国は藩属国を教化・保護する義務を負うことになる。皇帝が藩属国の王に爵号を授与する勅書を冊と称し、爵号に記す領地を与えることを封と呼び、両者を合わせて一般に冊封と表現した⁷⁾。冊封関係が成立すると藩属国の王は皇帝の後ろ盾を得て国内諸勢力への支配統制を強化できるだけでなく、隣接国との外交や領土紛争を有利に展開できるメリットがあり、高句麗のように中国と国境を接する国の場合には、冊封が背後に控える中国の軍事的脅威を緩和する働きをしたので、他方では隣国や敵対国への侵略行動を促進できたのである。さらに安定した交易を介して王朝文化・文物の獲得がきわめて容易となった。

中国では殷・周の時期から王が諸侯・卿大夫らを内臣として官爵・領地を与えるという統治制度が存在したが、中原を統一する漢民族の帝国と皇帝が登場するまでは、周辺諸民族・種族との交流には慣習以外に画一的な原則や規式はなく、国内各地及び周辺諸地域には漢族とともに蛮夷戎狄の諸部族が自立割拠する混沌とした状態であった。次いで戦国時代を終わらせた秦帝国は国内を郡県制による直轄統治体制で固めたので、始皇帝の権威・権力は中華の外域に及ぶことはなかった。冊封の始まりは諸侯国と郡県制を組合せ施行した前漢王朝にあり、とりわけ前代から強勢となった北狄の匈奴との交渉を通じて蛮夷諸国との画一的・儀礼的交通関係が著しく整備されるようになった。

中国では、古くから文明が高度に発達し漢民族の居住地となった黄河中流域を中原・華夏と称し、儒教の礼の規範の浸透・普及によって秩序と統制のとれた世界とみなされ、華夏の世界を支配するのが天帝（昊天上帝）によって指名を受けた人物、すなわち天子として認められ、天下すなわち地上の世界を皇帝として支配する正当性が得られた。そして皇帝が支配する天下とは、礼に基づく秩序と規範が普及している華夏のみならず、それらの規範が浸透していない未開・野蛮な人間の居住する地域全体にも及び、むしろ皇帝は蛮夷諸民族をすすんで教化し、彼らが皇帝の徳を敬慕し遣使朝貢してくることを重要視したが、やがて徳の衰滅による治世の混乱によって王朝が減び、易姓革命に基づく新しい王朝が成立すると、蛮

夷諸国王との冊封関係も更新・再設定される必要があった。

しかし、蛮夷の王は常に中国王朝への受冊を望んだわけではなく、内外情勢によっては冊封外に立つ（不臣）ことも重要で積極的な政略となった。一面では冊封は国際秩序を長期にわたり固定化する働きがあり、内外ともに変容を望む藩属国にとっては身動きのとれない桎梏もなった。また王朝側も天下争乱によって統一帝国の秩序を維持することが困難となる場合があり、冊封体制は恒常的・普遍的に充全な国際秩序を維持するための政治システムではなかったものであり、一時的ではあるが前漢皇帝・匈奴單于間や、唐・突厥、唐・回紇、唐・吐蕃間あるいは北宋・遼の澶淵の盟（1004）によって知られるように、冊封体制が動揺し危機に瀕する事態もしばしば起きた。だが、それにしても冊封が蛮夷諸国の王権や国家の成立・消滅などに大きな契機や動因を与え続けたことは事実であり、朝鮮半島を軸とする極東アジアでは、前漢武帝の楽浪郡以下四郡の設置が黎明期の半島社会に及ぼした影響はきわめて大きく、また南北朝時代が終わり隋・唐帝国の統一が実現すると、朝鮮半島の動乱で百済・高句麗が相次ぎ滅亡するのである。

さて、『後漢書』によれば、建武 20（45）年に「韓人廉斯人蘇馬謨等、詣楽浪貢獻。光武封蘇馬謨為漢廉斯邑君、使属楽浪郡、四時朝謁」すとあり、光武帝は蘇馬謨を「漢廉斯邑君」に冊封し郡に属さしめたとする。蘇馬謨はおそらく馬韓50余国内のいずれかの国の有力首長で、「等」と記すように仲間首長らを率いて楽浪郡に帰属した。当時の馬韓は「大国萬余家、小国数千家」というように群小諸国の分立状態が続いており、2、3世紀頃でも、『三国志』魏書・韓条に「各有長帥、大者自名為臣智、其次為邑借」とあり、臣智・邑借クラスの有力首長が楽浪郡に朝貢すると邑君・帰義侯・中郎将・都尉・伯長などの爵号を授けたのである。おそらく蘇馬謨は楽浪郡の権威を背景として在地での権力・権威を確立しようとの目論見を懷いたのであろう。その後、魏の景初年間（237～239）に楽浪・帯方二郡に帰属した「諸韓国臣智加賜邑君印綬、其次與邑長」とあって、この頃には郡が与える爵号の種類が縮小整理されつつあったことがわかるが、いずれの爵号も邑君・邑長にとどまって王号を名乗る勢力や人物はいっさい現れず、群小諸国統合の

動きは停滞していた模様である。その要因は楽浪・帯方両郡による厳しい直接支配によるものと考えられ、『晋書』帝紀と列伝（馬韓・辰韓条）によれば、次の西晋時代の3世紀後半期における東夷諸小国の朝貢が下表のようにくり返されていた⁸⁾。

○ 武帝（265～290年）

276年 2月 東夷八国帰化。

276年 7月 東夷十七国内付。

277年 是歳、東夷三国前後十余輩、各帥種人部落内付。馬韓来。

278年 3月 東夷六国来航。馬韓請内付。

278年 是歳、東夷九国内付。

280年 6月 東夷十国帰化。馬韓遣使入貢方物。辰韓王遣使献方物。

280年 7月 東夷二十国朝献。

281年 3月 東夷五国朝献。馬韓主遣使入貢方物。辰韓復来朝貢。

281年 6月 東夷五国内付。

282年 9月 東夷廿九国帰化、献其方物。

286年 是歳、馬韓等十一国遣使来献。辰韓又来。

287年 8月 東夷二国内付。馬韓至。

288年 9月 東夷七国詣校尉内付。

289年 5月 東夷十一国内付。是歳、東夷絶遠三十余国来献。馬韓至。

290年 2月 東夷七国朝貢。馬韓詣東夷校尉何龕上献。

○ 惠帝（291～306年）

291年 是歳、東夷十七国・・・並詣校尉内付。

上表によれば、韓族の社会はこの時期にもなお小国群立状態にあったらしく、夫余や高句麗を除くと百済・新羅などの国名は未だに影も形もなく馬韓・辰韓と呼ばれている。280年の記事に「辰韓王」とあり、281年の「馬韓主」の記載にも注意されるが、その後も東夷校尉への朝献が諸国統合の動きに連動しているとは言えず、むしろ諸小国の群立状態を維持する方向に作用していることがわかる。百済の中国への遣使を確認できる文献上の初見は東晋簡文帝の372年正月のことであり、同年6月に百済王余句が鎮東將軍領楽浪太守に叙されている。3世紀末頃に東夷諸国を管理し統属させていたのは遼東の襄

平を拠点とした東夷校尉であり、その頃には楽浪・帯方両郡の勢威がかなり凋落していた。やがて両郡は313、4年に高句麗の侵攻によって占領されるが、おそらく鮮卑慕容廆による夫余攻略、高句麗の南進政策の本格化や五胡十六国時代の動乱が韓諸国の統合と王権創成への動きを誘発したと考えてよく、馬韓における百済の成立が高句麗の南進政策を誘発した面があると考えられる。

以上により、中国王朝が推進した冊封体制が周辺諸民族の王権創成と国家の成立に大きく関わっていたことは間違いないが、中国皇帝—蛮夷諸国王に体现された一元的・専制的な支配従属関係だけが国際社会を律する唯一無二の秩序・運動であるはずはなかった。冊封体制は中国の王朝を唯一の源泉・要とする国際関係で、原則的に冊封を受けるのは独自に王権を保持する部族集団や王国に限られた。だが、現実には中国が介在・干渉することのできない蛮夷諸国・諸部族相互間の侵略戦争や和平交渉が無数に存在したのであり、その他に国家成立以前の部族社会を基礎とした群小諸国間の競合・統合化という動向や、王国とその周辺の未開の部族社会との交流や対立・従属関係など、歴史的な発展段階に規定された複雑な国際政治関係が東アジア世界には重層的・併存的に形成されていた。

しかも、そもそも中国において殷末から西周の時期に大小800もの小国が群立し、春秋・戦国時代にかけてそれらの国々が整理統合され秦帝国の統一を迎えるという歴史を振り返ってみると、それらの時代には中原そのものが小国分立の都市国家群による領地紛争と和平統合への動きの坩堝であったから、その時期の中国における王権の成長と帝国の創成を促した政治システムが何であったのかを明らかにする必要がある、それこそが本論で問題とする「会盟」なのではないかと考える⁹⁾。「会盟」の起源は夏や殷の時期に遡る蓋然性はあるが、ここでは主として春秋時代（BC 770～BC 403）に盛行した王侯貴族らの権力争奪をめぐる政略上の運動とそれに伴う儀礼と規定しておく。『春秋左氏伝』には諸侯・大夫らの盟約・盟誓の礼に関わる記事が数多く記録されている。周王の封建を受けるも、各地で自立し覇権を握ろうとする王公卿大夫士の領土争いを主たる要因とした諸国間の停戦・和平同盟を原基形態とするもので、その後も王朝の衰亡や天下大乱などの危機的情勢に際し、政治的野望

を懷く政略家や覇権をめざす群雄らが「盟主」となって既存の権力を打倒・篡奪しようとする運動を表現した概念である。

会盟は春秋以後にも中国本土のみならず、本論で主として取り上げるように朝鮮半島の三国時代や統一新羅期においてもしばしば行われた。『晋書』卷第三十四・列伝第四・杜預には、「既立功之後、従容無事、乃耽思經籍、為春秋左氏經伝集解。又參攷衆家譜第、謂之釋例。又作盟会図、春秋長曆、備成一家之学、比老乃成。又撰女記讃」とあり、また同書卷三十五・列伝第五・裴秀にも、「今上考寓貢山海川流、原湿陂澤、古之九州、及今之十六州、郡国縣邑、疆界鄉陬、及古国盟会旧名、水陸経路、為地図十八篇」とあって、西晋時代には春秋・律令学の杜預（222～284）、地理・地図学の裴秀（224～271）らの学者が「盟会図」「古国盟会旧名」を著し、「会盟」の由来・実相やその歴史を探索する試みが行われたことがわかる。

「会盟」は「会」「会同」と呼ばれた政治的結集を目的とする集会・協議と、「盟」「結盟」「交盟」「血盟」「相盟」「同盟」などと称された盟約・盟誓に関わる宗教的儀礼とから成る。これら一連の行為は会盟を主催する勢力が「会同」に関わる特定の時期と場所を指定してから実行に移された。史実に照らして大まかに言えば、「会盟」には「朋友型会盟」と「君臣型会盟」の二類型があり、前者には国家間・王権間の会盟のほか、ほとんど対等な政治的経済的地位・身分にある相公貴族・地方豪雄らの同盟があり、後者は皇帝・国王をはじめ特定の権力者や覇者が専権を発揮し隷属集団を組織して計画・推進した同盟である。会盟は、これを計画・執行する側にとっては和平・安全協定となるが、敵対する勢力からすれば軍事的脅威に他ならず、いずれにせよ会盟は時々の支配階級・権勢家が結成した集团的・一時的な組織で、本質的には権力の争奪とその安定化・正当化を主な目的とした純政治的な営為とみなすことができる。

会盟が冊封と異なる最も大きな特質は、冊封が中華思想に基づき皇帝—諸国王を律する国際的規模の一元的・専制的な縦の臣属関係であり、双方を結びつける羈絆は皇帝に対する朝謁・朝貢という隷属的儀礼行為であるのに対し、会盟はそれぞれの国家・社会を構成する支配諸階層の個々人を横断的に結合・結集する組織であり、背

反防止のための盟誓と歃血という原始的な宗教儀礼を伴った点に特徴がある¹⁰⁾。また会盟は政略的・軍事的機能の反面に、共和思想に基づく友好・停戦・和平関係を指向・調整する機能を保持することから、王権・国家間の友好・交聘・講和の際に威力を発揮し、さらに王権の形成に到っていない未開の部族集団や小国群立段階の社会にとっては、首長層の政治的経済的利害関係や社会的権能を公式的な儀礼によって集約するための権力核、つまり王位・王権を創成し正当化するための運動の原理・契機となり得たのである。

会盟に関する典型的な事例としてここでは後漢初期の豪雄である隗囂（BC?～AD34）の事績をみてみよう。なぜなら、『三国史記』百済本紀・蓋鹵王18（472）年条及び『魏書』卷一百列伝第八十八・百済の延興2（472）年条には、北魏に遣使朝貢した蓋鹵王が上表文の中で次のように述べた件があり、中国の隗囂にまつわる事績が5世紀後半の百済の支配層に知悉されていたと考えられるからで、情報源はおそらく范曄（398～445）の『後漢書』であろう。すなわち、上表文には「且高麗不義、逆詐非一。外慕隗囂藩卑之辞、内懷凶禍豕突之行。或南通劉氏、或北約蠕蠕。共相唇齒、謀凌王略」とし、隗囂の叛服常無い行動を敵対国である高句麗の数々の謀略と同じだとしてやり玉に挙げ批難しているのである。隗囂の伝記は『後漢書』卷十三隗囂公孫述列伝第三にみえており、朋友型会盟の典型的・象徴的なあり方を示した事例と考えられる。ここでは囂が盟主に仕立て挙げられ盟誓の礼をどのように執行したかを記した伝記冒頭の部分を引用する。

隗囂字季孟、天水成紀人也。少仕州郡。王莽国師劉歆引囂為士。歆死、囂歸郷里。季父崔、素豪俠、能得衆。聞更始立而莽兵連敗、於是乃與兄義及上邦人楊広、冀人周宗謀起兵應漢。囂止之曰、「夫兵、凶事也。宗族何辜」。崔不聽、遂聚衆數千人、攻平襄、殺莽鎮戎大尹。崔、広等以為挙事宜立主以一衆心、咸謂囂素有名、好經書。遂共推為上將軍。囂辭讓不得已、曰、「諸父衆賢不量小子、必能用囂言者、乃敢從命」。衆皆曰、「諾」。囂既立、遣使聘請平陵人方望、以為軍師。望至、說囂曰、「足下欲承天順民、輔漢而起、今立者乃在南陽、王莽尚扼長安、雖欲以漢為名、其實無所受命、將何以見信於衆乎。宜急立高廟、称臣

奉祠、所謂『神道設教』、求助人神者也。且礼有損益、質文無常。削地開兆、茅茨土階、以致其肅敬、雖未備物、神明其舍諸」。囂從其言、遂立廟邑東、祀高祖・太宗・世宗。囂等皆称臣執事、史奉璧而告。祝畢、有司穿坎于庭、牽馬操刀、奉盤錯鋌、遂割牲而盟。曰、「凡我同盟三十一將、十有六姓、允承天道、興輔劉宗。如懷姦慮、明神殛之。高祖・文皇・武皇、俾墜厥命、厥宗受兵、族類滅亡」。有司奉血鋌進。護軍拳手揖諸將軍曰、「鋌不濡血、挿不入口、是欺神明也、厥罰如盟」。既而埋血加書、一如古礼。

隗囂は隴西地方（甘肅省天水県成紀郡）に蟠踞した「豪俠」隗崔の甥で、王莽の国師劉歆の属官である士となった。劉歆誅滅後には帰郷し、王莽政権末の大乱に乘じ「同盟三十一將、十有六姓」の盟主に推戴され、始め更始帝に属して王莽軍と戦い、王莽敗れ更始の没後には光武帝（劉秀）・公孫述との連携・離反をくり返し、最終的には光武帝との戦いに敗れ西域で飢餓と病疾に侵され没したという。囂の政治経済基盤は隴西・天水地方にあり、東方の更始・劉秀と蜀に蟠踞する公孫述との板挟みに悩まされ、受爵号の推移に顕在化しているように自立政権を形成することに失敗し、優柔不断と失意によって憤死に至る（建武9・34）。囂の命運を制したもうひとつの要因は、自らが招聘した軍師の方望が早くに囂を見限り同盟を離脱したことにある。

上文によると、囂は始め叔父隗崔や隗義・楊広・周宗らの挙兵に反対したが、もともと囂が名の知られた人物で学問もあったので上將軍に推され、「衆」の強い要望によりやむなく盟主の地位に就くが、自らの人脈によって軍師に方望を据えることで良きパートナーを得、望の提言に従い漢高祖・太宗・世宗の廟を造り臣と称し祭祀を執行した。策（竹簡）に記された盟書（載書）には「興輔劉宗」という盟約の主旨を掲げ、「如懷姦慮、明神殛之」・「族類滅亡」の辞を添えて一致団結・離反抑止を図った。これは囂を中心とする会盟の政治的正当性や目的を天下に顕示しようとする行為であって、王莽政権打倒を掲げ漢を復興するという会盟の主旨は「漢復元年（23）」という年号にも表れている。

次いで、一般に会盟の時には聖地を選んで設壇するという行為が伴ったが、この事例ではおそらく廟庭が盟誓の儀礼の場となったであろう。祝史が盟書を誦読するこ

とを盟誓と称し、その後には庭に穴を穿ち、犠牲の馬を牽き刀をとり、盤（青銅の大皿）と鋋（匙）を用意して「割牲」き、諸将軍が順次血の着いた鋋を舐め、儀礼が終わり犠牲と共に盟書を地中に埋めたのを「一如古礼」とあるのは、『周礼』司盟掌盟載之法を順守したことによる。そして盟誓の礼の直後、鬻は郡国に向けて王莽政権の「逆天・逆地・逆人の大罪」を記した檄文を発したのである。

先にも指摘したように、5世紀後半の百済蓋鹵王の上表文に隗囂の事績が記されていることは、中国の会盟の実体やその政治的機能などの詳細な情報が朝鮮諸国・諸地域の支配層にも広く伝えられ普及していたことを暗示する。しかも中国では会盟は冊封よりも一段と古い歴史・由来をもっていたので、半島への政治思想やその文化の伝来は楽浪郡設置以前に遡る蓋然性が高く、紀元前2世紀前半から中葉頃、朝鮮王準を追放して王險城（平壤）に拠った衛氏朝鮮国（燕人衛満とその孫右渠）が直接中国の文化を半島に持ち込んでいたことも想像されるし、さらにその前の春秋時代には遼東・熱河方面の陸海路を通じて燕や齊・趙との頻繁な交渉があったと推測され、その頃にはすでに伝来し何らかの形で実践されていた可能性も考えられるのである。

Ⅲ．百済国滅亡時における会盟の意義

朝鮮古代史において最も著名な会盟に関して知られているのは、唐皇帝勅使劉仁願の臨監による新羅文武王法敏と熊津都督扶余隆が行った熊津就利山での新羅・百済両勢力による盟誓の礼である。ここではそれに至る経緯と会盟の実相・意義を詳しく検討することにする。

さて、7世紀の朝鮮半島は激しい動乱の時代であった。隋帝国の三度にわたる高句麗遠征が失敗に帰すと、大規模な農民反乱が各地に発生し唐武徳元（618）年に隋が滅び唐に交替する。半島では中国の混乱により高句麗・百済・新羅三国の領土争いが一層激化し、情勢を有利に運ぶために三国はそれぞれ独自に新興の唐との交渉を行い、唐武徳7（624）年に新羅真平王は「柱国楽浪郡公新羅王」、百済武王は「帶方郡王百済王」、高句麗栄留王は「上柱国遼東郡公高句麗王」に揃って冊立されるが、唐武徳9（626）年に百済・新羅が唐の高祖に上奏して切迫する窮

状を訴えたので、高祖は使臣を三国に派遣し教誡を加え調停を試みた。まず『三国史記』によって関連史料を掲記してみよう。

（ア）『三国史記』新羅本紀・真平王48年7月条

遣使大唐朝貢。唐高祖遣朱子奢来、詔諭與高句麗連和。

（イ）『三国史記』高句麗本紀・栄留王9年条

新羅・百済遣使於唐上言、高句麗閉道、使不得朝。又屢相侵掠。帝遣散騎侍郎朱子奢、持節諭和。王奉表謝罪、請與二国平。

（ウ）『三国史記』百济本紀・武王27年条

遣使入唐献明光鑑、因訟高句麗梗道路、不許来朝上国。高祖遣散騎常侍朱子奢来、詔諭我及高句麗平其怨。

高句麗が朝貢の道を沮害していることが新羅・百済両国によって訴えられた。そのような状態は唐帝国の国際的な体面と威信に関わる問題であるから、高祖は朱子奢を三国に派遣し和平工作を施したわけである。（ア）は「詔諭・・・連和」、（イ）は「諭和・・・請與二国平」、（ウ）は「詔諭・・・平其怨」と記し、（ア）（ウ）は唐皇帝の「諭和」だけが記され、（イ）では「諭和」と「王奉表謝罪」とある通り高句麗は厳しい対応を迫られたことがわかる。この件について中国文献は次のように記述している。

武徳九年、新羅・百済遣使、訟建武云、閉其道路、不得入朝。又相與有隙、屢相侵掠。詔員外散騎侍郎朱子奢、往和解之。建武奉表謝罪、請與新羅対使会盟。（『旧唐書』卷一百九十九上列伝第一百四十九東夷高麗）

建武は高句麗栄留王の諱で、新羅・百済は高句麗の「閉其道路」と「屢相侵掠」を訴えていたこと、高句麗王は唐に「奉表謝罪」した上、「請與新羅対使会盟」、すなわち会盟（和平）を行うために新羅・百済両国使節の派遣を求めたことが知られる。会盟が実現したかは不明であるが、高句麗は皇帝の叱責を受け具体的なポーズを両国に対してとる必要性に迫られたとみられる。後章でも述べるように、引用文献に請和・連和・結和・講和・和好・交聘・来会などの語がある場合、その背景に具体的な会盟・盟誓の儀礼が伴っていたか否かを慎重に考慮・判断する必要があることを強調しておきたい。

この後、高句麗では唐・貞観16（642）年に大臣蓋蘇文の宮廷クーデターが起き、臣下が王位を左右するという凶暴且つ不法な行為を看過できないとして、太宗の高句麗征討戦が開始される。唐・永徽元（650）年に太宗から高宗へと帝位が遷り、永徽5（654）年には新羅真徳女王が没し金春秋（太宗武烈王）が即位するが、高句麗と百済は遼東方面における頻繁な唐軍との戦いを裏面活用してしばしば新羅領土への侵略を企て、請救を看板に唐帝国との外交戦略を成功裏に展開した新羅が、唐軍を巧みに半島へ誘致し、遂には高句麗・百済を滅ぼし半島の統一を実現していくのである。遼東方面での高句麗征討戦がはかどらない唐は方針を急転換し、新羅と図ってまず百済の討滅に踏み切った。

新羅武烈王7（660）年・唐高宗の顕慶5年7月、神丘道行軍大總管蘇定方・副大總管金仁問率いる13万の水陸軍と武烈王率いる5万の新羅軍が百済の首都泗沘城を攻囲し、百済義慈王は熊津城に逃脱するも投降し、王と太子隆は王族臣寮93人及び百姓1万2千人と共に蘇定方に引率され海路をとって唐都に護送され、郎将劉仁願と新羅王子金仁泰率いる1万7千の兵が泗沘城を留鎮することになり、左衛中郎将王文度が新たに熊津都督に任ぜられ百済に進駐する。ところが、泗沘のみならず百済国内の20余城で一斉に叛乱が起き、翌武烈王8（661）年には高句麗・靺鞨の軍による北辺の侵略が相次ぐなど騒然とした状態が続くが、その年6月に武烈王が亡くなり、長子法敏（文武王）が急遽即位することになる。

唐・龍朔3（663）年・文武王3年4月、唐は新羅を雞林大都督府とし、王を雞林州大都督に任じた。3年前の顕慶5（660）年8月、唐は旧百済領の処分について、「其国旧分為五部。統郡三十七、城二百、戸七十六万。至是乃以其地分置熊津・馬韓・東明等五都督府。各統州縣。立其酋渠為都督刺史及縣令。命右衛郎将王文度、為熊津都督、總兵以鎮之」（『旧唐書』卷一百九十九上列伝第一百四十九東夷百済）という都督を要とする州県の支配体制を敷いたが、唐は新羅にも同様の政策を及ぼし、半島全域に羈縻支配を貫徹しようする意図をもっていたことが明らかになり、文武王は唐が打ち出したこの措置を憎みながらもしばらくは耐え忍ばなければならなかった。

さて、これより先の661年9月、倭国に入質していた百済王子扶余豊が帰国し、鬼室福信・道琛らと提携して

劉仁願らが留鎮する熊津城を攻囲する。しかし叛乱軍は劉仁軌・劉仁願率いる軍に撃退され任存城に退去し、内訌の結果扶余豊が福信を斬殺する。仁軌の求めに応じ、皇帝は右威衛將軍孫仁師に命じて40万の大軍を増派し、劉仁軌及び新羅王法敏らが率いる陸軍と合して周留城をめざし、劉仁軌・杜爽・扶余隆らは白江口における倭国兵船と決戦して唐・新羅側の大勝利となり、扶余豊は逃脱して行方不明になってしまう。ひとり任存城に立て籠った暹受信は10月になっても城を孤守していたが、百済領内における戦闘はほとんど沈静化する。

ところで、『三国史記』新羅本紀第六・文武王4（664）年2月条に次のような短い記事がみえる。文武王4年は唐・麟徳元（664）年に当たる。

[A] 角干金仁問、伊飡天存與唐勅使劉仁願、百済扶余隆、同盟于熊津。

さらに同新羅本紀第六・文武王5（665）年8月条に長文の記事が掲載されている。文武王5年は唐・麟徳2（665）年に当たる。

[B] 王與勅使劉仁願、熊津都督扶余隆、盟于熊津就利山。初百済自扶余璋、與高句麗連和、屢侵伐封場。我遣使入朝求救、相望于路。及蘇定方既平百済、軍廻、余衆又叛、王與鎮守使劉仁願、劉仁軌等、經路数年、漸平之。高宗詔扶余隆、歸撫余衆、及令與我和好。至是刑白馬、而盟。先祀神祇及川谷之神、而後歃血。其盟文曰、【往者、百済先王、迷於逆順、不敦隣好、不睦親姻、結託高句麗、交通倭国、共為殘暴、侵削新羅、剽邑屠城、略無寧歲。天子憫一物之失所、憐百姓之無辜、頻命行人、遣其和好、負嶮恃遠、侮慢天經、皇赫斯怒、冀行弔伐、旌旗所指、一戎大定、固可瀝宮阡宅、作誠來裔、塞源拔本、垂訓後昆。然懷柔伐叛、前王之令典、興亡繼絕、往哲之通規、事必師古、伝諸曩冊、故立前百済大司稼正卿扶余隆、為熊津都督、守其祭祀、保其桑梓、依倚新羅、長為與国、各除宿憾、結好和親、各承詔命、永為藩服。仍遣使人右威衛將軍魯城縣公劉仁願、親臨勸誘、寔宣成旨、約之以婚姻、申之以盟誓。刑牲歃血、共敦終始、分災恤患、恩若弟兄、祇奉綸言、不敢失墜、既盟之後、共保歲寒、若有背盟、二三其徳、興兵動衆、侵犯邊陲、明神監之、百殃是降、子孫不育、社稷無守、禋祀磨滅、罔有

遺余。故作金書鐵券、藏之宗廟。子孫萬代、無敢違犯、神之聽之、是饗是福】。劉仁軌之辭也。歆訖、埋牲幣於壇之壬地、藏其書於我之宗廟。於是仁軌領我使者及百濟、耽羅、倭人四國使、浮海西還、以會祠泰山。

[A]と[B]の会盟関係記事はいずれも熊津が舞台となっている点が共通する。熊津は泗沘城以前の百済王都である。一方相違点が幾つかある。(一) 年次・月日が異なっている。(二) 登場人物に出入りがある。(三) [A]の会盟の具体像がほとんど明らかでなく、[B]はほぼその全容が掴めるということである。したがって[A]と[B]とは会盟の主な目的や意図、あるいは重みに格段の差異があり、[A]から[B]へと会盟の実体の変質発展した可能性が高い。

[A][B]の経緯に関しては『三国史記』新羅本紀第七・文武王11(671)年秋7月26日条に次のような関連記事が載せられている。大唐摠管薛仁貴が琳潤法師を使者として文武王に寄せた長文の書簡に対して、文武王が応答報書した文章の一部に次のごとき回想の言がある。一続きの文章であるが年紀に従い便宜上二つに分けて引用する。

[C] 龍朔三年、摠管孫仁師領兵来救府城。新羅兵馬亦發同征、行至周留城下。此時倭国船兵、来助百濟、倭船千艘、停在白沙。百濟精騎岸上守船、新羅驍騎為漢前鋒。先破岸陣、周留失膽、遂即降下。南方已定、廻軍北伐。任存一城、執迷不降。兩軍併力、共打一城、固守拒捍、不能打得。新羅即欲還。杜大夫云、準勅、既平已後、共相盟会。任存一城、雖未降下、即可共相盟誓。新羅以為、準勅、既平已後、共相盟会、任存未降、不可以為既平。又百濟、姦詐百端、反復不恒。今雖共相盟会、於後恐有噬臍之患。奏請停盟。

[D] 至麟德元年、復降嚴勅、責不盟誓。即遣人於熊嶺、築壇共相盟会。仍於盟處、遂為兩界。盟会之事、雖非所願、不敢違勅。又於就利山築壇、對勅使劉仁願、歆血相盟、山河為誓、画界立封、永為疆界、百姓居住、各營産業。

龍朔3(663)年は文武王3年に当たり、先に述べたように周留城の降伏、白江口的大海戦によって百済残衆の拠点は任存城のみに絞られた。唐・新羅両軍は10月に任

存城を攻めたが陥落させることができないまま新羅軍が帰還しようとする、杜大夫(杜爽)が、「勅命によれば、百済平定後に会盟を執行せよとのことである。任存一城が未だ降伏していなくとも盟誓を行うがよろしい」と言った。それに対して新羅は、「一城がまだ残っているので平定とは言えない。また百済は常に欺瞞や叛逆の意志を懷いており、今急いで会盟を執り行っても後で後悔することになろう」と反論し、皇帝に「停盟」を求めたとある。新羅の文武王は平定後の百済領を併呑する下心を持っていたのに対し、高宗は新羅・百済を唐帝国の州県制の支配下に編入しようとしていたのであり、双方の見解の裏面では両国の政略が火花を散らして衝突していたと言えよう。因みに[C]は龍朔3年11月前後頃のやりとりと解してよいだろう。

翌麟德元(664)年は文武王4年である。[D]の文章については、(①)「至麟德元年」から「不敢違勅」までと、(②)「又」から「永為疆界」までとで、会盟の内実がそれぞれ異なると解釈できる。「又」は前後の文章を分断する役目を果たしているからであって、結論から言うと、①は[A]に対応し、②が麟德2年に関わる[B]の出来事をごく簡略に記していると考えてよい。まず①は皇帝が嚴命を下し[C]でとった新羅の表裏ある態度を詰責し、「遣人於熊嶺、築壇共相盟会」とあって、派遣された「人」とは[A]にみえる角干金仁問と伊飡天存を指すであろう。金仁問は太宗武烈王の二男で、7度入唐宿衛し、皇帝からも厚く信任された人物とされ、天存は歴戦の將軍である。会盟の一方は扶余隆で一貫しており、勅使劉仁願の臨監の下で熊嶺に築壇し、盟處を基準に新羅・百済の境界を図上で線引きするという行為を行ったわけである。この会盟について新羅側はあくまで「所願」ではなく「違勅」の批難を避けることにしたのだと弁明している。

次に、②は熊津の就利山における会盟を要記しているが、詳細は[B]に記されており、中国文献やまた他の関係史料もこの事件をきわめて重視している。例えば『三国史記』百済本紀・義慈王20(660)年2月条には、「帝以扶余隆為熊津都督、俾歸国平新羅古憾、招還遺人。麟德二年、與新羅王會熊津城、刑白馬以盟。仁軌為盟辭。乃作金書鐵契、藏新羅廟中。盟辭見新羅紀中。仁願等還。隆畏衆攜散、亦歸京師」とあり、『資治通鑑』卷二百一

唐紀十七高宗中之上にも、「麟德二年、上命熊津都尉扶余隆與新羅王法敏釋去舊怨。八月壬子、同盟于熊津城。劉仁軌以新羅・百濟・耽羅・倭国使者、浮海西還、会祠泰山」と記し、『唐会要』卷九十五・新羅には、「麟德二年八月、法敏與熊津都督扶余隆盟于百濟之熊津城。其盟書藏于新羅之廟。于是帶方州刺史劉仁軌領新羅・百濟・耽羅・倭人四国使、浮海西還、以赴太山之下」とあり、さらに『百濟扶余隆墓誌』〔新羅神文王2（681）年〕には、「是歲、扶余隆、洛陽の私第に卒す。・・・高宗、隆を以て熊津都督となし、国に還りて新羅と和せしむ。麟德二年、新羅王と熊津城に会盟す。仁願等還り、隆、衆の離散を畏れ、亦た唐に帰る」とする。また『三国遺事』卷一・紀異第一（太宗春秋公）にも〔B〕とほとんど同文が掲載されている。

〔E〕新羅別記云、文虎王即位五年乙丑秋八月庚子、王親統大兵、幸熊津城、会假王扶余隆作壇、刑白馬而盟。先祀天神及山川之靈、然後歃血為文而盟曰、【往者百濟先王迷於逆順、不敦隣好、不睦親姻、結托句麗、交通倭国、共為殘暴、侵削新羅、破邑屠城、畧無寧歲。天子憫一物之失所、憐百姓之被毒、頻命行人、諭其和好。負險恃遠、侮慢天經、皇赫斯怒、恭行吊伐、旌旗所指、一戎大定。固可瀦宮汚宅、作誠來裔。塞源拔本、垂訓後昆。懷柔伐叛、先王之令典。興亡繼絕、往哲之通規。事必師古、傳諸曩冊。故立前百濟王、司稼正卿扶余隆為熊津都督、守其祭祀、保其桑梓、依倚新羅、長為與国、各除宿憾、結好和親、恭承詔命、永為藩服。仍遣使人右威衛將軍魯城縣公劉仁願、親臨勸諭、具宣成旨、約之以婚姻、申之以盟誓。刑牲歃血、共敦終始、分災恤患、恩若兄弟、祇奉綸言、不敢墜失、既盟之後、共保歲寒。若有乖背、二三其德、興兵動衆、侵犯邊陲、神明鑒之、百殃是降、子孫不育、社稷無宗、禋祀磨滅、罔有遺余。故作金書鐵契、藏之宗廟、子孫萬代、無或敢犯、神之聽之、是享是福】。歃訖埋幣帛於壇之壬地、藏盟文於大廟。盟文乃帶方都督劉仁軌作。〈按上唐史之文、定方以義慈王及太子隆等送京師。今云会扶余王隆。則知唐帝宥隆而遣之、立為熊津都督也。故盟文明、以此為驗〉。

〔B〕と〔E〕を比較してみると、両文章の大部分を占める盟文（【 】を付した部分）は「新羅別記」・「唐

史之文」など同じ典拠からの引用と推察され、さらに盟文前後の説明文にも撰者の加筆・潤色による少しの異同はあるが、ほとんど同筆・同旨の文章になっている。ここで異同の一例をあげると、いずれの盟文の直後にも「歃訖埋幣帛於壇之壬地」と記す所はこのままでは意味が通じない。おそらく「壬」は書写の過程で類似する別字を誤記したもので、本来の字は「吉」であろう。「吉地」とはめでたい方角の地という意になり、麟德2年乙丑は北北東がその方位に当たるだろう。では〔B〕〔E〕の撰者あるいは「新羅別記」の筆者が参照した「唐史之文」とは何であろうか。それはおそらく『旧唐書』卷一百九十九上・列伝第一百四十九・東夷百濟の条であろう。煩雑ではあるが引用してみる。

〔F〕麟德二年八月、隆到熊津城、與新羅王法敏、刑白馬而盟。先祀神祇及川谷之神、而後歃血。其盟文曰、【往者百濟先王、迷於逆順、不敦隣好、不睦親姻、結託高麗、交通倭国、共為殘暴、侵削新羅、破邑屠城、略無寧歲。天子憫一物之失所、憐百姓之無辜、頻命行人、遣其和好。負險恃遠、侮慢天經、皇赫斯怒、恭行弔伐、旌旗所指、一戎大定、固可瀦宮汚宅、作誠來裔、塞源拔本、垂訓後昆。然懷柔伐叛、前王之令典、興亡繼絕、往哲之通規、事必師古、傳諸曩冊。故立前百濟太子司稼正卿扶余隆為熊津都督、守其祭祀、保其桑梓、依倚新羅、長為與国、各除宿憾、結好和親、恭承詔命、永為藩服、仍遣使人右威衛將軍魯城縣公劉仁願、親臨勸諭、具宣成旨、約之以婚姻、申之以盟誓、刑牲歃血、共敦終始、分災恤患、恩若弟兄、祇奉綸言、不敢失墜。既盟之後、共保歲寒。若有棄信不恒、二三其德、興兵動衆、侵犯邊陲、神明鑒之、百殃是降、子孫不昌、社稷無守、禋祀磨滅、罔有遺余。故作金書鐵契、藏之宗廟、子孫萬代、無或敢犯、神之聽之、是饗是福】。劉仁軌之辭也。歃訖、埋幣帛於壇下之吉地、藏其盟書於新羅之廟。仁願・仁軌等既還。隆懼新羅、尋歸京師。

先ほど指摘した部分に関しては、上文では「壇下之吉地」と正しく記されている。熊津城の就利山に築かれた壇で盟誓の儀が執行され、儀礼終了後に幣帛すなわち歃血に用いた刑牲（白馬）や玉帛類を壇下の吉方に埋藏したと解釈できる。他方、盟文の作者を帶方都督劉仁軌と

記すが、盟辞は「金書鐵契」という永遠性を保持した性質・形態で、「藏其盟書於新羅之廟」とあるように新羅王都の宗廟に¹¹⁾ 収蔵されたのである。

麟徳2年8月の会盟は、唐皇帝高宗の勅命により右威衛將軍劉仁願が現地に臨監して執行された。唐帝国皇帝が盟主の立場にあるので、これは「君臣型会盟」の典型的事例とみなしてよく、盟誓の礼を強制されたのは新羅文武王と扶余隆である。文武王は唐・龍朔2(662)年・文武王2年正月に開府儀同三司上柱国楽浪郡王新羅王に冊封されており、翌3(664)年には雞林州大都督に任じられている。他方の扶余隆は在唐中に前百済太子司稼正卿を授けられ、東帰に際して急遽熊津都督に任じられた。両都督立ち会いの下「画界立封」を執行・確認するためである。

いずれにしても、この会盟には皇帝の外藩の臣が「弟兄」として「祇奉綸言」ずるという形式を踏んで執行されたことがわかるが、会盟の当事者を互いに「兄弟」関係に基づく「結好和親」で表現することは次の諸事例によっても明確であろう。ひとつは『三国史記』新羅本紀・奈勿尼師今18年条に、「百済禿山城主率人三百来投。王納之、分居六部。百済王移書曰、両国和好、約為兄弟。今大王納我逃民、甚乖和親之意、非所望於大王也。請還之」とあるもの、今ひとつは『日本書紀』欽明2年7月条にみえる百済聖王の発言とされるもので、「昔我が先祖速古王・貴首王と、故早岐等と、始めて和親を約びて、式て兄弟と為る。是に、我は汝を以て子とも弟ともし、汝は我を以て父とも兄ともし」と記し、新羅・百済の「両国和好」関係を「兄弟」と呼び、百済王と伽耶の早岐等との「和親」を「兄弟」あるいは「父子」に準えている。奈良時代以後の日本と渤海の関係なども複雑な一面があるが、日本朝廷の保持する『高麗旧記』に載せた高句麗の上表文に「親如兄弟、義若君臣」(『続日本紀』宝亀3年2月28日条)との記載があったらしく、外交の上で形式的に「兄弟」と「父子」・「君臣」の関係が同時併存することもあり得たのであり、その他「甥舅」に擬する関係なども見受けられ、そうすることが外交・会盟の際の慣例であったようで¹²⁾、唐皇帝高宗を軸に冊封と会盟を巧みに組み合わせた珍しい型式の和平協定が結ばれたわけで、唐の意図は「各除宿憾、結好和親、各承認命、永為藩服」すことで、旧百済勢力の代表者を盟誓の場に引き入れるこ

とで、現実には新羅の領土拡大の野望を軍事的にも心理的にも抑圧・阻止し、それと同時に新羅・百済の全領域を「万国之主」たる唐帝国皇帝の直轄統治下に編成・統御しようと目論んだのである。

ところで、[F]は劉仁軌の作成による麟徳2年8月の会盟に関する文章の全体像ではなく、序に当たる文章をまるごと省略して引用されたものである。序文は『天地瑞祥志』巻第二十・就利山盟文に掲載されているので参考のため以下に引用しておく[G]。序文では夏・殷・周三代にわたる「盟誓之礼」の事例に言及し、さらに前漢の高祖劉邦が即位後自ら諸侯に授けた「封爵之誓」・「白馬之盟」の歴史的意義を要約したもので¹³⁾、その先例に従い唐皇帝が雞林州大都督金法敏・熊津州都督扶余隆それぞれに指定した領域支配を盟約の方式に従って命ずるという内容になっている。

[G] 上古炎黃之化、即有戰爭之事、阪泉涿鹿、稱王者之師。遂乎堯舜、揖讓而君天下、施仁恩而罷征伐、行義而止干戈。語其升降、曾何等級。夏殷相繼、復用戎車、寤兵革之凶哭、知文德之戡亂、乃興盟誓之禮、以杜戰伐之源。非夫聖帝哲王、莫能行之者也。故成湯殷之聖天子、而有景亳之盟。晉文周之霸諸侯、而有踐土之盟。夏后將戰於甘、而作甘誓。周王陳於牧野、而作牧誓。由此言之、盟誓之禮、其所從來自久。春秋二百四十年中、諸侯盟誓多矣。布在方輿、不待煩言。及至漢高祖、誅暴秦、滅強項、威加四海、德被八荒、乃與佐命功臣、剖符作誓。其文曰、使太山如礪、黃河如帶、子孫傳國、及於後裔、申以丹書之誓、重以白馬之盟、藏之金櫃、以垂萬代。然太山何時可如礪、黃河何時可如帶。意欲尊崇祖考、安固子孫、決定嫌疑、蠲除猶豫。君臣揖讓於上、百姓詠歌於下、仁恩霑於草木、禮義洽於昆虫。時無爭訟之聲、俗保大康之樂。斯乃一人有慶、兆庶賴之者也。故知盟誓之義、其大矣哉。結隣國之歛心、成異邦之好合、共敦和贍、永息侵凌、拜祝天地、流芳不朽、可、不、勉、歟、。

維大唐麟徳二年歲次己丑、八月庚子朔十三日壬子、雞林州大都督左衛大將軍開府儀同三司上柱国新羅王金法敏・司稼正卿行熊津州都督扶余隆等、敢昭告于皇天后土山谷神祇。〈以下[F]【 】の文章が続く〉。

IV. 新羅・百濟・伽耶の会盟

本論冒頭で述べたように、朝鮮三国時代の会盟の性格・特質・意義などについてはこれまでほとんど詳細な論議や総合的な検討が行われていない分野に属する。前章では唐皇帝を基軸とする冊封と会盟とを組み合わせた歴史的にも著名な国際的会盟の事例を検証したが、それを例外として除くと、文献の上では諸種の「朋友型会盟」と「君臣型会盟」の事例を朝鮮古代史上に摘出することができる。後者の事例は多くはないが、君臣関係に基づくものや服属による朝貢関係を背景とするもので、三国対立の時勢と情勢の変化を鋭く反映する現象と言える。ここではまず個人間の会盟を伝える著名な事例として、新羅の金春秋（太宗武烈王）と金庾信の盟誓・盟約を取り上げることにしたい。『三国史記』巻第四十一列伝第一（金庾信上）に次のような記述がある。

善徳女王 11（642）年に百済が新羅の国西に所在した40余城を攻略し、さらに大耶城を攻め陥し都督品釋とその妻古陀炤娘を殺害した。品釋の妻は金春秋の娘であったので、この国難を機として春秋は高句麗に請師し怨みを晴らそうとするが、王も彼の計画に同意し許可した。そこで春秋は出発を前にして金庾信に、「我與公同體、為国股肱。今我若入彼見害、則公其無心乎」と語った。庾信は「公若往而不還、則僕之馬跡必踐於麗濟兩王之庭。苟不如此、将何面目以見国人乎」と応じたので、「春秋感悦、與公互噬手指歃血以盟曰、吾計日六旬乃還。若過此不來、則無再見之期矣」と言って別れたとする。記述によれば、春秋と庾信はお互いの手の指を噛みその血を飲んで盟約したことがわかる。身体の一部を損じて「歃血以盟」の手段としたことは、後漢の桓帝（在位146～168）が外戚の大將軍梁冀一族を誅殺したクーデター計画に際し、単超ら5人の宦官（五侯）と共に「遂定其議、帝齧超臂出血為盟」したという事例が想起されるが、ここで問題とすべきは、春秋・庾信の盟誓の意義をいかに捉えるかであろう。

金春秋は新羅第29代の太祖武烈王（在位654～661）その人である。父方の祖父は真智王（在位576～579）、曾祖父は真興王（在位540～575）で、とりわけ真興王の時期に国家体制が整備され、強化された軍事力により領土も著しく拡大した。春秋は善徳・真徳両女王による

およそ20年にわたる治世を支え続け、高句麗・倭・唐三国に相次いで入質し、積極的な外交を展開して唐帝国との緊密な関係を創りあげた英傑である¹⁴⁾。『三国史記』新羅本紀・真徳王8年条に、「国人謂、始祖赫居世至真徳二十八王、謂之聖骨。自武烈至末王、謂之真骨。唐令狐澄新羅記曰、其国王族謂之第一骨、余貴族第二骨」と記し、同・甄萱伝には、「国人自始祖至此分為三代。自初至真徳二十八王、謂之上代。自武烈至惠恭八王、謂之中代。自宣徳至敬順二十王謂之下代云」とあって、新羅国史を上中下の三代に区分し、武烈王を真骨（第二骨）と中代の始めに画期する王としている。『三国遺事』は王暦第一・第二十二智訂麻立干の段に「已上為上古、已下為中古」とし、第28代真徳女王の段に「已上中古、聖骨。已下中古、真骨」とあり、真徳女王以前を中古・聖骨とし、武烈王以後を下古・真骨と記すので、いずれにせよ武烈王を新羅国史上の画期とする点では一致している¹⁵⁾。新羅王統譜によると真興王の後裔は真智王系と真平王系に分裂し、王統の対立が二代にわたる女王の統治や重臣の謀反（柒宿・石品の乱、毗曇・廉宗の乱）、及び百済の激しい侵攻を招く結果となった。その中で春秋は対唐関係を強化しつつ王権の強化・内政の充実を図り、唐皇帝の内政干渉をも跳ね返して真平王系の善徳・真徳両女王の政権を粘り強く支え続けた。

一方の金庾信（595～673）は、その曾祖父が金官伽耶国の仇衡（仇亥）王で、法興王19（536）年新羅に投降し、以後祖父の武力・父舒玄は新羅王の下で角干となり、庾信自身は大將軍として朝鮮半島の統一を推し進め最大の軍事的功労者となった。庾信と春秋とは親密な血縁関係にあり、庾信の妹文姫（文明夫人）は春秋の王妃となり、文武王法敏を生み育て、春秋の娘は庾信の妻（智炤夫人）となって4人の男子を儲けており、春秋と庾信とは意図的な政略結婚により新しい新羅王家を創成していることがわかるが、さらにそれは新羅王家と金官伽耶王家との緊密な結合の達成を意味するとも言え、その成果とも言える文武王の出現は、新羅王統譜の上では新羅（辰韓）・伽耶（弁韓）統合王系の始祖王として位置づけることができる。

したがって、春秋と庾信の盟誓はかつてない大動乱期にあって新羅が最大の政治的・軍事的危機に直面した時点で行われ、その危機を乗り越えるための方策として、唐

及び高句麗・百済・倭との積極的な外交上の駆け引きにとどまらず、「我與公同體」と自称する2人の英傑による精神的・心理的な結束を固めるための真剣無比な国家的盟約だったと評せるのである。

さて、上に検討した庾信伝の話と重複する記事が『三国史記』新羅本紀・善徳王11年冬条に載っており、高句麗王に接見した春秋は次のように述べたとされる。すなわち、「今百済無道、為長蛇封豕。以侵軼我封疆。寡君願得大国兵馬、以洗其恥。乃使下臣致命於下執事」との発言に対し、高句麗王は、「竹嶺本是我地分。汝若還竹嶺西北之地、兵可出焉」と応答し、新羅の救兵の要請に対して領土返還の問題にすり替えようとした。そこで春秋は、「臣奉君命乞師。大王無意救患以善隣。但威却行人、以要婦地、臣有死、不知其他」と応じたので、怒った王は春秋を別館に囚禁したという。本紀は、高句麗王の無理難題とそれに見事な弁舌で応じた春秋の豪傑ぶりを描いているのだが、このやりとりでは請師のことは結果的には失敗に終わったことになろう。だが、他方の庾信伝では少しニュアンスの異なる話が展開されている。庾信伝は菟と亀の説話を挟んで春秋と高句麗王とのやりとりが次のように進行したとされる。

a [麗王] 麻木峴與竹嶺本我国地。若不我還、則不得歸。

b [春秋] 国家・土地、非臣子所専、臣不敢聞命。

c [春秋] 二嶺本大国地分。臣婦国、請吾王還之。謂予不信、有如皞日。

a・bの領土返還についてのやりとりのことは本紀とほとんど変わらない内容になっているが、cの春秋の発言では、二つの嶺（麻木峴＝鳥嶺・竹嶺）はもともと高句麗領であったことを率直に認め、帰国後に春秋が新羅王の処分を請うことにするので信用して欲しいと述べており、しかも「有如皞日」という中国典籍の慣用句が付せられている。これは「誓いに背けば天罰が下る」という意味の慣用句であり、cの春秋の言説は高句麗王が「前聞春秋盟辞」と記す本文の語句に対応しており、そのことからすると、春秋と高句麗王との交渉には盟誓の礼が介在していた可能性を窺わせるのである。すなわち、ここに論じた事例によれば、史書などにほとんど明記・特筆されていなくとも、和平・結好や善隣講和などの交渉・折衝に際し、朝鮮三国の王権・国家・首長層間で会盟・

盟誓という行為が恒例化・慣習化されていた蓋然性を考えさせる事例と言うべきであろう。盟誓や盟約というものは現実政治の前ではいとも簡単に破毀・撤廃されるという考えが一方にはあるが、盟約への裏切りは天罰による死に連なるとする古代人のなかに潜む宗教的な畏怖の心性・心理が、会盟・盟誓の政治的機能を根底に於いて規制し支える役割を果たしていたのであり、これまではこうした点への目配りが看過ないしは軽視されてきたのではあるまいか。そこで、次には軍国の激動時代とも言えるべき7世紀より以前の時期に遡り、主に新羅と百済の会盟に関わる記事を網羅的に考究してみることにしよう。まず始めに『三国史記』新羅本紀・奈勿尼師今18（373）年条に次のような興味深い記録がある。

百済禿山城主率人三百来投。王納之、分居六部。百济王移書曰、両国和好、約為兄弟。今大王納我逃民、甚乖和親之意、非所望於大王也。請還之。答曰、民者無常心、故思則来、數則去、固其所也。大王不患民之不安、而責寡人、何其甚乎。百济聞之、不復言。

禿山城（京畿道安城郡）は『三国史記』百济本紀・近肖古王28（373）年7月条に、「築城於青木嶺。禿山城主率三百人奔新羅」とあり、また同書・高句麗本紀・広開土王18（399）年7月条にも、「築国東禿山等六城、移平壤民戸」と記された城で、列記した諸記事の筋書きには何らかの歴史的背景があったとみてよい。とりわけ奈勿王紀には「両国和好、約為兄弟」という文言があり、それに対応するように、新羅本紀・奈勿尼師今11（366）年3月条に「百济人来聘」、13（368）年条に「百济遣使、進良馬二匹」とあり、百济本紀近肖古王21（366）年3月条に「遣使聘新羅」、23（368）年3月条にも「遣使新羅、送良馬二匹」と記すので、366年頃に百济からの積極的な働きかけによる新羅との盟誓の礼が結ばれていた可能性が高い。当時の新羅がどれほどの領域や国勢を保持していたのかはほとんど不明であるが、百济は肖古王の下で故国原王率いる高句麗軍と激戦を交えており、新羅からの軍事支援や背後の固めを必須の課題としていたのであり、さらに『日本書紀』神功摂政49（369）年3月条によると、百济は併行して倭との会盟をも積極的に模索し、それを実現に導いた模様である。

（前略）。唯し千熊長彦と百济の王とのみ、百济国に至りて、辟支山に登りて盟ふ。復古沙山に登りて、

共に磐石の上に居り。時に百済の王盟ひて曰さく、「若し草を敷きて坐とせば、恐るらくは火に焼かれむことを。且木を取りて坐とせば、恐るらくは水の為に流されむことを。故、磐石に居て盟ふことは、長遠にして朽つまじといふことを示す。是を以て、今より以後、千秋万歳に、絶ゆること無く窮ること無けむ。常に西蕃と稱ひつつ、春秋に朝貢らむ」とまうす。則ち千熊長彦を将て、都下に至りて厚く礼遇を加ふ。亦久豆等を副へて送る。

『日本書紀』の神功皇后紀には亡命百済人が倭朝廷に提出した『百済記』からの引用による記述が多く、またその記述がさらに書紀編者の手で政治的な潤色と曲筆を受けているので、取り扱いには細心の注意を要するが、4世紀の倭の動静を検討する上で重要な情報が含まれている¹⁶⁾。上に引用した文章もその一つと考えられ、倭王の使者千熊長彦（職麻那那加比跪）と百済王は、共に辟支山（全羅北道金堤）・古沙山（全羅北道古阜）に登攀し、山上付近の磐石の上で盟誓の礼を執行し、百済が西藩と称し倭に対して永遠の朝貢関係を結んだと記されている。

この記事には、倭の使人千熊長彦による倭王の盟辞が記載されていないだけでなく、百済王が一方的に天皇への藩属・朝貢関係を盟約したかのごとき記述になっているので、書紀編者による捏造の疑いも強く、会盟・盟誓のことは虚構で取るに足りない伝記であると断ずる論者も多いが、もともと倭人社会の習俗でない盟誓の儀礼をわざわざ書紀が記しているのは事実に基づいており、しかも実際には対等の同盟関係が成立したとみられ¹⁷⁾、また文献の上において倭の王権はこの時始めて国際的な意義を有する盟誓の礼を半島の新興国家と結んだのであり、しかもこの度の盟約を根拠に、倭王権は半島への組織的な兵団の派遣を公然化することが可能になったと言ふべきなのである。4世紀中葉以前に倭の軍兵が半島に進攻したとする伝記が知られておらず、『三国志』魏書・東夷伝・倭人条が「王遣使詣京都・帶方郡・諸韓国」と記すように、それまでは外交使節や交易による派遣・往来が交流の主な形態であった。

神功摂政 46（366）年 3 月条には、「甲子（364）年 7 月中」に百済王の使者が伽耶の卓淳国を訪れ、倭国との交渉を求めたとする記載があり、2 年後の 366 年に倭王の使者斯摩宿祢は、その従者爾波移と卓淳人過古とを百

済に派遣し、2 人は王から厚遇を受け、「五色の綵絹各一匹、及び角弓箭、并せて鐵鋌四十枚を以て、爾波移に幣ふ。便に復寶の蔵を開きて、諸の珍異を示しめた」と記す。百済王は倭人が鉄を欲しがっていることを知り、それと引き換えに軍事支援を求めたというのである。その結果は先記したような 369 年における百済王と千熊長彦による対使会盟の実現となったのであり、372 年には盟誓の証として七支（枝）刀が百済王から倭王に贈与され、ここに倭・済軍事同盟が発足したわけである。

さらに考えを進めると、上に指摘した『百済本記』の説話に、百済の使節が卓淳国（慶尚南道昌原）を訪れ倭国との交渉を望み通報を依頼したという点であるが、百済はこれより以前から卓淳国のみならず他の伽耶の有力諸国との通交・和平の関係を手探りしていたことが推測され、その背景には高句麗の軍事的脅威が存在したのである。『日本書紀』欽明 2 年 4 月条には、安羅・加羅・卒麻・散半奚・多羅・斯二岐・子他などの伽耶諸国の早岐らと、「任那日本府」の吉備臣（闕名）を百済に招集した聖明王が過去の歴史を追想し、「昔我が先祖速古王・貴首王の世に、安羅・加羅・卓淳の早岐等、初めて使を遣して相通して、厚く親好を結べり。以て子弟と為りて、恒に隆ゆべきことを冀ふ」と言ったとある。「安羅・加羅・卓淳」は安羅（慶尚南道咸安）・加羅（同上金海）・卓淳（同上昌原）など洛東江下流域一帯の有力国で、積極的に肖古王・貴首王との交盟を求め親好を結び子弟の約を擬制したとされる。「子弟（ヤカラ）」は血縁親族の関係を意味する語で、双方に優劣の差はなく、同様に欽明紀 2 年 7 月条にも、安羅に派遣された百済王の使臣が任那執事らに対して、「昔我が先祖速古王・貴首王と、故早岐等と、始めて和親を約びて、式て兄弟と為る」と言明しているように、4 世紀の百済が伽耶諸国と外交関係を結んだ際には、「子弟」ないしは「兄弟」に擬する交聘（「朋友型会盟」）を成立させていたようであり、会盟に基づく外交関係の結成が諸国間で盛んに行われたらしいことを窺わせている。

しかしさらに重要なのは、2 年 4 月条の上文に続けて、「而るを今新羅に誑かれて、天皇を忿怒りまさしめて、任那をして憤恨みしむるは、寡人が過なり。我、深く懲り悔いて、下部中佐平麻鹵・城方甲背味奴等を遣して、加羅に赴きて、任那の日本府に会ひて相盟ひき。以後、念を

繋ぐこと相續きて、任那を建てむと図ること、且にも夕にも忘るること無し」と述べ、継体天皇の時に起きた外交上の失策は百済王たる自分のせいであり、使者を加羅（安羅）に派遣し「任那日本府」に全ての関係者を「会ひて相盟ひき」とする新たな措置をとったと言っている点である。

百済聖王が自ら反省する継体朝の失政というのは、継体紀23年3月条に「近江毛野臣を遣して、安羅に使す。勅して新羅を勧めて、更に南加羅・喙己吞を建つ。百済、將軍君尹貴・麻那甲背・麻鹵等を遣して、安羅に往赴きて、式て詔勅を聴かしむ」と記す措置で、百済は倭王が派遣した近江毛野臣の兵力をもって新羅に圧力をかけ、喙己吞・南加羅・卓淳の復建を策し、そのために倭使臣が駐在する安羅に百済使臣を派遣し伽耶諸国早岐らと合同の対使会盟を行ったわけである。この場合の会盟の主導者が百済王であることは明白であるが、「日本府」の倭臣や安羅国の早岐層のなかに親新羅派が存在したために計略が攪乱され、最終的に百済は「辛亥の三月に、軍進みて安羅に至りて、乞屯城を営む」という強硬手段をとり、「任那の下韓」各地に「郡令・城主」を配置したのである。辛亥とは531年に当たり、これ以後百済は伽耶諸国早岐らに対し、「我は汝を以て子とも弟ともし、汝は我を以て父とも兄ともし」（欽明紀2年7月条）と言い、すなわち「我（百済）＝父・兄」「汝（伽耶諸国）＝子・弟」というように親族表現に微妙な優劣の変化が現れているのが窺えるであろう。このように朝鮮古代史、とりわけ伽耶の歴史を検討する上で会盟にまつわる諸問題が看過できない重要性を帯びることが理解されることと思う¹⁸⁾。

さて話を元に戻すと、4世紀前半期に建国した新羅・百済両国は、5世紀後半に至るまで高句麗の広開土王（在位392～413）・長寿王（413～491）の軍事的圧迫や攻撃を頻繁に受け、新羅では高句麗軍が常時国内に駐屯し長期的に朝貢関係を強制されたことが『中原高句麗碑』や慶州壺杆塚出土の「乙卯年国岡上広開土地好太王壺杆」によって証せられ¹⁹⁾、百済は蓋鹵王21（475）年に王都漢城を攻略され、蓋鹵王が追撃を受け害される事件が勃発した。『三国史記』百済本紀はその時蓋鹵王の子文周が「求救於新羅、得兵一萬廻」と伝え、新羅本紀には「百済王慶遣子文周求援。王出兵救之。未至、百済已陷、慶

亦被害」とあり、新羅の救援を得ようとしていたのである。このような高句麗の侵略・支配に対して新羅・百済両国はしばしば友好・助援の同盟関係を結んだが、新羅の炤知麻立干（在位480～501）と百済の東城王（在位479～501）の時期は、両国が高句麗の掣肘を脱しやがてそれぞれが国勢を拡大していく端緒を成した時期と言えるので、下に関連事項を簡略な年表でもって示し、その実情を簡潔に調べてみよう（〔 〕は対応する百済本紀の記事）。

- ア 炤知麻立干3（481）年3月—高句麗與靺鞨入北辺、取狐鳴等七城、又進軍於彌秩夫。我軍與百済加耶援兵、分道禦之。賊敗退、追撃破之泥河西、斬首千余級。
- イ 炤知麻立干6（484）年7月—高句麗侵北辺。我軍與百済合撃於母山城下、大破之。
- ウ 炤知麻立干7（485）年5月—百済来聘。〔東城王7年5月—遣使聘新羅〕
- エ 炤知麻立干15（493）年3月—百済王牟大遣使請婚。王以伊伐食比智女送之。〔東城王15年3月—王遣使新羅請婚。羅王以伊伐食比智女歸之〕
- オ 炤知麻立干16（494）年7月—將軍実竹等與高句麗戰薩水之原、不克、退保犬牙城、高句麗兵圍之。百済王牟大遣兵三千、救解圍。〔東城王17年8月—高句麗與新羅戰薩水之原。新羅不克、退保犬牙城。高句麗圍之。王遣兵三千救、解圍〕
- カ 炤知麻立干17（495）年8月—高句麗圍百済雉壤城、百済請救。王命將軍德智、率兵以救之。高句麗衆潰。百済王遣使来謝。〔東城王17年8月—高句麗来圍雉壤城。王遣使新羅請救。羅王命將軍德智帥兵救之。麗兵退歸〕

新羅・百済の友好関係はおそらく（ウ）で実施された盟誓で固められ、さらに（エ）で婚姻による強化が図られたらしいが、どれも百済からの要請である点が留意される。（ア）・（イ）・（オ）・（カ）いずれの戦いでも相互に援兵を送っており、対高句麗戦線では両国の安定した和好の関係が続いたようである。しかるに、6世紀に入ると両国は内政の充実に取り組んだだけでなく、領土拡張策の下にそれまでとは一転して伽耶をめぐる対立関係に入り、その流れの中で新羅における国勢の増強が目立

つようになる。とりわけ法興王（在位514～540）・真興王（在位540～576）の時期が注目され、百済では武寧王（在位501～523）の後半期から聖（明）王（在位523～554）・威德王（554～598）の前半期に当たる。

さて、(ア)の新羅・高句麗戦では加（伽）耶軍の助兵のことが記されている。これは新羅と伽耶との間にも高句麗を共通敵とする会盟が結ばれていたことを示唆する。新羅・百済と伽耶の歴史的関係については、前者による策謀と侵略、後者における守勢と混乱、最後には新羅による併呑というイメージが強いが、『南齊書』加羅国伝・建元元（479）年の条によると、加羅王荷知が南齊に使節を派遣して輔国將軍本国王の爵号を授けられており、この加羅国は高霊伽耶（大伽耶）とみられ、中国に遣使する意欲と力量を備えていたということは、5世紀後半頃には高霊伽耶に結集する諸小国の広域同盟体が伽耶地域に成立し、王と称する人物が同盟体の盟主に君臨していたことがわかる。その他にも洛東江河口部周辺の金官伽耶（南伽耶）、同じく洛東江下流右岸一帯に安羅伽耶を基軸とする政治的統合体の形成が想定されているのは周知のところであるが²⁰⁾、当時金官伽耶は頽勢の状況にあり、安羅伽耶は高霊伽耶とは併立し競合状態にあったと推測されるも、最終的には伽耶の三つの同盟体がいずれか特定の国の王の下に集権的に統合されるという動きには結びつかず、新羅・百済や倭からの様々な干渉・圧迫・侵略を受け続けたことが伽耶全体の混乱と滅亡に至る主要な原因になったようである。

『三国史記』法興王9（522）年3月条によると、「加耶国王遣使請婚。王以伊飡比助夫之妹送之」とあり、伽耶国王の側から新羅への請和の働きかけがあり、また同王11（524）年9月条にも「王出巡南境拓地。加耶国王来会」との記事がみえており、新羅南境地域の巡幸視察は法興王による伽耶国王への政治的工作とみられ、伽耶国王が「来会」するとは双方が国境付近において交盟・和約を成したということを意味するもので、新羅の伽耶地域への激しい政治的攻勢を裏付けるものであるが、新羅・伽耶双方とりわけ伽耶の新羅接近の思惑が具体的には何であったのが問題となろう。

『日本書紀』継体23年3月条には、「是に由りて、加羅、儻を新羅に結びて、怨を日本に生せり。加羅の王、新羅の王の女を娶りて、遂に兇息有り。（下略）」とする所伝

があり、加羅が倭に対して怨みを懷き、その結果新羅にすり寄った原因は、蟾津江下流域に所在した帶沙（多沙）津を倭が百済の要求を呑んで与えたことにあったとする。果たして、同じ書紀の継体紀7年11月条には、「朝廷にして、百済の姐彌文貴將軍、斯羅の汶得至、安羅の辛巳奚及び賁巴委佐、伴跋の既殿奚及び竹汶至等を引し列ねて、恩勅を奉り宣す。己汶・帶沙を以て、百済国に賜ふ」とあり、「是の月に、伴跋国、戡支を遣して、珍寶を献りて、己汶の地を乞す。而るに終に賜らず」という裁定が下され、文貴將軍の帰国に合わせて百済に派遣された物部（伊勢）連父根（至至連）が、「帶沙江に停住ること六日。伴跋、師を興して往きて伐つ。衣裳を逼め脱ぎて、所齋を却み掠ひて、盡に帷幕を焼く。物部連等、怖ち畏りて逃遁れぬ。僅に身命を存きて、汶慕羅に泊る。汶慕羅は嶋の名なり。」（継体紀9年4月条）と伝えているように、伴跋国が己汶・帶沙の領有問題に深く関わっていたことがわかり、その国は本彼（慶尚北道星州）で高霊付近とみなすことができ、新羅が会盟を結んだ加耶国とは伴跋国を盟主とする高霊伽耶だったと言えるのである²¹⁾。

己汶（全羅北道南原）・帶沙津（全羅南道河東）はある種の国際交易特区の性格を帯びた土地で、倭の朝廷が百済・斯羅・安羅・伴跋の代表者会議を主催し、伴跋の使者が倭に対して珍寶を贈りつけているのは、国際慣習法上の港津管理権が何に由来しているのかを究明することが必要であるが、帶沙江の周辺地域は百済・新羅の領域争奪戦からは最もかけ離れた地域で、現実には港津・交易機能が諸国の人々によって恒常的・平和的に活用し得る場であったこと、倭もまた楽浪・帶方郡との外交や対百済及び対南朝外交の必要上古くから半島における有力な交通的政治的拠点を当地にも整備・構築しており、次に指摘するように倭王の使者が交替で当地に常駐していたのも国際会議が倭で開催された要因のひとつと考えられる。

そして、百済が南進政策を開始すると、「倭国への朝貢津路」の確保を言い訳にして港津機能の独占領有を欲したのは当然の成り行きで、その前提として、継体紀5年12月条には「任那国の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟漏、四縣を倭に要求したのである。四縣は全羅南道の榮山江・蟾津江流域の地方であり、己汶・帶沙津と共に倭の「哆唎国守」の管掌下に置かれていた。帶沙津をめぐって高

霊伽耶の新羅への接近の動きの背景には百済・倭の提携と策動があったとみることができ、百済の当該地域への急速な進出が新羅・高霊伽耶の会盟を誘発する直接的な契機となり、新羅のさらなる攻勢によって、法興王19(532)年条に、「金官国主金仇亥、與妃及三子長曰奴宗、仲曰武徳、季曰武力、以国帑宝物来降。王禮侍之。授位上等、以本国為食邑。子武力仕至角干」と記すごとく、頽勢に瀕していた金官伽耶国の新羅への統属をもたらしたのである。

さて、『三国史記』によると百済聖王3(525)年2月条に「與新羅交聘」するとあり、さらに新羅真興王2(541)年3月条には「百済遣使請和。許之」とあって、両国はそれぞれの新王の即位に合わせて和好のための交盟を互に行行ったようである。おそらく5世紀後半以来の対高句麗戦略に基づく提携関係の継続というべきであろうが、一方では伽耶の攻略という課題を秘めての和議という性格を孕んでいたと推測され、聖王16(538)年に百済が泗沘遷都を行ったのも伽耶への進出を重要視したからであろう。試みに真興王の時代の双方の関係を列記してみると次のようになる（〔〕は百済本紀の関係記事、〈〉は列伝第四・居柒夫伝より引用）。

- キ 真興王9(548)年2月一高句麗與穢人攻百済独山城。百済請救。王遣將軍朱玲、領勁卒三千擊之、殺獲甚衆。〔聖王26年正月一高句麗王平成與濊謀、攻漢北独山城。王遣使請救於新羅。羅王命將軍朱珍領甲卒三千發之。朱珍日夜兼程、至独山下、與麗兵一戰、大破之〕
- ク 真興王11(550)年正月一高句麗拔高句麗道薩城。〔聖王28年正月一王遣將軍達己、領兵一萬、攻取高句麗道薩城〕
- ケ 真興王11(550)年3月一高句麗陷百済金峴城。王乘兩國兵疲、命伊飡異斯夫出兵擊之、取二城増築、留甲士一千戍之。〔聖王28年3月一高句麗兵困金峴城〕
- コ 真興王12(551)年3月一王巡狩、次娘城。・・・王命居柒夫等侵高句麗、乘勝取十郡。〈12年辛未、王命居柒夫・・・等八將軍、與百済侵高句麗。百済人先攻破平壤。居柒夫等乘勝取竹嶺以外高峴以內十郡〉
- サ 真興王14(553)年7月一取百済東北鄙、置新州、以阿飡武力為軍主。〔聖王31年7月一新羅取東北置新州〕
- シ 真興王14(553)年10月一娶百済王女為小妃。〔王女

歸于新羅〕

- ス 真興王15(554)年7月一高句麗王明禮與加良來攻管山城。軍主角干于徳・伊飡耽知等逆戰失利。新州軍主金武力以州兵赴之。及交戰、裨將三年山郡高干都刀急擊殺百済王。於是諸軍乘勝大克之。斬佐平四人士卒二萬九千六百人。匹馬無反者。〔聖王32年7月一王欲襲新羅、親帥歩騎五十、夜至狗川。新羅伏兵發與戰、為乱兵所害薨〕
- セ 真興王16(555)年10月一王巡幸北漢山、拓定封疆。
- ソ 真興王23(562)年7月一高句麗侵遼邊戸。王出師拒之、殺獲千余人。〔威徳王8年7月一遣兵侵掠新羅邊境。羅兵出擊敗之。死者一千余人〕
- タ 真興王23(562)年9月一加耶叛。王命異斯夫討之、斯多含副之。斯多含領五千騎先馳、入梅檀門立白旗。城中恐懼、不知所為。異斯夫引兵臨之、一時盡降。

上表によると、真興王11年の百済・高句麗戦(ク)・(ケ)で新羅は道薩城(忠清北道槐山郡)・金峴城(忠清北道鎮川郡)を占領し、さらに翌12(551)年春に王が娘城(忠清北道清州)に出巡した後居柒夫らが高句麗の10郡を攻略している(コ)。これらは漢江流域の京畿道方面への進出を意図した動きで、新州(京畿道広州郡)を設置した(サ)がその結果である。これにより新羅は半島西方海岸一帯に領土を拓げることになり、一挙に高句麗・百済が腹背の讎敵となった。(シ)は百済の姑息な新羅牽制策であり、以後両国は厳しい敵対関係に入って(ス)・(セ)のごとき戦争状態が継起・常態化し、長らく続いた盟誓による交聘の実質は完全に破毀されることとなる。(ス)は管山城(忠清北道沃川郡)攻略戦で百済の聖王が戦没したことを伝える記事である。この戦いには百済軍に「加良」兵が助勢しており、なおこの時点でも新羅に抵抗する伽耶勢力があったことがわかる。新羅本紀は裨將で三年山郡高干(新羅の外位第三等)の都刀が王を害したとし、百済本紀は抽象的に乱兵による殺害と記す。『日本書紀』欽明15年12月条によると、「(前略)。已にして苦都、乃ち明王を獲て、再拜みて曰さく、『請ふ、王の首を斬りまつらむ』とまうす。明王対へて曰はく、『王の頭は奴が手に受くべからず』といふ。苦都が曰さく、『我が国の法は、盟ふ所に違背はば、国王と曰ふと雖も、当に奴が手に受くべし』とまうす。一本に云はく、

明王、胡床に乗踞げて、解きて佩刀を谷知に授けて斬らしむといふ」とあって、苦都（谷知）と名乗る兵士が王を斬首したと記している。印象深いのは、村主層に属するとみられる新羅兵士の社会意識のなかに、「我が国の法は、盟ふ所に違背はば、国王と曰ふと雖も、当に奴が手に受くべし」という法観念が存在したことで、羅・済間の国家的盟誓を聖王自らが破ったので神罰が下され、下級兵士の手で斬首されても仕方がないのだという論法であり、具体的には真興王2年3月の王権間交盟がそのような意識の底流をなしていると考えてよく、問題とすべきは、そうした国法・王法の基盤となった盟誓儀礼の意識の臣寮や将兵らへの急速な普及・拡大はいかにして可能となったのであろうかという点である。

法興王と真興王、とりわけ真興王は（コ）・（セ）に記すように歴代のなかで最も精力的に辺境拓地を巡幸した王者として知られ、文献記録以外にも下に掲記したように金石文の形で巡狩管境碑が発見されている。

- ・蔚珍鳳坪（慶尚北道）新羅碑（法興王11年甲辰）
- ・昌寧（慶尚南道）巡狩碑（真興王22年辛巳）
- ・黄草嶺（咸鏡南道）巡狩碑（真興王29年戊子）
- ・磨雲嶺（咸鏡南道）巡狩碑（真興王29年戊子）
- ・北漢山（京畿道）巡狩碑（真興王16年乙亥？）
- ・南山新城（慶尚北道）碑（真平王13年辛亥）

なかでも昌寧真興王巡狩碑〈真興王22（561）年辛巳〉²²⁾は現存する巡幸碑のなかでは最も古い年紀を示すことが特徴であり、さらに文字の剥落がかなり多いものの、本論の観点からみてすこぶる重要な言辭が存在することに注意される。昌寧は洛東江中流左岸域に所在する軍事的要地で、碑文には比子伐とあり、また比斯伐（比自林・比只）・比自火郡とも称された加耶の小国の一つであった。碑文は全体として題記・紀事・随行人名から成り、巡幸に随従した内臣・地方官は42人に及び、そのなかには沙喙武力智迺干（金官国主金仇亥の子）も名を連ねている。

（10行目）法慈□人与上□□□□□□□□□□□□□□□□
□□看其身受

（11行目）爵于時會□□□□□□□□葛文王□□□□
未漢□□□

さて、問題となる語は碑文11行目の4段目にみえる「会」

である。その上にある「爵」は王の巡狩目的・趣意をまとめた紀事に関わる文章の最後に当たる文字で、次の「于時會」の語句から随行人名の記載が新たに始まる。「爵」字については「罰」と釈読する説もあるようだが、筆者は「爵」が妥当だと考えている。それはいずれにせよ、「会」は新羅王の教命を受けた多数の臣下が当地に結集・会合し、王との間に「君臣型会盟」を行ったことを告げる文字と解することができ、南境拓地における盟誓の企図・目的としては、民情を視察すると共に、臣下の忠義・誠信の度合いを測り、君臣間の協力により伽耶の残存勢力を一掃するという軍事的計略であったと考えられ、この会盟の結果が翌年に起きた「伽耶叛」（タ）を契機とする伽耶盡滅の記事につながると考えられるのである。

真興王の比子伐（昌寧）への巡幸を誘発した事情としては、前年における高霊伽耶及び安羅伽耶の全面降伏という事実を想起すべきであろう。それは『日本書紀』欽明23年正月条の分註に、「一本に云はく、二十一年に、任那滅ぶといふ。総ては任那と言ひ、別ては加羅国・安羅国・斯二岐国・多羅国・卒麻国・古嵯国・子他国・散半下国・乞凜国・稔禮国と言ふ、合せて十国なり」と記すように、任那滅亡の「二十一年」とは真興王21（560）年に相当し、巡幸の前年の出来事と解してよい。また国名の筆頭に挙げられた「加羅国」は高霊伽耶を指し、安羅国から稔禮国までの9ヶ国は慶尚南道各地に残存していた安羅伽耶周辺の未服の諸小国と考えられ、真興王は自らまだ不穏な情勢が続く現地の視察を兼ねて巡幸を決行したのであり、『三国史記』が記述する23（562）年9月の「加耶叛」とその討伐戦の記述は、いったん降伏従属した勢力が叛乱を起したために撃滅したという意味に解釈できるのであって、この「加耶」は上の伝記に載せている「加羅国」ないしは「安羅国」であろう。

ところで、新羅において君臣間の盟誓が日常的意識にのぼるようになった主要な契機に仏教の受容をめぐる特殊な社会的動向・政治的背景があると考えられる。周知のように、新羅仏教の本格的な始まりが法興王の時期（627）であり、真興王も「至末年祝髮被僧衣、自号法雲」するほどの崇仏者であったことはよく知られているが、新羅の奉仏は反対する大多数の臣下が王の詔命を受け容れるか否かという激烈な君臣間の政治闘争を克服して達成されるという経緯があった。そもそも新羅には「其有大事、

則聚群官評議而定之」、「事必與衆議号和白、一人異則罷」と伝える貴族会議の伝統があり、「新羅有四靈地、將議大事、則大臣必会其地謀之、則其事必成」とあるように、国議の主役は上大等を始めとする上級貴族層だったのであり、彼らは王の意向を掣肘する独立の権威と権限を有していたのである。

著名な近臣異次頓（處道）の奇瑞・異変をめぐる説話は、王とその近臣のみが崇仏の支持者・理解者であったこと、しかし当時の新羅人の仏教に対する理解がきわめて情緒的・呪術的な段階にあったことを示すだけではなく、貴族会議の決定を王権が干渉・左右できない状況・構造にあったことを物語っている。法興王は即位して4（517）年に始めて兵部を設置するという軍制改革を施行し、同7（520）年には「頒示律令。始制百官公服、朱紫之秩」なる衣服冠位の統制策を実施したが、ことが異国伝来の奇教を受容するか否かの精神的問題であったので、「群臣不信、喋喋騰口舌」という混迷状態に陥り、そのため、王は方法的に会盟と盟誓の儀礼を活用し、仏教を臣下に対して一律に強要するという手段をとらざるを得なかった。

法興王14（527）年の『慶州栢栗寺石幢記』には、「・・・□王乃問曰臣等於吾以信仏法欲建塔□故□纂賊諸臣□拜□□□曰臣等絶無如□逆意若有□□□□盟王召□□□□□無答」とあって、文意を正確に読み取ることがきわめて困難ではあるが、「盟王召」との語句があるように、王と王に召された臣下とが相互に結盟するという方式により奉仏に至ったことが推測される。さらに『海東高僧伝』巻一・流通法空・法興王16（529）年条に、「于時君臣盟曰、自今而後、奉仏帰僧、有渝此盟、明神殛之」と記すように、王臣間の盟誓儀礼の施行、違盟による神罰という方式で仏教受容が図られたことを伝えており、君臣会盟が君主権の強化拡大につながる措置であったことが窺われ、真興王の辺境拓地巡幸が隣接諸国間の危機的状況下において君臣会盟を内政に適用した権力集中策であったことも明らかであろう。

V. 後百済王甄萱と高麗太祖王建の契盟

三国時代からは時期がややずれているが、朝鮮半島が危機的な状況下に陥った統一新羅時代末期において²³⁾、地方から勃興した後百済王甄萱と高麗国太祖王建が結ん

だ契盟と、新興勢力である王建と没落に瀕した新羅王とが結んだ盟誓も、双方の勢力均衡と新たな新興国家建設に向けた野望の渦巻くなかで結ばれた「朋友型会盟」の典型例と言えるのではなかろうか。これからは少し両者に関わる会盟の実相を検討してみることにする。

7世紀後半に朝鮮半島を統一した新羅は、9世紀中葉から後半にかけて内政とりわけ中央・地方共に政治の紊乱が目立つようになり、飢饉・疫病が連年のように起き、盗賊が各地に跋扈し、また王位をめぐる重臣らの謀反・叛逆事件も頻発する。病弱な王がしばしば現れ、自殺・暗殺などにより在位が極端に短い王も相次ぐようになる。真聖女王（在位888～898）の頃には「国内諸郡不輸貢賦、府庫虚竭、国用窮乏。王発使督促、由是盗賊蜂起」の状態で、とりわけ地方政治の荒乱は一般的な盗賊集団より格段に組織・勢力の大きい豪雄を各地に輩出せしめ、江原・黄海道方面には梁吉・弓裔・王建らが、全羅・忠清道方面には甄萱が現れ、自立した軍政勢力を形成し諸城と領地の奪い合いを展開し、やがて王建が新羅王権を吸収して高麗国を建設することとなる。本論では王建と甄萱との間で一時的にとり結ばれた盟約と、王建と最後の新羅王敬順との会盟の実相・歴史的意義を明らかにしてみたい。

さて、弓裔（善宗）は新羅王の子として生を享けたらしいが、生まれてすぐに不遇の身となり、北原賊帥梁吉や竹州賊魁箕萱らと親密な関係を結び、真聖王8（894）年には声望高く將軍を自称し「設百官、依新羅制」たとする。江原道南部・忠清北道・京畿道一帯を席卷し、江原道北原を根城にしていた梁吉とも戦って大勝を収め、溟西道・漢山州の諸城をも攻め取り、孝恭王2（898）年には松岳郡に都を置き、同9（905）年都を鐵圓（江原道鐵城郡）に移した。弓裔は新羅王族でありながら新羅が唐と結んで百済・高句麗を滅亡に導いたことを激しく憎悪し、配下には新羅を「滅都」と呼ばせ、「吾必報其讎」と言ったと伝え、その根源は「蓋怨生時見棄」んだことによるとしている。孝恭王13（909）年には兵船をもって全羅南道の珍島郡を降し、翌年には甄萱の軍と戦い錦城（羅州城）を守り抜いた。

この間、孝恭王8（904）年に国号を摩震とし、年号を武泰と定めたが、同王15（911）年に国号と年号を泰封・水徳万歳に改め、「善宗自称彌勒佛、頭戴金幘、身

被方袍、以長子為青光菩薩、季子為神光菩薩、出則常騎白馬」と伝える異常な行動が顕在し、神徳王3（914）年になると政開元年とした。この頃弓裔の夫人が「以王多行非法、正色諫之」のに激怒して殺すという事件を起こし、部下や平民で罪も無く殺される事態が頻々と起こった。そのため景明王2（918）年に「弓裔麾下人心忽変」し殺害され、直ちに王建が人望を得て推戴され即位することになり、王建が表舞台に登場すると、半島は新羅・高麗・後百済三分の形勢となるのである。王建（877生・在位918～943）は京畿道松岳郡（開城）に生まれ、後に開城を高麗国の王都とした人物である。真聖王8（894）年に始めて弓裔の配下に入りその片腕として各地を転戦し頭角を現した。景明王2（918）年に弓裔が死ぬまでその部下にあって隠忍自重し、遂にその時期が来るのを待望していたようである。

一方、甄萱は尚州加恩縣（慶尚北道聞慶郡）の人で、父阿慈介は農民から將軍となり、萱も從軍して入京の後西南海の防衛に派遣され、裨將に出世した。真聖王6（892）年、萱は慶州西南州縣を侵奪し5千人の衆を獲得、勢いに乗って武珍州（全羅南道光州市）を襲撃し、さらに完山州（全羅北道全州市）に至ると州民が迎勞したので人心を得たことを大いに喜び、王を称するのを自重したものの、百済再興の宿憤を左右の者に明かした。甄萱が完山賊と称されたのはこのことによる。当時の自署には「新羅西面都統指揮兵馬制置持節都督全武公等州軍事行全州刺史兼御史中丞上柱国漢南郡開国公」と書いたとされ、孝恭王4（900）年には公式に後百済王を名乗り、官職を分置整備した。その中身は明確ではないが、弓裔と同じく新羅官制に準拠したものと推測される。

甄萱が弓裔の政策と大きく異なるのは対中国関係を重視したことで、同年に「遣使朝吳越、吳越王報聘、仍加檢校大保、余如故」とあって甄萱は吳越国に朝献し、新羅王と後唐との冊封関係に対抗しようとしたことがわかる。景明王2（918）年にも「遣使入吳越進馬、吳越王報聘、加授中大夫、余如故」とあり、王建が即位した機を捉え吳越国との関係を強化しようとした。また景哀王2（925）年、王建との間で質子を交換し合った後に、「遣使入後唐称藩」し、「檢校大尉兼侍中判百済軍事、依前持節都督全武公等州軍事行全州刺史海東西面都統指揮兵馬制置等事百済王、食邑二千五百戸」を授けられたが、前記した自署と

比較すればわかるように、後唐は萱を「海東西面都統」「百済王」に冊封して後百済を自立した王国とみなし対処していることが明らかで、新羅の国勢の凋落ぶりが目立つと共に、萱は自らの政治的立場を王建よりも優位に置こうとしていたことが明白である。なお、萱は922年6月と929年5月に遣日本使を派遣しているが、いずれも日本朝廷は臣下の外交を認めずとして放還の措置が取られた。

翌3（926）年4月に質子の真虎が暴死すると、高麗・後百済の盟約が一挙に決裂する事態を引き起こした。『三国史記』新羅本紀第十二・景哀王3（926）年4月条には、「真虎暴死。萱謂高麗人故殺。怒拳兵、進軍於熊津。太祖命諸城堅壁不出」という態度をとり、新羅王は太祖に「遣使曰、甄萱違盟拳兵、天必不祐。若大王奮一鼓之威、甄萱必自破矣」と忠告するも、太祖は使者に対して「吾非畏萱、俟惡盈而自彊耳」と答えたという。史記の新羅王の言説は『高麗史』卷一家一太祖九年四月庚辰条に依拠するもので、高麗国太祖王建の立場と事績を粉飾し、敵対する甄萱を悪人に仕立て上げようとする意図が明白である。

「甄萱違盟拳兵」の原因は、景明王6（922）年から翌7（923）年にかけて、下枝城（慶尚北道安東郡）將軍の元逢・溟州（江原道江陵郡）將軍順式・真寶（慶尚北道青松郡）將軍洪述・命旨（京畿道抱川郡）城將軍城達・京山府（慶尚北道星州郡）將軍良文らが相次いで王建に帰服するという事態が起き、王建の威令が新羅王都近辺にまで波及し始めたので、焦った萱は翌景哀王元（924）年7月に子息の須彌強を派遣し、大耶城（慶尚北道陝川郡）・聞韶城（慶尚北道義城郡）の兵卒を動員して曹物城（未詳）を攻略させたが失敗に終わり、翌2（925）年10月には萱自らが3千騎を率いて曹物城を攻めたが勝敗を決することができず、王建からの提案で、「欲権和以老其師、移書乞和。以堂弟王信為質、萱亦以外甥真虎交質」となり、おそらく双方の間で対使会盟が交わされたが、12月には甄萱の軍が居昌（慶尚南道居昌郡）等20余城を攻取し、新羅王都への侵攻が憂慮される状況となった。因みに、盟誓に交質が伴う場合があるのは中国の春秋時代以来の慣行でもある。

翌3（926）年4月における真虎の殺害は王建の謀略に基づくと推測され、新羅王の「甄萱違盟拳兵、天必不

祐。若大王奮一鼓之威、甄萱必自破矣」との見解を巧みに引き出し、甄萱との戦いにおける自己の正当化を図り、新羅王を庇護する王建自身の姿勢を内外に誇示しようとしたのである。景哀王 4 (927) 年 9 月、甄萱は近品城（慶尚北道聞慶郡）と高鬱府（同上永川郡）とを襲撃したが、高鬱府は新羅王都の境界に近い場所なので、新羅王の要請により王建は出兵助援しようとしたが、10 月になるも王建の救援軍が到着しないのを見計らって甄萱の軍が急に王都慶州を襲撃し、景哀王を自殺させ配下兵士の恣意略奪を黙認し、新君には敬順王を立てた。王建軍の到着が遅延したのはおそらく意図的な策謀で、甄萱の入京を引き起こすことになる事態を静観し、その後の人心の帰するところを見届けようとした姑息な思惑に沿った行動と考えられる。

『三国史記』卷第五十列傳第十（甄萱）には、天成 2 (927) 年 12 月に甄萱が王建に長文の信書を送り、その中で呉越国王の詔書を引文挙用して契盟のことに触れ（A）、さらに翌 3 (928) 年正月の王建からの返書にも違盟による兵乱のこと（B）が記されているので、萱・建二人の間に会盟が結ばれたことは事実とみなしてよい。

（A）十二月日寄書太祖曰、・・・所期者、掛弓於平壤之樓、飲馬於涇江之水。然以前月七日、呉越国使班尚書至、傳王詔旨、「知卿與高麗久通歡好、共契隣盟。比因質子之兩亡、遂失和親之旧好、互侵疆境、不戢干戈。今專發使臣、赴卿本道、又移文高麗、宜各相親比、永孚于休」。

「」を付した文章は呉越国王の詔旨であり、「双方は久しく和好を結び、共に隣盟を契った間柄と聞いているが、質子の死によって和親の旧好を失い、互いに境域を侵し戦闘を止めないので、使臣をあなた（萱）の国に赴かせ、文書を高麗にも送って、相親愛し永く平穩にせよ」と述べている。呉越国王にはもとより宗主国として停戦を強制する威信と手段はないのだが、契盟に基づいて和好を継続するように命じているとみなしてよい。その和好を質子の死に基づいて萱はいとも簡単に踏みにじったというのである。

次には萱の信書に対する王建の返書の内容の一部を引用する。

（B）三年正月、太祖答曰、伏奉呉越国通和使班尚書所傳詔書一道、兼蒙足下辱示長書叙事者、・・・頃以

三韓厄会、九土凶荒、黔黎多屬於黃巾、田野無非於赤土。庶幾弭風塵之警、有以救邦国之災、爰自善隣於焉結好。果見數千里農桑樂業。七八年士卒閑眠。及至酉年、維時陽月、忽焉生事、至於交兵。足下始輕敵以直前、若螳螂之拒轍、終知難而勇退。如蚊子之負山、拱手陳辭、指天作誓、今日之後、永世歆和、苟或渝盟、神其殛矣。僕亦尚止戈之武、期不殺之仁、遂解重圍、以休疲卒、不辭質子、但欲安民。此則我有大德於南人也。豈謂歆血未乾、兇威復作、蜂蠆之毒、侵害於生民、狼虎之狂、為梗於畿甸、金城窘忽、黃屋震驚。・・・

上の文の中で王建が「庶幾弭風塵之警、有以救邦国之災、爰自善隣於焉結好」と言っているのは、918 年に弓裔が人心を失って殺され、王建が高麗王に即位したので、「萱聞之、秋八月、遣一吉飡閔郤稱賀、遂獻孔雀及地理山竹箭」じたことを述べているのであり、その後 7・8 年間は「士卒閑眠」が続いたとする。ところが酉年（925）の陽（10）月に起きた事件の結果「至於交兵」というのは、萱による曹物城攻略戦を指し、互いに勝否を決しなかったために、王建の側からの「欲權和以老其師、移書乞和。以堂弟王信為質、萱亦以外甥真虎交質」という形で盟誓と交質による和議が再び成立したのである。しかしその時の盟誓について、「如蚊子之負山、拱手陳辭、指天作誓、今日之後、永世歆和、苟或渝盟、神其殛矣」と記し、微力な者が手を拱いて誓いをし、もしも盟誓にそむくことがあれば神は罰を下すことになると言い、その後自分も様々に努力をしてきたが、「歆血未乾」にまたしても侵害・狂暴の徒が畿甸（王都周辺地）を塞ぎ、金城（慶州）・黄屋（王宮）を苦しめ驚かせたと記し、「甄萱違盟挙兵」の経緯と自己の見解を披露している。

王建は 918 年に「即位称元」した後、景明王 4 (920) 年正月「王與太祖交聘修好」し、景哀王元 (924) 年 9 月にも王が「遣使聘於太祖」しており、王建の側から新羅王家に対して積極的に盟誓の礼をもちかけ、互いに境界を越えての侵攻を控えるという和平の約を結んだようである。925 年 10 月に高鬱府（慶尚北道永川郡）の將軍能文が建に投降した時、建は「其城迫近新羅王都故」をもって將軍を諭して帰還を許したという。新羅王と建との仲介をしたのが載巖城（慶尚北道青松郡）將軍の善弼で、「初太祖將通好新羅、善弼引導之」と伝えるように、

王建は深慮遠謀を得意とする本物の政略家であった。

先記したように、景哀王2（925）年11月には萱・建間の契盟に関して、「王聞之、使謂太祖曰、甄萱反覆多詐、不可和親」と忠告し、建も「然之」と答えたと言う。翌6（926）年4月の真虎暴死によって、萱が「謂高麗人故殺、怒拳兵、進軍於熊津」した行動を景哀王が「甄萱違盟拳兵」と断じたのに対し、建が「吾非畏萱、俟惡盈而自疆耳」と応じ自信を誇示する発言をしたとされるのは、結果的に王建が高麗国を創建したことに基づく史官金富軾の粉飾とみられるが、王建が甄萱のように領土拡張のための戦闘のみにこだわらず、巧妙に新羅王権との融和関係を徐々に築き上げ、やがて新羅王が王建に禅譲を乞うに至るという経緯をとりわけ重くみたからであろう。『高麗史』卷二世家二・太祖18（935）年12月壬申（11日）の条には、

高麗王、天德殿ニ御シ、宰臣百寮ヲ会シテ曰ク、朕、新羅ト血ヲ歃リテ同盟シ、兩國各々社稷ヲ保チ、永ク以テ好ヲナサンコトヲ庶幾ヘルニ、今新羅王、固ク称臣ヲ請ヒ、卿等又タ以テ可トナス。朕、心ニ愧ゾト雖モ、義、固ク拒ミガタシト。乃チ金傅ノ庭見ノ禮ヲ受ク。

とあり、新羅王との交聘修好が「朕、新羅ト血ヲ歃リテ同盟」する方式による成果であったことを強調し、それによって「金傅」すなわち敬順王による「庭見ノ禮」を受けることになったと結んでいるのである。国内を両分した豪雄が、会盟を利用してそれぞれの政略の途へ歩を進め、一方は焦燥無策を露呈して滅国に至り、他方は深謀遠慮の策略をもって新国家を立ち上げることに成功したわけである。

VI. 『高句麗好太王碑文』をめぐって

下に掲げた表は『三国史記』に掲載する新羅・高句麗・百済三国の外交関係記事のうち、結好・和親・請和・交聘・講和など和平交渉に伴う事項を選別列举したもので、掲載方針としては各国の始祖王から始まる伝説時代の範囲に関わる記事のみに限定している。高句麗関連の諸事例は別として、これらの記事内容のほとんどは信憑性に疑問や問題があるが²⁴⁾、和平交渉の性格に三国それぞれ独自の特色が表れていることが看取されるので、まずは簡単な検討を試みることにする。

○ 新羅 [始祖王赫居世～訖解王]

- ・ 儒理尼師今17年9月—華麗・不耐二縣人連謀、率騎兵犯北境。貊国渠帥以兵要曲河西敗之。王喜與貊国結好。
- ・ 脱解尼師今3年5月—與倭国結好交聘。
- ・ 婆娑尼師今26年正月—百济遣使請和（①）。
- ・ 祇摩尼師今12年3月—與倭国講和。
- ・ 奈解尼師今6年2月—加耶国請和。
- ・ 奈解尼師今14年7月—浦上八国謀侵加羅。加羅王子来請救。王命太子于老與伊伐浚利音、將六部兵往救之、擊殺八国將軍、奪所虜六千人還之。
- ・ 奈解尼師今17年3月—加耶送王子為質。
- ・ 沾解尼師今2年2月—遣使高句麗結和（②）。
- ・ 沾解尼師今15年3月—百济遣使請和。不許（③）。
- ・ 儒禮尼師今3年正月—百济遣使請和（④）。
- ・ 基臨尼師今3年正月—與倭国交聘。
- ・ 訖解尼師今3年3月—倭国王遣使為子求婚。以阿浚急利女送之。
- ・ 訖解尼師今28年2月—遣使聘百济（⑤）。
- ・ 訖解尼師今35年2月—倭国遣使請婚。辞以女既出嫁。

○ 高句麗 [始祖王朱蒙～美川王]

- ・ 瑠璃明王14年正月—扶余王帶素遣使来聘、請交質子。王憚扶余強大、欲以太子都切為質。都切恐不行。帶素恚之。
- ・ 東川王8年—魏遣使和親。
- ・ 東川王10年2月—吳王孫權遣使者胡衛通和。王留其使、至秋七月、斬之、傳首於魏。
- ・ 東川王22年2月—新羅遣使結和（②）。
- ・ 美川王20年12月—王数遣兵寇遼東。慕容廆遣慕容翰・慕容仁伐之。王求盟。翰・仁乃還。

○ 百济 [始祖王温祚～契王]

- ・ 温祚王4年8月—遣使楽浪修好。
- ・ 多婁王36年10月—王拓地至娘子谷城。仍遣使新羅請会。不從。
- ・ 己婁王29年—遣使新羅請和（①）。
- ・ 己婁王37年—遣使聘新羅。
- ・ 古尔王28年3月—遣使新羅請和。不從（③）。
- ・ 古尔王53年正月—遣使新羅請和（④）。
- ・ 比流王34年2月—新羅遣使来聘（⑤）。

今試みに三国の対倭交渉に着目してみると、時期的にまだ倭との交渉が開始されていなかった高句麗・百済に
関係記事がみえないのは当然であるが、反対に一貫して
友好国とはならなかった新羅は倭との和平・結好関係記
事をもきわめて古い時期から集中的に多数掲載しており、
これらは史実を正確に反映した記事とは考え難い。にも
かかわらず兵团の侵入や戦闘・略奪に関わる記事を含め
初期新羅の時代に対倭関係記事が豊富に集められている
のは、『三国史記』あるいは『旧三国史』の編者が、倭（日
本）との外交や倭寇の歴史を機械的に新羅紀に一括掲載
しようとした結果であろう。次に、前章でも論じたよう
に新羅は対百済外交を重要視していたので関係記事が多
く、百済側の記事も全部が新羅との和好・交聘記事で満
たされていて、ほとんどの記事が相互に対応関係にある
ことがそれを象徴的に証している（表に①～⑤の数字を
付してある記事）。

百済・新羅は互いに隣国であったので交渉記事が多い
のは当然であるとしても、同じ隣接国でも高句麗が両国
と和平交渉をした形跡がないのには理由があった。表に
掲載した関係記事のうち、高句麗建国後早い時期の和平
交渉相手国は夫余・魏・呉・鮮卑慕容氏などであり、慕
容氏には会盟を求めたことがわかり、漢族が営んだ楽浪
郡ほか四郡の存在や王都・支配領域の関係からも、初期
高句麗王権の主な関心対象が半島の韓族ではなく中国
王朝や遼東の強豪国に置かれていたのは自然な成り行き
である。高句麗は百済・新羅をはじめ東夷諸民族を対等
の交渉相手として遇したことはなく、むしろ支配隷属関
係・朝貢関係を強要した当然視する態度をとり、短期・
長期を別としてそのような関係は歴史時代に入っても現
実に維持され続けたのである。そうした事実を生々しく
精細に伝える史料のひとつが『高句麗好太王碑文』²⁵⁾で
あろう。

高句麗の好太王とは広開土王（諱談徳・在位 391 ～
412）のことで、碑石は子の長寿王が父の生前中の勲績
を後世に伝える目的で建造し、414年に王都国内城の一
角に立てられた。紙幅の関係から本論では碑文自体の詳
細な論述は控えることとし、上述した視点に限定して碑
文を検討することとし、以下の議論に関わる文章のみを
簡潔に列記するととどめる。

- 〈A〉百残新羅舊是属民由来朝貢而倭以辛卯年来渡□破
百残□□新羅以為臣民
- 〈B〉残主困逼献□男女生口一千人細布千匹跪王自誓從
今以後永為奴客太王恩赦先迷之愆録其後順之誠
- 〈C〉八年戊戌教遣偏師觀肅慎土谷因便抄得莫□羅城加
太羅谷男女三百余人自此以来朝貢論事
- 〈D〉九年己亥百残違誓與倭和通王巡下平壤
- 〈E〉而新羅遣使白王云倭人滿其国境潰破城池以奴客為
民婦王請命太王恩慈称其忠誠□遣使還告以□計
- 〈F〉昔新羅寐錦未有身来論事□国罽上廣開土境好太王
□□□寐錦□□□勾□□□朝貢

〈A〉は高句麗が建国以来築きあげてきた国際的な支
配秩序を攪乱・破壊しようとする倭の行動を批難し、百
残（百済）・新羅は本来高句麗の「属民」であること、
その関係を辛卯年（391）に渡海してきた倭が破壊して
自らの臣民にしたと述べている。すなわち百済・新羅は
高句麗に服属し「朝貢」すべき民であると主張している
のである。ことに百済が高句麗の「属民」であるという
主張について、百済との確執・軋轢が始まる故国原王39
（369）年から小獸林王（在位371～384）・故国壤王（在
位384～391）に至る時期の関係記事を次に列記する〔（ ）
は『三国史記』百済本紀の記事〕。

- ・故国原王 39（369）年 9 月一王以兵二万南伐百済。戰
於雉壤、敗績。
- （近肖古王 24 年 9 月一高句麗王斯由帥步騎二万、来屯
雉壤。分兵侵奪民戸。王遣太子以兵徑至雉壤、急擊破
之。獲五千余級。其虜獲分賜將士）
- ・故国原王 41（371）年 10 月一百済王率兵三万来攻平壤城。
王出師拒之、為流矢所中。是月二十三日薨。
- （近肖古王 26 年一高句麗拳兵来。王聞之、伏兵於湍河
上、俟其至急擊之。高句麗兵敗北。冬、王與太子帥精
兵三万、侵高句麗、攻平壤城。麗王斯由力戰拒之、中
流矢死。王引軍退）
- ・小獸林王 5（375）年 7 月一攻百済水谷城。
- （近肖古王 30 年 7 月一高句麗来攻北鄙水谷城、陷之。
王遣將拒之、不克。王又將大拳兵報之、以年荒不果）
- ・小獸林王 6（376）年 11 月一侵百済北鄙。
- （近仇首王 2 年 11 月一高句麗来侵北鄙）
- ・小獸林王 7（377）年 10 月一百済將兵三万来侵平壤城。

(近仇首王 3 年 10 月—王將兵三萬侵高句麗平壤城)

- ・小獸林王 7 (377) 年 11 月—南伐百濟。

(近仇首王—3 年 11 月—高句麗來侵)

- ・故國壤王 3 (386) 年 8 月—王發兵南伐百濟。

(辰斯王 2 年 8 月—高句麗來侵)

- ・故國壤王 6 (389) 年 9 月—百濟來侵、掠南鄙部落而歸。

(辰斯王 5 年 9 月—王遣兵侵掠高句麗南鄙)

- ・故國壤王 7 (390) 年 9 月—百濟遣達率真嘉謨攻破都押城、虜二百人以歸。

(辰斯王 6 年 9 月—王命達率真嘉謨伐高句麗。拔都押城、虜得二百人)

まず、これらの記事から類推すると百濟建国の時期は 4 世紀前半から中葉頃と考えられる²⁶⁾。故國原王は 343 年に丸都城から平壤東黃城に移居したが、四半世紀後には突如として百濟領への侵略を開始しているのも、その頃に百濟が旧帶方郡域への進出を開始した蓋然性が高く、高句麗はそうした百濟の急激な動勢に対抗する必要に目覚めたのであろう。また高句麗との戦闘では故國原王を戦死させるなど概ね百濟側がことを優位に運んでいることが窺われ、碑文に記すように高句麗が百濟を「属民」とした事実は広開土王以前の時期にはなかったものとしてよく、意図的な誇張の言とみなしてよい。

一方、対新羅関係については、『三国史記』奈勿尼師今 37 (392) 年正月条に、「高句麗遣使。王以高句麗強盛、送伊瀆大西知子実聖為質」とあり、同高句麗本紀故國壤王 9 (392) 年春条にも対応記事があり、これが両国初発の本格的な国交であるらしく、高句麗は当初より新羅に入質させる強制力を有していたことがわかり、広開土王の対外戦略からして、倭を主要な潜在的外敵とみなし百濟・新羅に対する自己の支配権を正当化しようとする意図が明確である。晋や後燕などとの関係を一切沈黙している碑文のあり方からすると、領土拡張策を推進する高句麗の主な敵対国は論理的にも現実的にも百濟・新羅の背後勢力たる倭とされたわけであり、〈A〉が碑文のなかでの大前置文と規定される所以である²⁷⁾。

〈B〉は永樂 6 (396) 年に王自ら軍を率いた百濟攻略戦の主要な戦果を記したもので、百濟王を「残主」と貶し、「跪王自誓、從今以後永為奴客」と記す政治的儀礼を強制した。百濟を百残と称し、その王を残主と呼び捨てているのは、

広開土王の祖父である故國原王が百濟との戦闘で死没した (371) という国家的復讐心が根底にある。「跪王」²⁸⁾とは高句麗王に対し「跪拜申一脚」(『三国志』魏書) と記す高句麗社会に特有の対面服属儀礼で、以後永く王の「奴客」となるという誓言を強いたのである。これは明らかに服属儀礼としての誓いであり、会盟による盟誓とは本質的に異なる。高句麗は百濟を属民・臣民・奴客として扱うので、王の恩赦と後順を録す対象になると宣したのである。

〈C〉は永樂 8 (398) 年の兵略により肅慎土谷を攻撃し、以来住民に「朝貢論事」させた事績を記す。服属した勢力には「朝貢論事」を強制するのが高句麗の異民族・異種族支配の常套手段であったことがわかる²⁹⁾。論事とは朝貢に際して服属者が王恩と忠誠を高句麗王に献言することであろう。

〈D〉は永樂 9 (399) 年に百濟が先年の「自誓」を破り倭と「和通」したので、王が国内から平壤に移動して軍事的圧力をかけたとするものである。『三国史記』阿莘王 6 (397) 年 5 月条に「王與倭国結好。以太子腆支為質」とあり、同 11 (402) 年 5 月条に「遣使倭国求大珠」、さらに 12 (403) 年 2 月条にも「倭国使者至。王迎勞之特厚」と記し、倭と百濟は 4 世紀後半以来会盟に基づく「和通」「結好」の同盟関係を持続していることがわかる。太子腆支が倭に入質しているのは高句麗の厳しい軍事的圧迫を受ける百濟の立場を反映するが、百濟王権の内部抗争を機に腆支が 405 年倭兵 100 人の護衛を率いて帰国し即位する。倭が百濟王権に干渉をはじめる端緒となった事件と言える。

〈E〉も永樂 9 (399) 年の出来事で、新羅が高句麗に遣使し、半島に侵攻してきた倭が百濟人を使役して新羅国境付近の城池を破壊していると訴えたが、これを高句麗は「婦王請命」と表現している。「婦王」³⁰⁾は新羅側からの積極的な服従を意味し、「請命」とは高句麗王への救援要請であり、使者の帰還に際して王の「□計」が告げられたらしい。碑文には続けて永樂 10 (400) 年に歩騎 5 万の軍隊が「往救新羅從男居城至新羅城」とあり、「官軍方至倭賊退□侵背急追至任那加羅」とあって、高句麗軍は「任那加羅」まで倭軍を追撃した。その結果「城即帰服安羅人戍兵」とあり、国境は現状に復し羅人の警備兵を安んずることができたと記す。高句麗軍は一時的

にもせよ半島南部の伽耶にまで侵攻したのであり、その影響もあって新羅は『三国史記』実聖尼師今元（402）年3月条に「與倭国通好、以奈勿王子末斯欣為質」とあるように、倭の渡海侵攻を予防する策を施していて、その背景に高句麗からの強力な指示・圧力があったと推定される。

〈F〉には闕字が多く全体の文意を解し難いところがあるが、過去に「新羅寐錦」が自らやって来て「論事」を行ったことがないこと、〈C〉と同様に「論事朝貢」は高句麗王に対する服属儀礼の主要な行為であると共に、国置上広開土境好太王と「新羅寐錦」は君臣関係にあることを記している。「寐錦」は新羅初期王権の王号「尼師今」と同語の敬称で、碑文では高句麗「太王」号の下位に位置づけられており、同じ5世紀代の『中原高句麗碑』（忠清北道忠州）にも、「高麗太王」・「太王国土」に対する「新羅寐錦」「東夷之寐錦」・「新羅土内」「寐錦土内」という表現が用いられ、また「賜寐錦之衣服」とか「募人三百新羅土内幢主」と記すように、新羅に対する衣服の強制や高句麗軍官による新羅兵士の徴募が「新羅土内」で行われていたことがわかる³¹⁾。

以上『高句麗好太王碑文』をめぐる述べてきたように、高句麗は百済・新羅に対して高句麗太王―新羅寐錦・残主（奴客）という重層的で個別特殊的な上下の支配隷属関係を強要する態度をもつてのぞみ、百済には「跪王」の儀礼と「奴客」としての朝貢を、新羅には「帰王」の儀礼と「朝貢論事」を強制し、それらに違背した場合は征伐の対象とした。「寐錦」と「残主」、とりわけ「寐錦＝尼師今」号は新羅伝説王系の三代儒理から十八代実聖に及び、仮にその起源が高句麗から与えられた爵号とみなすことが妥当であるとする、高句麗の新羅への圧迫はかなりの長期間継続し、「東夷之寐錦」という表現が物語るように、高句麗を太王が君臨する中華帝国とみなし、新羅をそれに隷属する東方の蛮夷と位置付ける国際秩序を半島社会に具現化した意欲の現われとみなすことができるであろう³²⁾。

ただ、このような高句麗の中華帝国主義は鮮卑の前燕・後燕に対してはまったく通用せず、広開土王の時期に限っても9（400）年正月に「遣使入燕朝貢」した直後の2月、「燕王盛以我王禮慢、自將兵三万襲之。以驃騎大將軍慕容熙為前鋒、拔新城・南蘇二城、拓地七百余里、徙五千余戸

而還」とあって高句麗は大きな打撃を被り、また11（402）年には「王遣兵攻宿軍。燕平州刺史慕容暕棄城走」と記し、次いで13（404）年11月「出師侵燕」とあるように報復の侵略を重ね、14（405）年正月には「燕王熙來攻遼東城。且陷」と反攻を受け、15（406）年12月には契丹を襲撃し疲凍の遠路を行軍中の燕軍が高句麗の木底城（遼寧省撫順市）を攻めて自ら敗退するという一幕もあった。後燕との抗争は広開土王の治世の後半期に集中しており、碑文がこれらの事績にまったく触れていない理由は最早明らかであろう。

ところで、鮮卑は遊牧を主業としモンゴル高原を移動しながら族長の統制する諸落を多数擁した集団で、匈奴の衰退・分裂後の3世紀末頃以降には内蒙古・遼東・遼西・遼寧地域一帯から西方の青海地方や華北にも進出し、部ごとに拓跋・慕容・宇文・段・乞伏・秃髮・吐谷渾などの大集団を形成した。とりわけ遼東の棘城（遼寧省朝陽県）・龍城（同上）を根拠地とした前燕（廆・皝・皝・皝）・後燕（垂・宝・盛・熙）の慕容部は、遼東の大鎮と称された新城（遼寧省撫順市）を擁する高句麗の領土と隣接し合う関係にあり、両者はしばしば衝突をくり返したが、前燕は強大で機動性の高い軍勢力を保持しており、文献の上で高句麗が鮮卑慕容氏との間で交わした会盟には次の二つの事例があって、いずれも形勢不利に陥った高句麗の側から要請が出されている。

（a）『三国史記』美川王20（319）年12月条

王数遣兵寇遼東。慕容廆遣慕容翰・慕容仁伐之。王求盟、翰・仁乃還。

この記事は『資治通鑑』卷九十一晋紀十三中宗中の「高句麗数寇遼東。廆遣慕容翰・慕容仁伐之。高句麗王乙弗利逆來求盟。翰・仁乃還」とある文章を孫引きしたに過ぎず、事件の具体的背景・内容や経緯はすぐ後で述べることにする。

ところで、前燕と高句麗とは美川王（在位300～331）の前の烽上王（在位292～300）の時から慕容廆（269～333・在位285～333）との抗争が始まる。285年に燕王となった廆が棘城（遼寧省朝陽県）を首都としたためである。295年には新城方面に來攻した廆が西川王（在位270～292）の墓を発くという異例の挙を強行し、高句麗が新城太守に勇將の譽れ高い高奴子を配してからしばらくは廆の侵攻がおさまる。そこで、高句麗は美川王

の時期に玄菟郡（3年9月、16年2月）・遼東西安平（12年8月）などを攻略し、14（313）年10月には楽浪郡を併呑、15（314）年9月帯方郡に侵入して中国の支配勢力を半島から駆逐することに成功するのである。

そうした情勢のなか、晋太興2（319）年、晋の平州刺史・東夷校尉の崔毖が密かに高句麗・鮮卑の宇文部・段部と結び燕王慕容廆を討滅してその領土の分割を策し、三国の兵が棘城を攻囲するも廆とその子皝・翰の活躍・奇計により失敗し、崔毖は兄の子崔燾を使者に立て廆の勝利を賀すると共に、「会三国使亦至請和」（『晋書』卷一百八載記第八慕容廆）した。廆は臣下（主簿）の燾を脅し毖に対して降伏を迫ったが、毖は家室を棄て家臣らを率いて高句麗に逃去したという。史記・通鑑が「王求盟」「高句麗王乙弗利逆来求盟」と記すのは、『晋書』の「三国使」と慕容廆との対使会盟による「請和」を意味すると考えられるが、これは強勢を誇る廆の容認するところではなく、「明年、高句麗寇遼東、廆遣衆擊敗之」（『晋書』百八載記第八慕容廆）、「太興三年、高句麗寇遼東。慕容仁與戰、大破之。自是不敢犯仁境」（『資治通鑑』卷九十一晋紀十三中宗中）とあって反攻を試み、厳しい対立関係と戦争の連鎖が以後も継続していく。高句麗（東夷）と燕（東胡）とは互いに異種族で覇を争う対等な関係にあり、劣勢の高句麗にとっては停戦・和平工作は会盟の法式を最善の策とする考えがあったことがわかるが、両国共に内紛とうち続く外征が熾烈を極め、会盟がそれなりの機能を発揮することはなかったようである。

（b）『三国史記』故国原王9（339）年・10（340）年条
・燕王皝来侵、兵及新城。王乞盟、乃還。
・王遣世子、朝燕王皝。

明らかにこれらの文章も、『資治通鑑』卷九十六晋紀十八顯宗中之下の「皝擊高句麗、兵及新城。高句麗王釗乞盟、乃還」と、『晋書』卷一百九載記第九慕容皝「其年皝伐高句麗。王釗乞盟而還。明年、釗遣其世子朝於皝」からの引き写しである。

廆の三男慕容皝（在位337～348）は太興4（321）年に廆の世子となり、咸康3（337）年10月に燕王を自称し、翌年には石季龍を破った功によって晋の征北大將軍に叙され、咸康7（341）年2月には燕王章璽を求めて許された。咸康5（339）年に右記の「王乞盟」が起きた理由には、高句麗が「国之東北大鎮」と位置付けた新城の陥落を避

けなかったことや、高句麗が先記した崔毖の事件で亡命してきた毖を匿ったこと、咸康2（336）年に皝が平郭攻略戦で兄の慕容仁を滅亡させた時、皝の親族や仁の配下の將軍たちが一斉に高句麗に逃脱し、燕がそれらの人士を返還させようと目論んだことなどが背景にあると推定され、高句麗王釗（斯由）は積極的に会盟による停戦を求めたが、交渉の結果翌年に王の世子を皝に入質させるという結末をみたのである。

咸康8（342）年、皝は都を棘城から龍城（遼寧省朝陽）に遷し、長兄慕容翰の請言によって高句麗次いで宇文部鮮卑の滅亡を図り、まず大軍を投じて南北二つの道より高句麗を攻め、王都丸都城に侵入して陥落させ、「皝掘釗父利墓、載其尸并其母妻珍宝、掠男女五万余口、焚其宮室、毀丸都而帰」（『晋書』卷一百九載記第九慕容皝）とあり、翌建元元（343）年には王弟を派遣して皝に「称臣・貢方物」し、父美川王の尸だけを取り戻すことになる。同時に質となった王母が帰国したのは故国原王25（355）年のことで、「王遣使詣燕納質修貢、以請其母」たところ、皝の後嗣となった燕王皑（在位348～352・皇帝在位352～360）の許しを得、さらに王は皇帝位に就いた皑から「營州諸軍事征東大將軍營州刺史楽浪公高句麗王」に冊封されるに至り、高句麗王は前燕皇帝の臣下の立場に追い込まれたのである。ただ、高句麗はその後前燕滅亡までの期間に朝貢使を一度も派遣することはなかった。この後、皑・暉（360～370）らは河北から洛陽方面に進出を企てたので高句麗との戦いは一時休止状態となり、太和5（370）年秦の王猛が慕容暉・慕容評らを降し前燕は滅亡する。燕の太傅慕容評は高句麗に亡命を企てたが、故国原王は評の身柄を秦に執送した。前燕に対する激しい復讐心の為せる業と言うべきである。

Ⅶ. 高句麗始祖王の建国伝説と会盟

『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝・高句麗条には次のような祭天の記述があり、高句麗の王権に関連した最古の祭祀・儀礼の記録となっている。

〔A〕以十月祭天、国中大会、名曰東盟。其公会、衣服皆錦繡金銀以自飾。大加主簿頭著幘、如幘而無余、其小加著折風、形如弁。其国東有大穴、名隧穴。十月国中大会、迎隧神還于国東上祭之、置木隧于

神坐。

簡略な記述なので文意を十全に読み取るのは難しいものの、試みに読み下してみると、【高句麗では10月に天を祭る。国を挙げての会同で、これを東盟と名づけている。族長らの会同では、衣服は錦・繡に金銀を飾り付け、大加・主簿は頭をすっぽり包む幘を着け、小加は花卉のような冠をかぶる。国東に隧穴と名づけた大きい洞穴があり、10月の国を挙げての会同では、隧神が国東の辺りに還るのを迎えてこれを祭り、木隧を神坐に安置している】となる。

高句麗では10月に催される大規模な会同とその時に行われる祭儀が最も重視されていたらしく、(1)「祭天」のための「国中大会」、(2)支配層に属し身分の高い族長らの「公会」、(3)隧神を迎える祭りの三種類が記されており、これらはすべて「十月祭天、国中大会」を基盤・起因とする一連の祭儀とされていた。ただ、(1)と(2)とを特に区別している理由は、(1)が「国中大会」とあるように国人全体に開放された祭儀であるのに対し、(2)は王を支える支配諸部族の長らが行う祭儀で、族長らは王との間に特殊な関係を結ぶ集団であったことを示唆しており、とりわけ祭典が特別に「東盟」と称されたのは、(1)・(2)いずれの会同・祭儀も盟誓・盟約の儀礼としての性格や実体を帯びていたからであると考えられる。

一方、(3)については隧神に対する民族信仰に由来する祭りを記しているとみられ、「隧穴」は「国東」に所在した巨大な洞窟を指すのであろう³³⁾。なお、『奉使高麗記』（陳大徳撰）に「其国従事、以東為首」と観察された習俗は、「祭天」の聖地が「国東」にあったことに由来すると考えられ、〔A〕の祭儀は高句麗の王都が沸流水（佟佳江）流域の桓仁・通化に所在した時代にその起源が遡ると推測される。『三国史記』雑誌第一（祭祀）条に引く「唐書云」には、「高句麗俗多淫祠。祀靈星及日、箕子、可汗等神。国左有大穴、曰神隧、每十月王皆自祭」とあり、10月の隧神の祭儀には王が直接関与したことを伝えているのに注意される。

次に、〔A〕と対比すべく『後漢書』卷八十五・東夷列傳第七十五・高句麗条の該当部分の文章を引用する。

〔B〕以十月祭天大会、名曰東盟。其国東有大穴、号隧神、亦以十月迎而祭之。其公会衣服皆錦繡、金銀以自飾。大加、主簿皆著幘、如冠幘而無後。其小加著折風、

形如弁。

『後漢書』（范曄撰）は『三国志』（陳寿撰）よりかなり後の撰述によるもので、全体として范曄は陳寿の記載内容を尊重・準拠しようとしており、「国中大会」の本質を表現した「東盟」の語をそのままは認めているほか、〔A〕の三つの祭儀を(1)・(3)・(2)の順に並べ替えて引用しているのは、(1)・(3)を祭儀の記述とし、(2)は政治的意義の濃い特殊的儀礼とみなした可能性がある。また、(3)の「隧神」を〔B〕では「隧神」に変更している。『後漢書』によって書かれた『三国史記』卷第三十二・雑誌第一（祭祀）の文章には「隧神」とあり、隧とは死者の着る衣服の意であるから、国東の隧穴に由来する隧神・隧神・隧神はいずれも地下に居する祖霊・祖先神の類と解され、この神は「木隧」すなわち具体的には木製の円筒容器に籠る神霊とみなし得るので、その祭りが「東盟」といかなる点で関連しているのかを明らかにする必要がある。

要するに、〔A〕(1)に記された「祭天」は天神の祭祀を意味し、「国中大会」すなわち広範な国人の会同を社会的基盤としていた。また(2)の「公会」は「大加・主簿」・「小加」ら諸加を輩出する部族の首長層から成る会同で、『三国志』高句麗伝がこれらの会同を「東盟」と記すのは、「祭天」の会同が中国の盟誓・盟約に類同性をもった儀礼であることを示唆している。会盟においては設壇して神に盟誓を捧げる祝文（盟書）を誦読する、盟主をはじめとして関係者全員が犠牲獣の血を飲む、盟書と牲獣を地下に埋納するという一連の礼式を要したが、建国初期の高句麗では王と国人・王と諸加層が相互に盟誓・盟約の儀礼を行ったのであり、それは王が天神の負託と加護を得た人物であること、また王は国人・諸加層との定期的な盟誓の礼を通じて王位を確認・保証される存在であったことを暗示しており、「東盟」なる語は「祭天」の聖地たる国東の洞窟で執行される盟誓の儀礼という意に解釈できるであろう。そこで次には具体的に「祭天」と関わる高句麗二代目瑠璃明王にまつわる伝承を引用してみよう。

〔C〕瑠璃明王19年8月・9月条

八月、郊豕逸。王使託利・斯卑追之。至長屋澤中得之、以刀断其脚筋。王聞之怒曰、祭天之牲、豈可傷也。遂投二人坑中殺之。

九月、王疾病。巫曰、託利・斯卑為祟。王使謝之、即癒。

逃げた郊豕を捕らえた託利・ス卑らが豕の脚を傷つけたので、怒った王は2人を穴埋めの刑に処した。翌月王が病気になり占いをさせると、処刑された2人の祟りだったので、王は謝罪し病気も癒えたという。郊豕は中国の皇帝祭祀³⁴⁾である郊祀の幣帛で用いられる太牢・小牢などの牲豕の意であるが、高句麗では「祭天之牲」としており、王が天神の祭りのために飼育する神聖な豕を傷つけたかどで使者らは厳罰を受けたのである。事件が起きたのは8月・9月であり、「祭天」が執行される10月の直前の時期であり、郊豕は「東盟」における「祭天之牲」として扱われたとみなしてよい。次も郊豕にまつわる伝承である。

〔D〕瑠璃明王21年3月・9月、22年10月条

三月、郊豕逸。王命掌牲薛支逐之、至国内尉那巖得之。拘於国内人家養之。返見王曰、臣逐豕至国内尉那巖、見其山水深險、地宜五穀。又多麋鹿魚鼈之產。王若移都、則不唯民利之無窮、又可免兵革之患也。九月、王如国内觀地勢、……二十二年十月、王遷都於国内、築尉那巖城。

これらの記事も全て10月以前のこととなっている。また郊豕が逃げ出したので王は掌牲の職にあった薛支に命じて追わせ、国内の尉那巖で見つけたが、豕は既にその人家で養われていた。薛支は王に復命し、国内の尉那巖は都を移すのに最適の場所であることを報告したので、王は自らも出かけて地勢を観察し、翌年国内に遷都し尉那巖城を築いた。逃脱をくり返す郊豕は天神の使者であり、その特質は国中を巡行・視察する神であるとも言えよう。郊豕が薛支を国内尉那巖に導いたのは、天神の意志の顕現として高句麗の王都を国内の地に遷す意図があるとされたためであろう。

郊豕にまつわる伝説はさらに山上王12年11月、13年3月、同年9月条に掲載する一連の説話にもみえる。

〔E〕十一月、郊豕逸。掌者追之、至酒桶村、躑躅不能捉。有一女子年二十許、色美而艶、笑而前執之。然後追者得之。王聞而異之、欲見其女、微行夜至女家、使侍人説之、其家知王来、不敢拒。王入室召其女、欲御之。女告曰、大王之命、不敢避、若幸而有子、願不見遺。王諾之、至丙夜王起還宮。

三月、王后知王幸酒桶村女妬之、陰遣兵士殺之。其女聞知、衣男服逃走、追及欲害之。其女問曰、爾等今来殺我、王命乎、王后命乎。今妾腹有子、実王之遺体也。殺我身可也、亦殺王子乎。兵士不敢害、来以女所言告之。王后怒必欲殺之而未果。王聞之、乃復幸女家、問曰、汝今有娠、是誰之子。対曰、妾平生不與兄弟同席、況敢近異性男子乎、今在腹之子、実大王之遺体也。王慰藉贈與甚厚。乃還告王后、竟不敢害。

九月、酒桶女生男。王喜曰、此天賁予嗣胤也。始自郊豕之事、得以幸其母、乃名其子曰郊彘、立其母為小后。初小后母孕未産、巫卜之曰、必生王后。母喜。及生名曰后女。

郊豕がまた逃げた。その月は「祭天」直後の11月である。翌年春に飼育係は酒桶村に住む若い美女の家でようやく豕を見つけ、女の手から豕を得ることができた。不思議に思った王は夜に女の家を訪れて召したので、女は子が生まれたあかつきには見捨てないようにと願った。王はこれを承諾して深夜のうちに還宮した。このことを知った王后は女を嫉妬し殺そうとして兵士を派遣するが、王の子を身籠っているので殺さなかった。王はこのことを聞いて女家に赴き、腹の子が王子であると知って慰め労わった。女が子を産むと王は天が私に与えた嗣子であると喜んだ。その子の名を郊彘と定め、母を小后とした。嗣子の誕生が9月となっているのが示唆深い。

〔E〕は〔C〕〔D〕とは王代が分離された形になってはいるが、内容から判断して同類の一連の王権創成伝説とみられる。〔C〕ではまず「祭天之牲」としての郊豕の機能・特質が明かされ、〔D〕は天神の意志である国内尉那巖への遷都に関わる事績を記し、〔E〕は新たな后女の出現と王の継嗣の誕生を記している。郊豕は天神の使いであると共に巡行神としての性質を帯びており、〔A〕（3）の隧神と機能・性格が類似する。さらに、郊豕が逃げ込んだ酒桶村は、天神の祭祀に関わる酒宴の舞台と関係があるだけではなく、后女の出身地の村とされている。饗宴のための酒桶は木製の円筒形を呈する容器で、〔A〕（3）の神坐に安置された木隧に相似の神座を彷彿とさせる。

郊豕の逃脱と搜索をめぐる展開するこれら一連の説話は、高句麗王権が天神の意志と導きとによって次第に

整備されていく過程・様相を描いており、ひとまず特定の王やその太子誕生の話とは切り離して考えてよい。この後、山上王13年10月条に「王移都於丸都」とあり、さらに山上王17年正月条には「立郊彘為王太子」と結んでおり、太子はその後即位して東川王となるも、郊彘という幼名は言うまでもなく虚構で、王としての実在性にも疑問がもたれる。『三国史記』は「東川王 或云東襄 諱憂位居。少名郊彘。山上王之子、母酒桶村人。入為山上小后。史失其族姓」とあたかも実録のように記しているが、郊彘の誕生と立太子や山上王の時期の丸都城への遷都を直ちに歴史的記録とみなす必要はないであろう³⁵⁾。

しかるに、ここで少し留意されるのは〔E〕の主役とされた山上王（位宮・延優、在位 197～227）の系譜に関する問題である³⁶⁾。山上王について『三国史記』は故国川王（伊夷模・在位 179～197）の弟と明記し、伊夷模には「無子」と伝えている。伊夷模に嗣子が無かったという記載には理由があり、父王の伯固が没した時、国人は長子の抜奇が不肖なので第二子の伊夷模を共立したという。このことを怨みに思った抜奇は「與消奴加各將下戸三万余口、詣公孫康降、還住沸流水上」とあって、消奴部の加（支配貴族層）と下戸 3 万余人を引率して公孫康に亡命・投降し、後にいったん旧都の地に帰還するも、子息の駿位居を旧都に残置させた上で遼東に移住したと伝えている（『三国志』高句麗伝）。消奴は後述するように王を出す消（涓）奴部のことであり、抜奇がそれらを根こそぎ引き連れ国外に亡命したため、伊夷模は王としての体面や正統性を大いに損じられたと考えられる。

ところが一方、『三国志』高句麗伝によると、「伊夷模無子。淫灌奴部、生子名位宮。伊夷模死、立以為王」とあり、山上王は故国川王が高句麗五族のひとつ灌奴部の女性に淫して儲けた庶子と記しており、位宮は伊夷模の弟ではなく異例の嗣子であった可能性が高く、先にみた〔C〕〔D〕〔E〕の一連の説話の主人公を故国川王と山上王の父・庶子の関係に擬定しても不都合ではないと思われ、抜奇・伊夷模兄弟の確執を考慮に入れると、故国川王の時に沸流水から丸都城（国内尉那巖）への遷都（「更作新国」）が行われた蓋然性が高いのではなかろうか。また、『三国志』高句麗伝によれば、位宮は景初 2（238）年に魏の公孫淵攻略戦に数千人をもって助兵したとし、正始 3（242）年には西安平を寇し、同 5（244）年に魏の幽

州刺史田丘儉の丸都城攻撃を受けたと記すので、東川王（郊彘・憂位居）の在位期間（227～248）及びその実在性に関しては、先にも指摘したように疑問が生じるのである。

ところで、〔A〕（2）に記す「公会」は、先ほど述べたように「東盟」と呼ばれた盟誓の儀礼の最も重要で核心的な会同とみなすことができる。この会同の参加者は高句麗王権の創成に関与した支配層の部族長らであり、金銀で装飾された豪華な衣服をまとい、しかも冠のあり方から「大加・主簿」（著幘）と「小加」（著折風）という上下二層の身分序列が存したらしく、故国川王伯固が公孫度を軍事支援した記事に、「伯固遣大加優居、主簿然人等助度擊富山賊、破之」（『三国志』高句麗伝）とあるのでわかる。『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝・高句麗条によると、3 世紀ころ諸加を輩出した「五族」を涓奴部（西部）・絶奴部（北部）・順奴部（東部）・灌奴部（南部）・桂婁部（内部）とし、もとは涓奴部が王を出していたが、衰微して今は桂婁部が取って代わり、絶奴部は代々王妃を出す部族とする。さらに俗習による序列では順奴部（東部）が王宗の桂婁部の上位を占めたという³⁷⁾。『三国史記』高句麗本紀・大武神王条にはその他「沸流部（那）」と称する部族が存在したこと、部族長が 3 名任命されており、彼らが数多くの不正・不法行為を働いたので灌奴部の人鄒敦素 1 人を部族長に据えたとする伝記がみえる。鄒敦素は功績により大室氏を賜ったが、建国伝説により始祖王朱蒙の配下に仲室氏、少室氏がいたことから推測すると、沸流部は高句麗始祖王の古都の地に居を構え、始祖王と共に夫余から移住してきた由緒ある部族だったのではなかろうか。

おそらく王京の五部族には建国当初よりの変遷を想定すべきであるが、それよりもこれらの部族は高句麗の被支配層に属する国人・下戸や異国の隷属民などとは由来や出自の異なる特権的政治集団とみられ、王権は一貫して彼らの手で守護・運営されていたので、尊卑・等級を厳格化し権威づけるために中国王朝との交渉を強め、漢代には軍事に関わる「鼓吹技人」を賜り、衣服をはじめ幘や折風などの冠は「常從玄菟郡受」ていたが、やがてその名籍を高句麗自身が管理するようになり、次第に驕恣となって郡へ赴くこともなくなり、「于東界築小城、置朝服衣幘其中、歲時來取之」というようになったと記し、

おそらく建国当初の「公会」には中国の政治的影響が強かったが、やがてそれへの民族的矜持・抵抗によって高句麗独自の儀礼に変質し、さらには王権の強化により盟誓・盟約の礼そのものも廃止されていった経緯が想定されるので、おそらく「東盟」も中国から伝来した盟誓の礼を起源とし、初期の高句麗諸王はいずれも盟誓・盟約の儀礼の洗礼を受けて推戴された王者であり、王との間で盟誓・盟約を交わしたのは言うまでもなく五部族に属する諸加の部族長らであったと考えられるのである³⁸⁾。

以上、『魏志』高句麗伝に掲載された高句麗の王権祭儀の伝承を通じて、高句麗王の創成事情とその祭政的メカニズムの要件を推究してきたが、次には始祖王の建国伝説の考察を試みたい³⁹⁾。これまで検討してきた高句麗王権に関わる祭儀と始祖王の出現の経緯・様相とがどのような内在的・歴史的関連性をもつ事項なのかを明らかにしたいからである。

さて、高句麗建国の創基者すなわち始祖王の伝記に関しては『高句麗好太王碑文』が最も古く確かな史料である。ただし、碑文は5世紀初頭の作であるから、先に検討した『三国志』高句麗伝の祭儀の記述よりも百数十年も後の史料ということになり、その間に劇的な社会的・政治的变化が生じたであろうことを予め念頭に置いておく必要がある。碑文冒頭に記す序文の前半部分を次に引用する。

(一) 惟昔始祖鄒牟王之創基也、出自北夫余、天帝之子、母河伯女郎、剖卵降世、生而有聖、□□□□□、命駕巡幸、南下路由夫余奄利大水、王臨津言曰、我是皇天之子、母河伯女郎、鄒牟王、為我連葭浮龜、応声即為連葭浮龜、然後造渡、於沸流谷忽本西城山上、而建都焉、(以下略)。

周知のように碑文は高句麗王の始祖を「鄒牟王」とする。そして鄒牟王は「天帝之子」・「皇天之子」であり、母は「河伯女郎」と書く。これによると鄒牟王は中国の天帝思想に基づく「天子」とされている。この「天」は宇宙の主宰者とみなされた「天帝」あるいは「皇天」が支配する時空であり、その子である「天子」は始祖鄒牟王のみならず、その後裔たる広開土王が自ら征討し王恩を施すことになった周辺諸国王を統括する帝王の身位を権威づける称号でもある。また、(以下略)の部分には「天遣黃龍來下迎王」・「履龍首昇天」とあって、龍神を介した天

と鄒牟王との関係を叙している。さらに、母を黄河の女神に準えて河伯女郎と呼ぶのも中国の影響であり、鄒牟王が水神・地神の後裔でもあることを象徴し、鄒牟王は天帝と河伯双方の血を受けた聖なる子であり、沸流谷(渾江・佟佳江)の勿本西(桓仁・通化)の山上に城を築き建都したと記している。

ここで問題となるのは、鄒牟王が「出自北夫余」とあること、「剖卵降世」した後に南へ巡行し、夫余の奄利大水(松花江)を渡り沸流谷の勿本に至って建都したと記すことである。始祖王鄒牟は夫余で生まれ高句麗の地にやって来た聖君・英雄であるとの主張がここには明確に発現している。因みに、(以下略)の部分には鄒牟王の「世子孺留王」と三代目「大朱留王」及び「十七世孫国罽上広開土境平安好太王」の名が列記されており、建国伝説成立の背景に高句麗王統譜の早期的形成を同時に想定することができるであろう。

ところで、上の伝説を詳細に敷衍したのが『魏書』卷一百・列伝第八十八・高句麗条である。『魏書』は554年に北齊の魏収が撰述した北魏(386～534)の正史であるが、朱蒙の建国伝説は高句麗との頻繁な交渉のなかで435年に平壤を訪れた北魏の使節李敖が現地で作録したもので、(一)好太王碑文の製作と時期がかなり接近していて、両者は同時代史料とみなして差し支えないと思われる。

(二) 高句麗者、出於夫余、自言先祖朱蒙。朱蒙母河伯女、為夫余王閉於室中、為日所照、引身避之、日影又逐、既而有孕、生一卵、大如五升。夫余王棄之與犬、犬不食、棄之與豕、豕又不食。棄之於路、牛馬避之、後棄之野、衆鳥以毛茹之。夫余王割剖之、不能破、遂還其母。其母以物裹之、置於暖處、有一男破殼而出。及其長也、字之曰朱蒙。其俗言朱蒙者、善射也。夫余人以朱蒙非人所生、將有異志、請除之、王不聽、命之養馬。朱蒙每私試、知有善惡、駿者減食令瘦、驚者善養令肥。夫余王以肥者自乘、以瘦者給朱蒙。後狩于田、以朱蒙善射、限之一矢。朱蒙雖矢少、殪獸甚多。夫余之臣又謀殺之。朱蒙母陰知、告朱蒙曰、「国將害汝、以汝才略、宜遠適四方」。朱蒙乃與烏引、烏遼等二人、棄夫余、東南走。中道遇一大水、欲濟無梁、夫余人追之甚急。朱蒙告水曰、「我是日子、河伯外孫。今日逃走、追兵垂

及、如何得済」。於是魚鼈並浮、為之成橋、朱蒙得渡、魚鼈乃解。追騎不得渡。朱蒙遂至普述水、遇見三人。其一人著麻衣、一人著納衣、一人著水藻衣。與朱蒙至紇升骨城、遂居焉。号曰高句麗、因以為氏焉。

これによると、朱蒙は「出於夫余」ること、河伯の女である母が太陽に照らされて孕んだ卵生という特異な出自であり、長ずるに及び善射・養馬などの技能に優れていたため夫余人に殺されかけたが、母の教えに従って国を逃れ東南の方に行き、普述水（渾江・佟佳江）に至って遂に紇升骨城を居所とし、高句麗と号したとする。

みられる通り（一）は（二）の伝説を極限にまで縮約した文であるが、内容的にひとつだけ看過できない点がある。それは碑文によれば鄒牟（朱蒙）が「天帝之子」「皇天之子」と強調されているのに対し、（二）では「我是日子、河伯外孫」としか記されていないことであり、中国では蛮夷の王が「天帝之子」とか「天子」を名乗り称揚するような話を是認することはあり得ないのであって、「河伯女」を生母とする「日子」は高句麗固有の「祭天」に基づく日神＝天神の子孫の意味と解すべきであり、鴨緑江岸集安の地で発掘調査された『牟頭婁墓誌』⁴⁰⁾にも、「河伯之孫日月之子鄒牟聖王」という記述がみえ、好太王の対外侵略政策を前面に打ち出した碑文の用法とは異質な記述になっていることに注意しておかなければならない。

またそのことと関連するが、風俗のことを記載した後文に「常以十月祭天、国中大会、其公会、衣服皆錦繡、金銀以為飾」とあり、「東盟」の語や隧神の祭祀の記述がすっかり省かれていることがわかり、北魏に対し高句麗側がそれらの情報を意図的に隠蔽・削除して伝えた結果とみてよいだろう。だが、そうしたことを除外すれば（二）の伝説が高句麗では最も古い公式の始祖王による建国伝説であると評することができる。そして、高句麗の始祖王が夫余の出身で彼の地から逃脱してきた英雄だとする筋書きになっているのは、何らかの歴史的背景や根拠があったことではないかと考えられるのである。

そこで注目されるのが、『魏書』とほぼ同時期に南朝の宋で撰定された『後漢書』巻八十五・東夷列伝第七十五・夫余条にみえる「東明王」の伝説である⁴¹⁾。『後漢書』の撰者は范曄（398～445）で426年前後の時期に成立したので、（一）・（二）と共に同時代の史料とみてよい。

（三）初、北夷索離国王出行、其侍兒於後妊身、王還、欲殺之。侍兒曰、前見天上有氣、大如雞子、來降我、因以有身。王囚之、後遂生男。王令置於豕牢、豕以口氣噓之、不死。復徙於馬蘭、馬亦如之。王以為神、乃聽母收養、名曰東明。東明長而善射、王忌其猛、復欲殺之。東明奔走、南至掩淲水、以弓擊水、魚鼈皆聚浮水上、東明乘之得度、因至夫余而王之焉。

この説話の原型は後漢の王充『論衡』巻二・吉驗篇に載録されていた夫余王「東明」にまつわる伝承であり、『三国志』夫余伝の注にも『魏略』（魚豢撰）に引く昔話として掲載されている。したがって東明王伝説は由来や内容からみても明らかに夫余に固有の建国伝説ということが出来るが、話の骨子を比較すれば鄒牟（朱蒙）王の伝説と瓜二つの筋書きになっているだけではなく、その由来が遅くとも後漢時代の王充（27～90?）の時代に遡るのであるから、（一）・（二）に掲げた鄒牟（朱蒙）伝説の方こそが、むしろ時期的にはかなり新しい創作説話ではないかという疑いも生じてくるであろう。

すなわち、（一）・（二）に掲げた高句麗鄒牟（朱蒙）王の建国伝説は、夫余の「東明」伝説を利用し、高句麗の王都が桓仁・通化に所在した時期に捏造・新作された説話ではなかろうか。おそらくその時作者の前に立ちのどだった問題が始祖王の出自と名号とであり、まず索離国王の子「東明」の出生の由来と名号そのものをすべて消去した上で、「東明」と同類の王名を鄒牟（朱蒙）と定め、次に始祖王出現の舞台を北夫余（夫余の本部）に置いて、日（太陽）神と水神との婚合によって卵生した聖なる英雄の誕生・成長・出奔の経過を描き、最後に河川名や侍臣などの必要事項を付加する操作によって装いも新たな建国伝説（二）が成立したと考えられるのである。

しかし、他民族の伝説を自国の伝説にすりかえるというような操作には、おそらくその行為を正当化し促進させる何らかの正当な根拠や背景があったはずであり、『三国志』夫余伝に、夫余は「蓋本濊貊之地、而夫余王其中、自謂『亡人』、抑有以也」と記すように、夫余族自らも「亡人」つまりは外来の部族集団であることを公言していたらしく、また高句麗の始祖王家も実際に夫余の王族であったので、東明伝説の筋書きを利用・改変するということはあるに過ぎない話ではなく、さらにまた、高句麗の始祖王が

逃れてきたとされる土地が卒本夫余と称する夫余の旧領域に含まれる土地であったという伝えも看過することができないであろう。すなわち、(一)には「沸流谷勿本西」、(二)には「紇升骨城」とあり、『三国史記』高句麗本紀第一・始祖条に「卒本川・沸流水上」、『三国遺事』北扶余条には「東明帝繼北扶余而興。立都于卒本州、為卒本扶余。即高句麗之始」、同・高句麗条に「高句麗即卒本扶余也」・「東明帝為卒本扶余王」などとあって、いずれも渾江・佟佳江流域の勿本（卒本）がもともとは夫余の別都とされた領地であることを伝えており、それが何時しか高句麗王権創成期の王都に転化したと推測されるのである。

ということは、夫余王家の内紛などにより卒本夫余の地に逃れてきたある夫余王族が、たまたま同地に居住していた高句麗系部族集団の支持と保護を得、彼らと盟誓・盟約の儀礼を交わし高句麗王に転身したとする想定を可能とするであろうし、その部族集団こそが先に記した「五族」の前身や沸流部などであったと推想されるのであり、これら一連の事態が起きた画期としては前漢元鳳6（BC75）年に「為夷貊所侵」を理由として玄菟郡を沃沮城から遼東玄菟城に移した頃で、玄菟郡には高句麗県が属していたが、名指しされた「夷貊」はおそらく高句麗諸部族を含んでいたと想定される。「句麗一名貊」・「貊弓」の故事（『後漢書』高句麗伝）などの記述は高句麗の種族が何であったかを示唆しているが、濊族の「耆老旧自謂與句麗同種」（『三国志』濊伝）と記すように、単一ではない複雑な種族的交雑性を想定した上での議論が必要であろう。

それに対し、夫余は中国東北部の北辺に出現した古い由緒を有する遊牧農耕民の国家で、種族的には「其印文言『濊王之印』。国有故城名濊城、蓋本濊貊之地」（『三国志』夫余伝）とあり、高句麗などと同じ濊・貊などツングース系の遊牧民であったらしいが、「其民土着」したのが「於東夷之域最平敞、土地宜五穀」領域だったので、農業生産力が増大し「其国殷富」になると「邑落有豪民」「国有君王」と記すように階級支配が強まり領土も著しく拡大したようである。紀元前2世紀頃に建国して以来後漢・公孫氏・魏などの王朝と友好的な交渉を展開していたが、晋太康6（285）年に鮮卑慕容廆の猛攻を受け、国都鹿山が陥落し国王依慮が自殺に追い込まれ、子弟ら

はかろうじて北沃沮に逃げ込み、翌年に晋の支援を受けた王子依羅が国を復建することになる（東夫余）。さらに、晋永和2（346）年には燕王皝の世子儁の攻撃により玄王と配下の部落5万余口が捕虜となり、かろうじて都を農安に移した。これらの事件により夫余は大きな打撃を受け数多くの亡命難民を出したであろう。難民の一派は朝鮮半島西部方面に流出し、馬韓の伯濟国の支配集団を形成したとみる説がある⁴²⁾。

前燕の中国東北部への波状的な侵攻は長期にわたる戦略的な政策で、高句麗に対しては故国原王9（339）年に慕容皝による親征、故国原王12（342）年の丸都城攻破があり、同15（345）年には慕容恪の南蘇城攻略戦が実施されている。前燕による一連の侵略行動は夫余・高句麗両国にとっては国難ともいべき事態で、夫余は滅国の危機にさらされる被害を被ったらしく、この間に高句麗は夫余の本部であった北夫余を占領・統属した（『魏書』高句麗伝）。また『牟頭婁墓誌』の解釈によると⁴³⁾、牟頭婁の「祖」に当たる「冉牟」が前燕との戦いの功により王の命令を受けて「令北夫余守事」なる官に就いていたことを記し、牟頭婁自身も広開土王の治下に同官を「在遠」に拝命したことが回想されている。さらに『好太王碑文』には、永樂「廿年庚戌東夫余舊是鄒牟王属民中叛不貢王躬率往討軍到余城而余城国駭（以下略）」と記すように、410年に東夫余に対する広開土王の親征が行われるが、「東夫余舊是鄒牟王属民、中叛不貢」とあり、高句麗の夫余に対する支配は長い前歴をもっていたことを窺わせている。

高句麗の鄒牟（朱蒙）伝説は王都が沸流谷に所在した時期に、高句麗自身にとっても前後に類をみない国難とそれからの復興のなかで創作された建国伝説とみられ、その原型・原話は夫余国の東明伝説であったと推定したが、前燕の侵略によって廃都と化した夫余の本部（北夫余）を高句麗領に編入・統属したことが、東明伝説を朱蒙伝説の創作に利用する直接的な契機になったのではなかろうか。ところが、(一)・(二)のごとく夫余（北夫余）が高句麗始祖王の出身地とされたことは、ひいては高句麗の種族そのものが何であるのかという別の疑念や問題を引き起こす要因になるのであるが、この点を高句麗王権自身が解決に導こうとしたのが『梁書』高句麗伝である。『梁書』は南北朝時代の梁（502～557）の正史であるが、

最終的な撰定は唐の姚思廉による。『梁書』巻五十四・諸夷伝・高句麗条には冒頭部に次のような高句麗の建国伝説を掲載している。

(四) 高句麗者、其先出自東明、東明本北夷橐離王之子、離王出行、其侍兒於後妊娠、離王還、欲殺之、侍兒曰、前見天上有氣如大鷄子、來降我、因以有娠、王囚之、後遂生男、王置之豕牢、豕以口氣噓之、不死、王以為神、乃聽收養長而善射、王忌其猛、復欲殺之、東明乃奔走、南至淹滯水、以弓擊水、魚鼈皆浮為橋、東明乘之得渡、至夫余而王焉、其後支別為句驪種也。

例によってこれを読み下すと、【高句麗の祖先は「東明」である。「東明」は橐離王の子で、王の侍兒であった女が天上の氣に触れて孕んだ子であり、異能を発揮した男子は父王に殺されかけたので、南へ逃げ淹滯水を渡り夫余に至って王となった。その後裔の支別が高句麗の種族となる】である。

この文章の作者は夫余の建国伝説に手を入れて改変することはせず、王充の『論衡』に載録されていた東明王の伝説を本文に引用した。文章の最後に「其後支別為句驪種也」と加筆することによって夫余王と高句麗王との系譜的・種族的関係を明解に説明したのである。冒頭に配された「高句麗者、其先出自東明」の句と、最後に書かれた「其後支別為句驪種也」とは緊密に対応しており、夫余王になった東明の後裔から分れた子孫が高句麗王になったと記す。ただし、ここには王の種別に関する記述があるだけで、夫余と高句麗の民族的・種族的関係の本末などは何も書かれていないことに留意されるのである⁴⁴⁾。

さらに、高句麗の風俗のことを記述した後条では、「以十月祭天大会、名曰東明、其公会衣服、皆錦繡金銀以自飾、大加主簿頭所著似幘而無後、其小加著折風、形如弁」と略記し、『三国志』と『後漢書』の高句麗伝に「東盟」とあったのを「東明」に書き替えており、これは高句麗の建国史にまつわる「会盟」の史実を隠蔽し、王の名号である「東明」の由緒に置き換えようと策した措置であると考えられる。これまで引用してきた様々な用例からして「盟」と「明」を普通の同語とみることとはできず、「明」は(三)・(四)にある通り「天上有氣」、あるいは(二)の「日(影)」・「日子」を表す語で、具体的には太陽を

意味し、始祖王鄒牟(朱蒙)・衆解と名号が一致しており、それらを最終的に統合した記述が『三国史記』高句麗本紀第一の冒頭に掲載された「東明聖王、姓高氏、諱朱蒙。

一云鄒牟、一云衆解」なのである。

みられる通り高句麗の始祖「東明聖王」は中国文献にでる夫余王名の「東明」に由来することが理解され、「東明」の語に問題の本質を究明するための鍵が潜んでいるようである。さらに、同じく第二代王の「瑠璃明王」について『三国史記』は「諱類利、或云孺留」と伝え、王号の瑠璃と諱の類利(孺理)は文字が違うだけで実質は同じであり、東明聖王・瑠璃明王双方にはいずれも「明」字が付されているのに注意される。さらに第二十一代の文咨明王(諱羅雲・在位492～519)も「明治好王」または「明理好王」の諡を伝えていて、「東明」「瑠璃明」「文咨明」というように三王の称号には共通して「明」字が用いられている。とりわけ文咨明王は北魏と親交を深めただけでなく、南朝の齊・梁とも友好的な交渉を行っており、(二)『魏書』高句麗伝にみえる鄒牟(朱蒙)伝説は鮮卑拓跋氏の北魏に、(四)『梁書』高句麗伝に記載する東明伝説は『論衡』以来の関係文献を擁していた南朝側にそれぞれ伝えられたのである。

文咨明王は祖父長寿王の対外政策を受け継いで北魏との関係を最も重視したらしく、即位した年の3月には孝文帝が高句麗に遣使し、王を使持節都督遼海諸軍事征東將軍領護東夷中郎將遼東郡開國公高句麗王に叙し、衣冠服物車騎之飾を授与しており、以後没するまでの期間に朝貢使を31回も派遣し、双方の関係はきわめて安定していた。鄒牟(朱蒙)伝説が北魏に開示された理由は、おそらく故国原王の時期に当該伝説が形を整えており、342年の慕容皝による丸都城攻破事件の際に、「収其府庫累世之宝、虜男女五万余口」され、建国伝説もまた鮮卑側に流出した蓋然性があり、長寿王治世下の435年に平壤を来訪した李敖は事件の経緯を調査し、さらには建国伝説の載録を実施したのに基づき、それが『魏書』高句麗伝に反映されたと考えられる。

また、南齊(479～502)は494年に高句麗王高雲を使持節散騎常侍都督營平二州征東大將軍樂浪公に策立し、496年には車騎將軍に進めた。さらに、南齊の禪讓を受けた梁(502～557)は502年に雲を車騎大將軍とし、508年には撫軍大將軍開府儀同三司に叙され、512年に遣

使入梁朝貢を伝えている。『三国史記』高句麗本紀・文咨明王3（494）年2月条には「扶余王及妻孥以国来降」とあり、また『魏書』高句麗伝には正始中（504～508）に「今夫余為勿吉所逐」とし、領土や民戸を喪失して久しい夫余が最終的に潰滅するに至った⁴⁵⁾。(四)『梁書』高句麗伝において初めて高句麗の建国伝説に認定された東明王伝説は、夫余の最後の王が文咨明王に投降した事実に基づき高句麗が東明伝説を自在に扱える立場に立ったことを物語っているが、そもそも高句麗の始祖王が夫余出身の外来王族であり、彼とその後裔が王位・王統を維持するために高句麗の支配的部族集団と盟誓・盟約の儀礼（「東盟」）を定期的に執行する必要に迫られたことなどは、神話・伝説の類ではなく歴史的な事実であったと考えられるのである。

VIII. おわりに

5世紀以前に遡る倭国王権の創成に関する『古事記』『日本書紀』が描く建国史の記述については、実際に経過した古代の歴史を反映したものではなく、両書の編纂者の手による創作説話という形態・性格を本質とし、紀元前1世紀以後3、4世紀にかけて成立展開する倭国の初期王権がいかなる事情と経緯とによって創成されたのか、その実体・実相を東アジア世界の歴史の全体的な流れのなかで改めて明らかにすることが肝要と考えるのであり、倭国王権の創成は中国王朝・朝鮮諸国王権との交渉・交流によって得られた実体験と、伝来・習得した政治思想や統治技術の強い影響を受けた可能性がきわめて高いとみられるので、筆者は『古事記』『日本書紀』への沈潜・探索という日常の学究活動からいちど思い切って距離を置き、中国史書と朝鮮三国時代の関係諸史料を特定のテーマに沿う形で検討するという作業を試みてみた。そのテーマとは改めて言うまでもなく「会盟」であり、検討対象は概ね三国期の朝鮮半島と中国東北部地域とである。本論で検証してきた朝鮮三国時代の諸国家形成の動きや、小国群立が長く続いた半島南部の伽耶地域もそうなのだが、それらの政治的動向に対して積極的に関係を結んでいた倭国王権の創成にも、中国の「冊封」と「会盟」が関係し画期を成した事件は多いとみられる。本論では「冊封」の論議を最小限にとどめ、「会盟」の問題に焦点

をあてることに集中した。

倭国における会盟は、直接楽浪郡に朝貢し中国文明に触れていた紀元前後頃の北部九州における諸小国の統合運動（筑紫同盟）に初めて導入・発現したと推測され⁴⁶⁾、『後漢書』倭伝に「建武中元二年、倭奴国奉貢朝賀」とある記事がその結果を裏付けているであろう。福岡県志賀島出土の金印に刻まれた「漢委奴国王」、すなわち奴国王こそが北部九州諸小国の会盟によって擁立された倭国における最初の王とみられ、「安帝の永初元年、倭の国王帥升等、生口百六十人を献じ、請見を願う」との記載にみえる国王帥升も群立諸国間の会盟によって推戴された王と考えられる。さらにまた、『魏志』倭人伝に記す「其国本亦以男子为王、住七八十年、倭国乱、相攻伐歷年、乃共立一女子为王、名曰卑弥呼」とある記述について、女王共立を推進した主体は西日本各地の諸小国の首長層で、その結集を促進・実現したシステムも会盟であり、彼らこそが邪馬台国を王都とした本格的な倭国王権の創成勢力（倭国同盟）であると考えており、会盟に関わる文献と考古双方にわたる具体的な遺構・遺物を詳細に探索する作業が今後の重要課題となると思われる。

日本古代史を専攻とする筆者にとって、本論の作成はまことに迂遠な廻り道であることを覚悟してとりかかった作業ではあったが、日本の朝鮮史学界ではこれまで本論が標榜したようなテーマに取り組んだ総合的な研究が見当たらないようなので、実のところそれがこの仕事を長期間にわたって持続し没頭できた要因なのである。ただし、大量で難解な漢文の釈読に悩まされ続け、また朝鮮古代史に関する自己の無能力とこれまでの研鑽の不足が否めないのも、成果や評価についてはともかくもとして、本論ではテーマに関わる文献史料・金石文の網羅とその基礎的な考察・討究を心がけるようにした。諸賢による忌憚のないご教示とご批正を頂戴できればと思う。

【註記】

- 1) 本稿を作成する上で特に参考とした研究を挙げるにとどめる。
今西龍1970『朝鮮史の栞』国書刊行会。池内宏1970『日本上代史の一研究』中央公論美術出版。上田正昭・井上秀雄編1974『古代の日本と朝鮮』学生社。旗田巍・井上秀雄編1974『古代の朝鮮』学生社。旗田巍・井上秀雄編1974『古代日本と朝鮮の基本問題』学生社。旗田巍・井上秀雄編1974『古代朝鮮の基本問題』学生社。金廷鶴1977『任那と

- 日本・日本の歴史別巻Ⅰ』小学館。武田幸男1982「東アジアの変貌と日本」『東アジア世界における日本古代史講座7 東アジアの変貌と日本律令国家』学生社 等。
- 対外関係が倭国王権に与えた影響に関しては、鈴木靖民2002「倭国と東アジア」鈴木靖民編『日本の時代史2 倭国と東アジア』吉川弘文館。同1984「東アジア諸民族の国家形成と大和王権」（歴史学研究会・日本史研究会編集『講座日本歴史』Ⅰ 原始・古代1、東京大学出版会。金鉉球1985『大和政権の対外関係研究』吉川弘文館。洪淳昶1992『韓国古代の歴史』吉川弘文館 等。
- 2) 今西龍1970「新羅史通説」『新羅史研究』国書刊行会。末松保和1995「新羅建国考」『新羅の政治と社会』上、吉川弘文館。李成市2002「新羅の国家形成と加耶」鈴木靖民編『日本の時代史2 倭国と東アジア』吉川弘文館等 を参照。
 - 3) 末松保和1995「新羅建国考」『新羅の政治と社会』上、吉川弘文館。
 - 4) 李成市1998「東アジアの諸国と人口移動」『古代東アジアの民族と国家』岩波書店。同2002「新羅の国家形成と加耶」鈴木靖民編『日本の時代史2 倭国と東アジア』吉川弘文館。
 - 5) 前田晴人2019「『大市』の首長会盟と女王卑弥呼の「共立」」『纏向学研究』第7号、桜井市纏向学研究センター。
 - 6) 鈴木靖民1985「前近代対外関係史の研究動向」『古代対外関係史の研究』吉川弘文館。朝鮮史研究会編2011『朝鮮史研究入門』名古屋大学出版会。
 - 7) 西嶋定生1983『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会。同1985『日本歴史の国際環境』東京大学出版会。同1995『邪馬台国と倭国』吉川弘文館。同1995『中国史を学ぶということ』吉川弘文館。同1999『倭国の出現』東京大学出版会。江畑武1974「四～六世紀の朝鮮三国と日本」上田正昭・井上秀雄編『古代の日本と朝鮮』学生社。栗原朋信1978「漢帝国と周辺諸民族」『上代日本対外関係の研究』吉川弘文館。坂元義種1978『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館。堀敏一1993『中国と古代東アジア世界』岩波書店。
 - 8) 末松保和1995「新羅建国考」『新羅の政治と社会』上、吉川弘文館。
 - 9) 貝塚茂樹・伊藤道治2000『古代中国』講談社。
 - 10) 栗原朋信1978「犠牲礼についての一考察」『上代日本対外関係の研究』吉川弘文館。
 - 11) 濱田耕策2002「神宮と百座講会と宗廟」『新羅国史の研究』吉川弘文館。
 - 12) 平野邦雄1985「倭と朝鮮三国間の外交形式」『大化前代政治過程の研究』吉川弘文館。
 - 13) 栗原朋信1960「『封爵之誓』についての小研究」『秦漢史の研究』吉川弘文館。
 - 14) 三池賢一1974「『日本書紀』金春秋の来朝記事について」上田正昭・井上秀雄編『古代の日本と朝鮮』学生社。
 - 15) 末松保和1995「新羅三代考」『新羅の政治と社会』上、吉川弘文館。
 - 16) 丁仲煥1974「『日本書紀』に引用された百濟三書について」井上秀雄・旗田巍『古代日本と朝鮮の基本問題』学生社。倭・百濟同盟の結成については、山尾幸久1983『日本古代王権形成史論』岩波書店。同1986『日本古代の国家形成』大和書房。同1989『古代の日朝関係』塙書房。同2003『古代王権の原像』学生社 参照。
 - 17) 吉田晶2001『七支刀の謎を解く』新日本出版社。
 - 18) 本論では所謂「任那」・「任那日本府」の問題には直接触れず、参照した文献のみを掲げておく。末松保和1949「任那興亡史」吉川弘文館。鈴木英夫1996『古代の倭国と朝鮮諸国』青木書店。田中俊明1992「加耶をめぐる国際環境」『新版古代の日本』2、角川書店。同1992「大加耶連盟の興亡と「任那」」吉川弘文館。鈴木靖民他1991『伽耶はなぜほろんだか』大和書房。金鉉球1985「任那の対外関係と「任那日本府」の実体」『大和政権の対外関係研究』吉川弘文館。井上秀雄1973「任那日本府と倭」東出版。佐伯有清1986「『任那日本府』の虚像と実像」『日本の古代国家と東アジア』雄山閣。鬼頭清明1976「『任那日本府』の検討」『日本古代国家の形成と東アジア』校倉書房。同1976「加羅諸国の史的発展について」『日本古代国家の形成と東アジア』校倉書房。李成市2002「新羅の国家形成と加耶」鈴木靖民編『日本の時代史2 倭国と東アジア』吉川弘文館 等。
 - 19) 武田幸男1982「五～六世紀東アジア史の一視点—高句麗『中原碑』から新羅『赤城碑』へ—」『東アジア世界における日本古代史講座4 朝鮮三国と倭国』学生社。
 - 20) 前掲註18) 参照。
 - 21) 今西龍1970「己汶伴跋考」『朝鮮古史の研究』国書刊行会。
 - 22) 今西龍1970「新羅真興王巡狩管境碑考」『新羅史研究』国書刊行会。末松保和1995「近時発見の新羅金石文」『新羅の政治と社会』下、吉川弘文館。
 - 23) 今西龍1970『新羅史研究』国書刊行会。北村秀人1982「新羅の滅亡と高麗の建国」『東アジア世界における日本古代史講座7 東アジアの変貌と日本律令国家』学生社。栗原益男1982「唐の衰亡」『東アジア世界における日本古代史講座7 東アジアの変貌と日本律令国家』学生社。濱田耕策2002『新羅国史の研究』吉川弘文館 等。
 - 24) 津田左右吉1964「三国史記高句麗紀の批判」『津田左右吉全集』第十二巻、岩波書店。高句麗の歴史・遺跡などに関しては、三上次男1990『高句麗と渤海』吉川弘文館 を参照。
 - 25) 好太王碑文に関する研究は枚挙に暇がないが、本論では碑文の釈読を含め、武田幸男1989『高句麗史と東アジア』岩波書店 に依拠して論議を進めた。佐伯有清1974「高句麗広開土王の碑文と日本」上田正昭・井上秀雄編『古代の日

- 本と朝鮮』学生社 をも参照。
- 26) 今西龍1970『百済史研究』国書刊行会。坂元義種1978『百済史の研究』塙書房。
- 27) 濱田耕策 1973「高句麗広開土王陵碑文の虚像と実像」『日本歴史』304号。同1974「高句麗広開土王陵碑文の研究」『朝鮮史研究会論文集』11号。武田幸男1989「辛卯年条記事の再吟味」『高句麗史と東アジア』岩波書店。
- 28) 武田幸男 1989「高句麗勢力圏の展開過程」・「朝貢」関係の基本的性格」『高句麗史と東アジア』岩波書店。
- 29) 武田幸男前掲註28) 論文参照。
- 30) 武田幸男前掲註29) 論文参照。
- 31) 武田幸男前掲註19) 論文参照。
- 32) 武田幸男 1989「長寿王の東アジア認識」・「高句麗「太王」の国際性」『高句麗史と東アジア』岩波書店。
- 33) 部族の発祥聖地と祖先祭祀に関する高句麗と同様の事例は、北魏の世祖太武帝の時（太平真君 4 = 443）に鮮卑族の「先帝旧墟」とみなされた洞窟嘎仙洞（黒竜江省内蒙古自治区呼倫貝爾盟鄂倫春自治旗）にまつわる記録が著名である。尾形勇1985『東アジアの古代帝国』講談社。
- 34) 金子修一2001『古代中国と皇帝祭祀』汲古書院。
- 35) 高句麗の遷都の経緯と事情については武田幸男1989「丸都・国内城の史的位罫」『高句麗史と東アジア』岩波書店。
- 36) 高句麗の王系については武田幸男1989「高句麗王系成立の諸段階」『高句麗史と東アジア』岩波書店。李成市1998「高句麗の建国伝説と王権」『古代東アジアの民族と国家』岩波書店。
- 37) 今西龍 1970「高句麗五族五部考」『朝鮮古史の研究』国書刊行会。
- 38) 高句麗では2世紀代の十等官位制から4世紀に制度化された十三等官位制へ発展したことが推定されているが、王と臣下との定期的な会盟に基づく盟誓・盟約の儀礼（東盟）は、高句麗官位制が未整備の初期国家段階の所産と考えられる。武田幸男1980「六世紀における朝鮮三国の国家体制」『東アジア世界における日本古代史講座 4 朝鮮三国と倭国』。
- 39) 朝鮮三国時代の王権神話・建国伝説については、三品彰英1973「朱蒙神話と高句麗王の祭政」「新羅の始祖神話」「新羅の古代祭政」『古代祭政と穀霊信仰』三品彰英論文集第5巻、平凡社。同1971『神話と文化史』三品彰英論文集第3巻、平凡社。同1972「古事記と朝鮮」「脱解伝説」「首露伝説」『増補日鮮神話伝説の研究』三品彰英論文集第4巻、平凡社を参照。
- 40) 佐伯有清 1986「高句麗牟婁婁墓誌の再検討」『日本の古代国家と東アジア』雄山閣。武田幸男 1989「牟婁婁一族と高句麗王権」『高句麗史と東アジア』岩波書店。
- 41) 李成市 1998「『梁書』高句麗伝と東明王伝説」『古代東アジアの民族と国家』岩波書店。
- 42) 今西龍 1970「百済史講話」『百済史研究』国書刊行会。末松保和 1995「新羅建国考」『新羅の政治と社会』上、吉川弘文館。
- 43) 武田幸男 1989「牟婁婁一族と高句麗王権」『高句麗史と東アジア』岩波書店。
- 44) 白鳥庫吉 1970「夫余国の始祖東明王の伝説に就いて」『白鳥庫吉全集』5、岩波書店。李成市 1998「『梁書』高句麗伝と東明王伝説」『古代東アジアの民族と国家』岩波書店。
- 45) 津田左右吉1964「勿吉考」（『津田左右吉全集』第12巻、岩波書店）。
- 46) 西嶋定生 1993「倭国連合の形成と構造」『新視点日本の歴史』2・古代編Ⅰ、新人物往来社。前田晴人2019「『大市』の首長会盟と女王卑弥呼の「共立」」『纏向学研究』第7号、桜井市纏向学研究センター。

3 世紀、大和・河内に王権を樹立した吉備・出雲連合

石 野 博 信

目次

I. はじめに 吉備の龍と出雲の鰐	41
II. 吉備、楯築古墳の登場	41
III. 大和、銅鐸祭祀の崩壊 －埋め殺しと破壊と、そして追儺祭祀－	44
IV. 2・3世紀、吉備の大和・河内進出	45
V. 楽浪系土器の東方進出	48
VI. 倭国・女王墓の創造	49
VII. おわりに 3世紀の大陸文化の導入 －日本海沿岸の長刀と太平洋沿岸の乗馬の風習－	52

論文要旨

弥生後期中葉、吉備に全長80メートルの中円双方形の墳墓である楯築古墳が築かれた。巨大な木棺・木槨墓の上に礫塚を設け、礫上に人物を呪縛したかのごと巨石を置き、まわりを石柱で囲む。円丘に方丘を付設した、いわゆる「前方後円墳」の誕生であり、日本列島北端を除く、各地にひろまった。

吉備に生まれた新たな葬送儀礼は、北方では出雲、東方では河内から大和へとひろまり、大和には、奈良盆地東南部の天理市・桜井市の地域におおやまと古墳集団とも呼称される大王墓を中心とする30基余の3・4世紀の古墳集団が築造された。そこには、初期の大王墓である全長280メートルの箸中山古墳（箸墓）をはじめ、6基余の古墳には吉備系器台が使用されていて、吉備・出雲連合勢力による3・4世紀の大和・河内支配が課題となる。

石野 博信（いしの ひろのぶ）
兵庫県立考古博物館名誉館長
桜井市纏向学研究センター顧問

3世紀、大和・河内に王権を樹立した吉備・出雲連合

石 野 博 信

I. はじめに 吉備の龍と出雲の鰐

2・3世紀の大和・河内人にとって、吉備の龍と出雲の鰐は捉えどころのない恐ろしい存在であつたらしい。2002年6月16日、伊藤晃さんの案内で倉敷埋蔵文化財センターに立ち寄ったとき、「吉備の龍」に出会った。後頭部から口先まで空洞の土製品で、口はさげ、眼が高く、頸には渦巻文がおどる（図1、石野2002メモ）。

その時、「オレは龍に会ったことないしナ」と少し、ボーとしてたような気がする。しばらくして、神戸市で「銅鐸を捨て、新たな祭祀同盟を結んだ吉備」をテーマとする講演会があり、その時、龍の口元に銅鐸を横たえた。弥生後期に大陸から龍伝説が伝わり、弥生前期末以来、続いてきた銅鐸祭祀も龍に飲み込まれてしまった。とくに、吉備と出雲では、と考えた。

そして、2015年11月には備後の三次で鰐を食った。朝7時すぎに奈良を出て中国道を走り、12時前には広島県三次市に到着。近畿から山陽道で三原市、中国道で三次市に入ると、ここはかつて安芸国ではなく、吉備国なのだ、と意識し直す。しかも、三次市は中国道が通る山間部であり、そこを歩いていて、食堂の立看板に「わに井」を見つけ、喜んで入った。店のチラシ「わにさぶれ」によると「広島県東北部では昔から鮫を「わに」と呼び健康や美容によいとされるコンドロイチンなどが広く利用され」とある。三次風土記丘には、1987年11月にも来ているがその時は鰐には出会ってない。

私は、小学校から高校までを宮城県石巻市で由緒あるズウズウ弁で過しており「サメ」と聞くと「小便可サイ」と反応する。それなのに、なぜ中国山地の食堂に「クサイサメ」がいるのか？と地図を広げた。三次盆地に降った雨は北流し石見国江津で江の川として日本海に入る。クサイサメをワニとして、料理する技術が生まれ、育つ

背景があつたのだ。

そして、出雲に多い四隅突出型方形墓で、しかも弥生中期末にさかのぼる古いタイプが多いのが備後の三次盆地であることに気付いて数年前、友人と訪ね歩いたことを思い出した。弥生末の山陰系土器は朝鮮半島南部に達しており、初期に渡来した半島人は鮫と共に江の川をさかのぼり、三次盆地に到達し、新文化を育てたようだ。

ていねいにメモ図をとっていたら、「春成さんの図があるよ」と伊藤さんが教えてくれた（春成2000）。

II. 吉備、楯築古墳の登場

弥生後期中頃（鬼川内2式期）、吉備に異質な墳墓が出現した。楯築古墳である（図2）。

墳形 中円双方形（突出部に幅5mの堀）

規模 円丘部 径40m、方丘部20mを両側に

墳丘上に石柱群と高い石柱5本

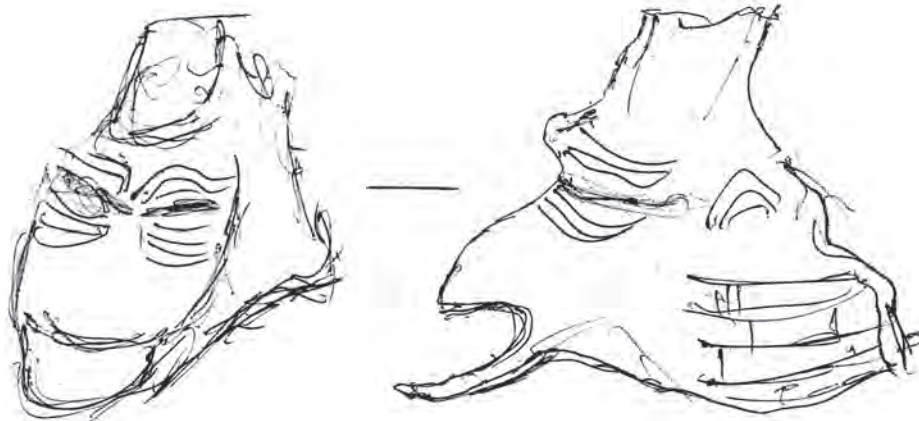
墳丘上の木槨内の礫堆と破碎副葬品

巨大木槨と木棺 木槨 150×350cm 水銀朱32kg

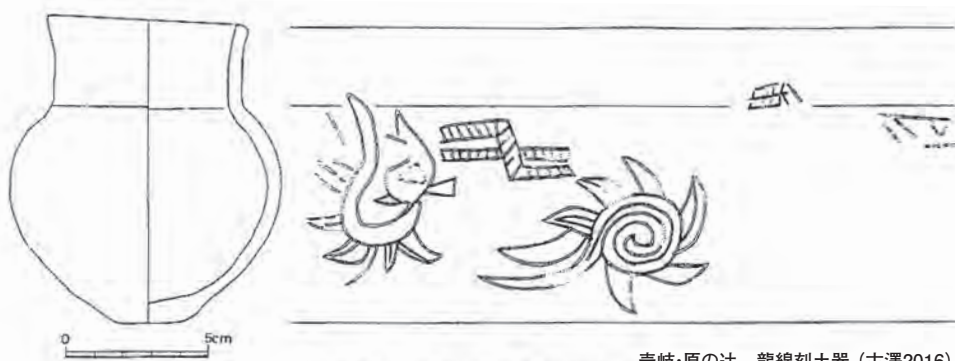
発掘調査の3年ほど前に現地を訪れたとき、丘陵上の巨大な石柱群に圧倒され、墳墓よりは地元の人々が言う温羅伝説に加わる施設と感じた。それが近藤義郎さん（岡山大学）による調査によって墳墓となった。以下、さきにあげた特質を他と比較してみよう。

中円双方墳 径40mの円丘の両側に長さ20mの突出部を両側に設け、少なくとも一方の突出部端には幅5mの堀を設ける。弥生時代最大の墳墓は、長辺40mの方形墳で、岐阜県瑞竜寺山墳墓と佐賀県吉野ヶ里墳墓などがあるが到底及ばない。

墳丘上の石柱群 弥生墓はもとより、古墳の墳丘調査で墳丘上の石柱、あるいは木柱の有無を意識して調査した実例はきかない。つまり、楯築墓を前提に考えれば墳



吉備・矢部 (2002.6 石野メモ)



壱岐・原の辻 龍線刻土器 (古澤2016)



和泉・池上(二上山博1996)

河内・船橋 (二上山博1996)

吉備・天瀬 (設案2011)

図1 弥生の龍 — 吉備・壱岐・河内

丘発掘前に木柱の確認調査不十分ということだ。

墳丘上の円礫帯と破碎副葬品群 楯築墳墓では、遺体埋葬後に墳丘上に副葬品を破碎供献していることが確認されている。葬儀用器台も人形も^{ひとがた}破碎供献されていた。奈良県新沢千塚古墳群の6世紀の小古墳墳丘上の破碎須恵器坏を見たが他の例は追求できなかった。

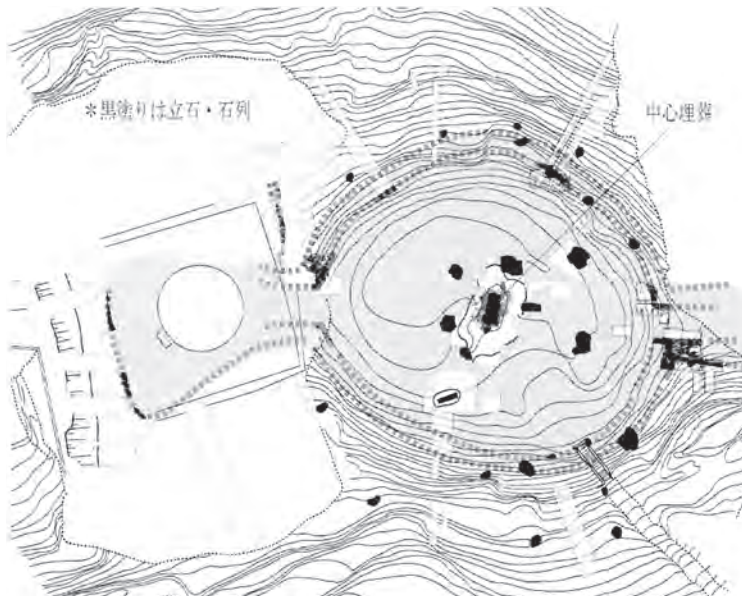
巨大木槨と木棺・水銀朱 6m前後×9mの巨大墓壙内に150×350cmほどの木槨があり、槨内には60×70cm×200cmの木棺があり32kgの水銀朱で満たされていた。発掘中の現地に一日参加したときに眼にした棺側断面の厚さ1cm余の水銀朱の真紅は今も眼に焼き付いている。

木棺内外の着装品と副葬品 棺内の南側に熟年者の歯

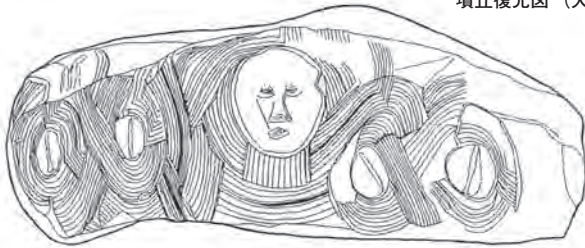
2本があり、その頭部を囲むようにヒスイ勾玉1、メノウ玉1、碧玉管玉27からなる一連の頸飾が着装されていた。その上、頭部の右側には鉄剣1本と玉類があり、さらに棺上にも玉類が副葬されていたらしい。

楯築古墳は弥生後期中葉の全長80mという列島最大の中円双方墳であるだけでなく、墳丘への立入りを拒否するかのように幅5mの溝を一方の方丘部端に設けている。まさに一般民衆からの隔絶であり、古墳とよぶにふさわしい。

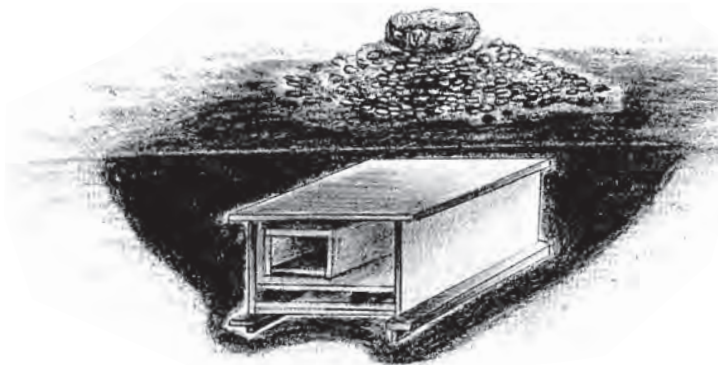
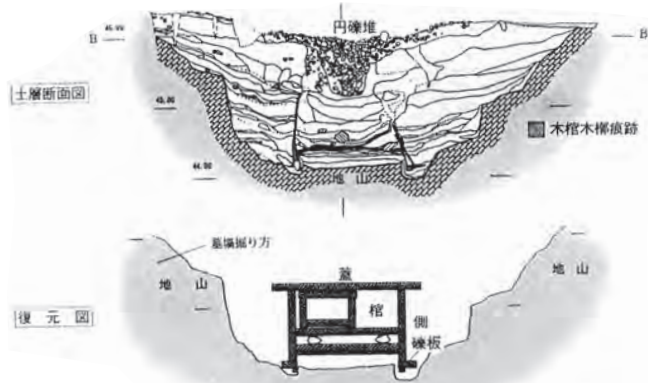
他方、棺内は着装の首飾一連以外は鉄剣1本と若干の玉類だけで、多量の副葬品をもつ前期長突円墳に比ぶべきもないところに、本古墳の特質がある。



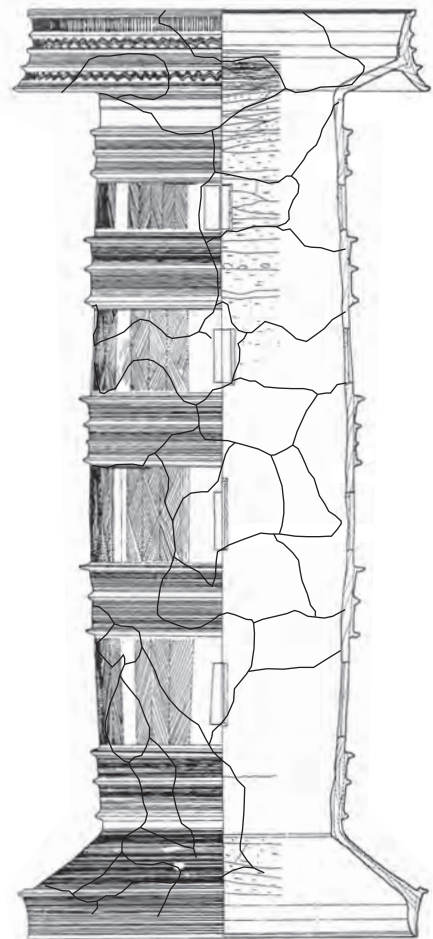
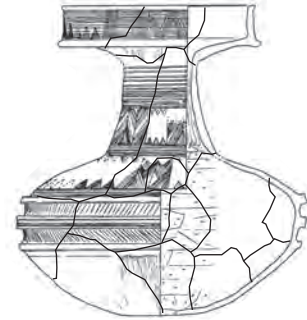
墳丘復元図 (大久保2013)



弧帯石 (春成2011)



埋葬施設断面図・復元図・想像復元図 (中尾編2013)



破碎供献された副葬品 (近藤1992、一部改変)

図2 楯築古墳

Ⅲ. 大和、銅鐸祭祀の崩壊

－埋め殺しと破壊と、そして追儺^{ついな}祭祀－

奈良盆地のどこからでも遠望できる三輪山は神の宿る山として今も人々の信仰を集めている。弥生時代末から古墳時代前期にかけて、その三輪山麓で数100年間つづいた神を祭る用具である銅鐸の破壊が3ヶ所でおこった。

弥生時代の祭祀用具である銅鐸は、奈良時代以来、500個以上検出されているが、埋納地の発掘調査例は10数ヶ所程度と少ない。一般的に、弥生人による埋納保管と考えられているが、銅鐸の埋め殺しや破壊があったのではないかと、考えてみよう。

(1) 銅鐸の埋め殺しと破壊

銅鐸の埋め殺しは非社会集団による「ほめ殺し」をもじった表言で、銅鐸埋納とは直接的には関係しない。しかし、弥生時代末期から古墳時代初頭の銅鐸の破壊・埋納事例は明治初年頃の廃仏棄釈を目的とした事例と共通する政治・社会現象である。

先に紹介した大和の神山・三輪山麓の銅鐸破壊・埋納事例を紹介しよう(図3)。

(イ) 桜井市纏向王宮の2つの銅鐸片

1973年、3世紀・纏向王宮の西端を流れる飛鳥時代の小川の中から近畿2式以降の銅鐸飾耳片が出土して、40数年後に同一破片が1点、王宮内から現れた。



図3 大和・三輪山麓の銅鐸破碎と隠匿(石野2019bより)

両者とも後世の堆積土や旧河道内出土で廃棄や再利用年代を示すものではないが、同一個体はすでに他の器物として再利用されていた可能性は高い。

(ロ) 桜井市大福遺跡 2例 一方形周溝墓埋納と破碎転用一

大福小学校改築にともなう発掘調査で弥生後期の方形周溝墓が検出され、周溝内に銅鐸が埋納されていた。連絡があつて発掘に立会ったが、周溝末端の溝内に周溝と同じ方向で溝底と銅鐸飾耳端が一致する深さで埋納されていた。これを偶然とはとても言えない。銅鐸破壊命令に従い難く、たまたま造営した方形周溝墓の溝底に埋納したのではないかと。

ところが同じ大福遺跡の北部では破壊銅鐸片と溶けた銅滓など、明らかに銅鐸を破壊し、溶かして再利用しつつある実態が明らかである。一つのムラの中で一方は隠匿、他方は破壊・再利用する。ムラの人々の苦痛が伝わってくる。

(ハ) 桜井市脇本遺跡

三輪山の南麓、脇本はワカタケル大王の王宮の地として知られているが、橿原考古学研究所の発掘調査によって古墳前期初頭(布留式期)の銅鐸破砕片が銅滓とともに出土した。明らかに銅鐸を壊し、再利用しようとしている。

(2) 平安神宮の追儺^{ついな}式と纏向^{ほうそうし}遺跡の方相氏(図4)

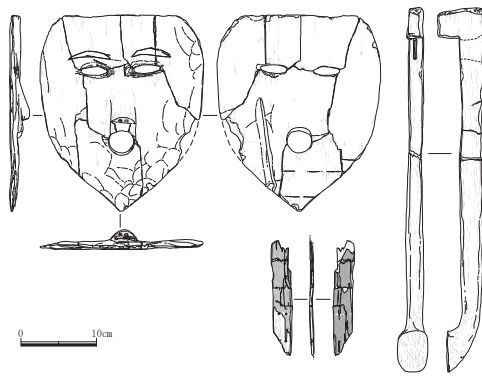
2018年2月、平安神宮で追儺式があると聞いて出かけた。

神宮前の広場は沢山の人々で、隙間にもぐりこんだ。白い面を付けた方相氏が右手に槍、左手に楯を持って登場、気が付いたら前方の鬼を追っている。その時、ひらめいたのは纏向遺跡・太田地区土坑の3世紀の木製面と木製楯と戈柄だ。面は木製鉄を転用して眼を彫り、マユを付け口は柄孔を利用し、楯は細片、戈柄は長さ50cmほどで戈はついてない。

中国・漢代には右手に楯、左手に弓をもって邪を払う方相氏が描かれており、6世紀末の奈良県藤ノ木古墳の鞍金具にも描かれている。それよりはる



平安神宮の追儺式（2018年2月）



方相氏の追儺儀礼を思わせる仮面・戈柄・盾
(纏向遺跡、3世紀 福辻2013より)



中国漢代画像磚に描かれた方相氏
(陶板、左右約50cm 末永雅雄先生旧蔵 石野2019aより)

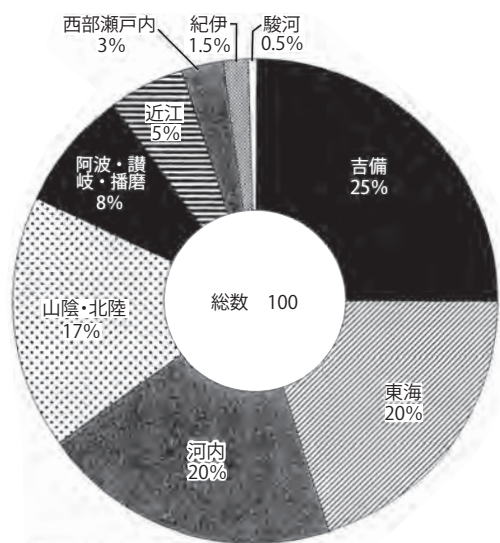
図4 平安神宮の追儺式と纏向遺跡の方相氏

か前の纏向に方相氏が渡来していたらしい。銅鐸祭祀と入れかわって。

IV. 2・3世紀、吉備の大和・河内進出

(1) 日常の土器群

1971年～1973年の纏向遺跡発掘報告書をつくるとき、同僚の関川尚功と2人で“外来系土器”を地域別に選別し、円グラフを作成し1975年刊行の報告書に掲載した。しかし、1900年代の末頃から気づいた「報告書」の間違い、つまり、他の地域は口縁部の点数で数えていたのに、東海系のS字口縁甕だけは胴部破片でも判るため数値に入れてしまい、円グラフで東海系49%となってしまった点である。そして2019年12月によりやく私の責任と主観で円グラフを作成し直した（石野 2019 b、図5）。客観資料とはならないが、86歳のザンゲである。



(石野2019bより)

図5 纏向遺跡出土外来系土器の比率再検討

そして、1900年代の末年頃から大阪平野、とくに河内の八尾市や東大阪市南部の弥生時代後期後半から古墳時代初頭（弥生5様式～纏向様式＜庄内式＞）の遺跡から吉備系土器を主体とする集落遺跡が確認されてきた。

秋山論文と中井・豊岡論文によってその一端を紹介すれば、つぎの通りである（図6）。

【吉備・（中）河内・大和の相互関係性—今後の課題—

ところで、「畿内地域と吉備地域の連携・連合を核とし、近畿西部・近畿北部・山陰・四国北部・北部九州・北陸・東海などのほとんど全部またはかなりの部分が加わったと推定される大連合の中で、前方後円墳は創出された」、また、「初現期的前方後円墳の成立に当たって大和あるいは畿内の勢力と備中あるいは吉備の勢力との連合が、想定しうるいかなる他の連合にまして不可欠な要件であった」（近藤1998）、と説かれるように、定型化した前方後円墳の誕生において大和と吉備は最も重要な位置を占めた。このことは、吉備で出現し発達をとげた葬送用の特殊器台の最終型式・宮山型が、初現期の大形前方後円墳である大和の箸墓古墳・中山大塚古墳・西殿塚古墳や弁天塚古墳で確認されている事実が、重要で象徴的な証左となっている。】（秋山2002）

【宮山型が奈良盆地東南部で生産されていたことは、伝箸中山古墳出土の宮山型の存在によって推定されてきたが、葛本弁天塚古墳資料に対する奥田尚氏の胎土分析によって確定されることになった。加えて、箸中山古墳と葛本弁天塚古墳資料は、類似した帯紋様構成がみられるだけでなく、並存する都月型埴輪や特殊壺・二重口縁壺でも類似が認められるものである。したがって宮山型についての今後の研究では、奈良盆地東南部に定着した宮山型製作工房の経営形態と製品供給についての詳細な検討に加え、並存する都月型埴輪製作工房との関連も追究されねばならない。さらに、宮山型・都月型が存在する中山大塚古墳・西殿塚古墳では、円筒埴輪も存在している。同時に始められた宮山型・都月型・円筒埴輪の供給が、奈良盆地東南部に存在する古墳（群）】にある。（中井・豊岡1996）。

つまり、大和と河内の弥生末から古墳初の特集集落では、吉備人が主体となっていたことを示す。その代表は河内の中田遺跡、大和の纏向遺跡である。

（2）葬儀用器台

近藤義郎・春成秀爾 1967「埴輪の起源」（考古学研究13巻3号）は日本考古学界に強烈な印象を残している。それでは、弥生後期に吉備に出現した「特殊器台」が円筒埴輪のルーツとなり、古墳祭祀の一端をになうようになった。私は「特殊器台」の特殊性は葬儀にあるので葬儀用器台と称することとした。

葬儀用器台は鳥取県長瀬高浜墳墓や愛媛県今治市の妙見山1号墳など各地域型が予想されるが、大和への進出は吉備系葬儀用器台が顕著である。

（3）おおやまと古墳集団の吉備系葬儀用器台（図7）

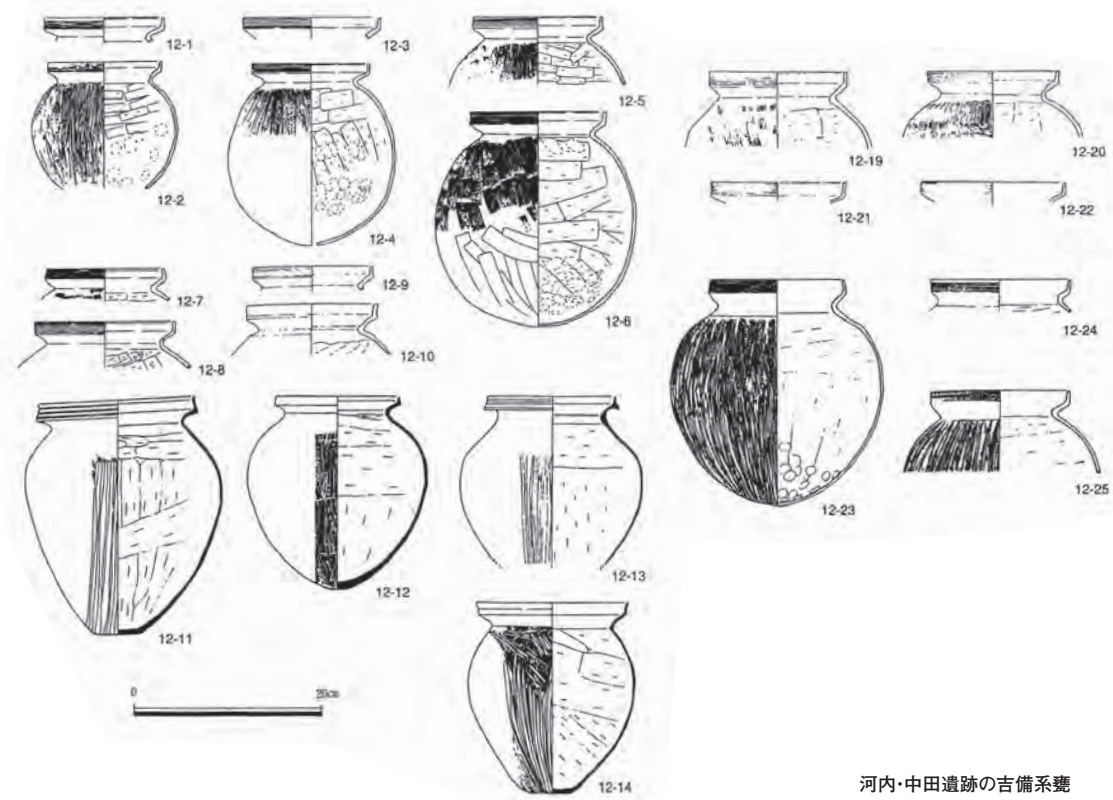
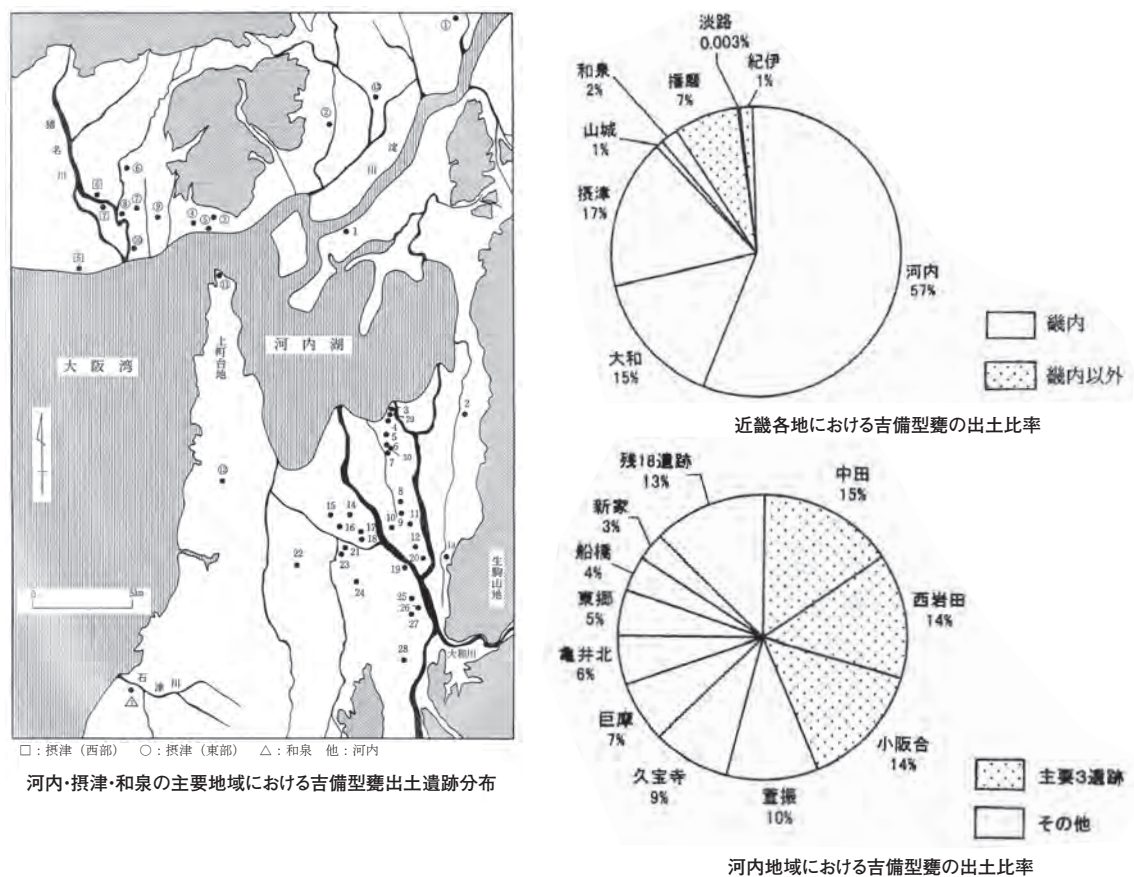
葬儀用器台は吉備を中心とし、出雲に及んでいるが大和への集中はすさまじい。普通にみれば吉備による大和支配である。

おおやまと古墳集団は奈良盆地東南部の天理市萱生と柳本、そして桜井市纏向に集中する30基ほどの古墳の総称で、その中の7基の古墳から葬儀用器台が採集されている。北部の萱生古墳群では盟主墳である西殿塚古墳をはじめ東殿塚古墳、波多子塚古墳、中山大塚古墳、燈籠山古墳と馬口山古墳に、南部の纏向古墳群には主墳の箸中山古墳に使用されており、中部の大墳である行燈山古墳と渋谷向山古墳には使用されていないらしい。この2古墳は宮内庁によって崇神天皇陵と景行天皇陵に治定されており、後者の周濠から布留1式の小型丸底鉢が検出されていて、4世紀の大王墓には葬儀用器台が使用されていないと考えられる。

なお、纏向遺跡の布留1式期の旧河道内から個体の異なる2点の葬儀用器台片が検出されていて（図11、石野・関川編1976）最寄の箸中山古墳との関係が考えられる。

また、橿原市葛本弁天塚古墳からは宮山型と都月型の葬儀用器台が径40mの円丘に20mほど突出部が付くであろう短突円墳の墳丘から検出されている。なお、墳丘裾には布留2式の布留型甕完形品が転倒していた。

なお、葛本弁天塚古墳の周囲には他にも2基の古墳状高まりがあり、いずれも藤原京北界から50mほど北側にあって意識して保存された可能性がある。



河内・中田遺跡の吉備系甕

図6 摂河泉の吉備系土器 (秋山2002より)

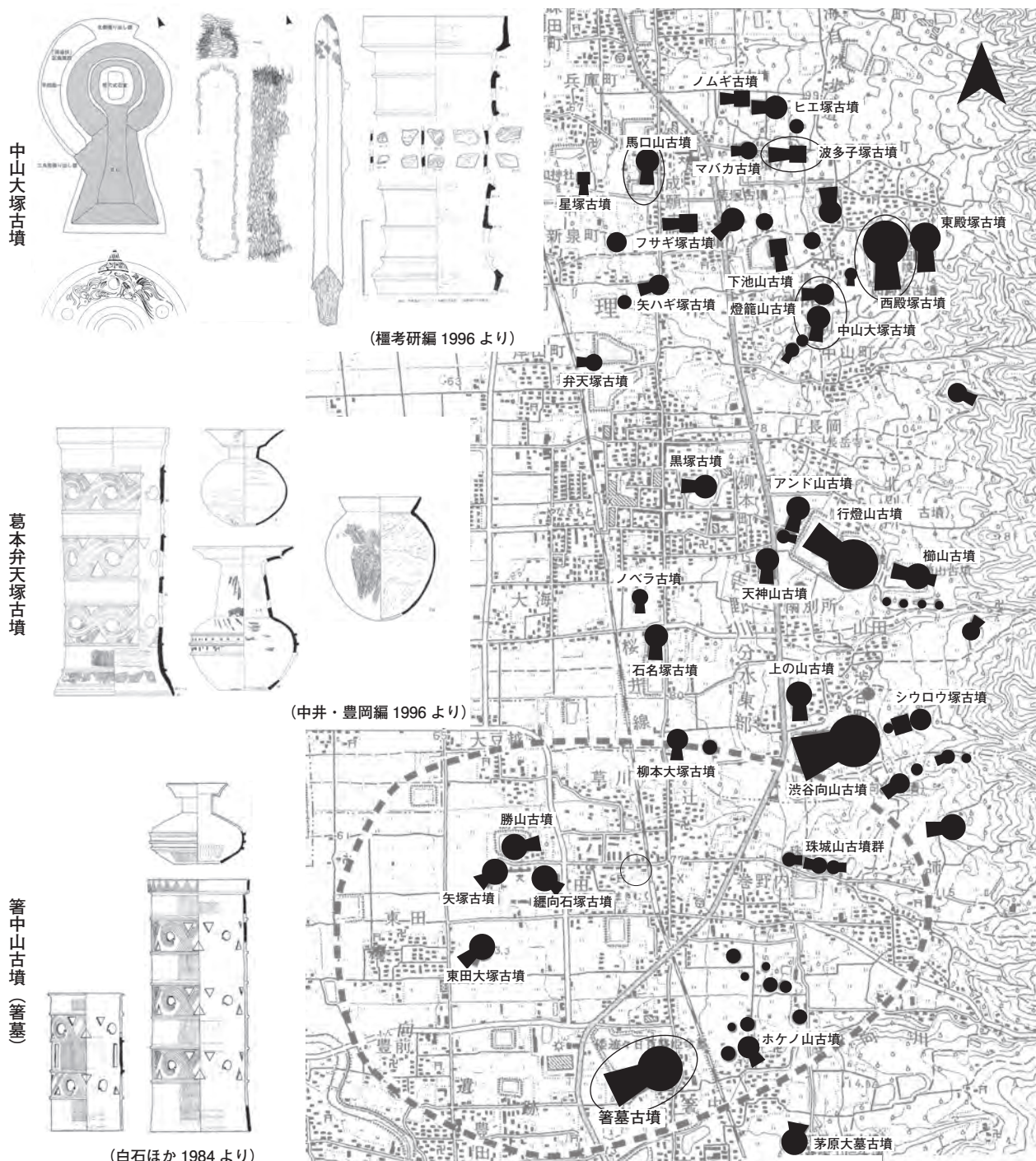


図7 おおやまと古墳集団の古備系葬儀用器台

V. 楽浪系土器の東方進出

1983年10月～11月に奈良県立橿原考古学研究所附属博物館で特別展「3世紀の九州と近畿」が開催された。その11月6日、九州代表・下條信行氏（平安博物館）、柳田康雄氏（福岡県教育委員会）と近畿代表・都出比呂志氏（大阪大学）と当研究所の寺沢薫が加わり、石野（当時、研究所）の司会のもと、各自の研究発表と討論会を

開催した。250名限度の研究所講座室に500名をこえる人々が集まり、所内に分室をつくるなど、大わらわとなった。

研究発表と討議は、午前10時から午後5時に及んだが、1ヶ月ほど前の打合せ会では、邪馬台国所在地論や女王卑弥呼・台与（壺与）論には触れないこととした。その中で、今も記憶に残るのは討論中の下條さんの「北部九州は海人族と農耕族がセットになって成り立っており、…畿内のように田んぼの中だけで成り立っている社

会とは違う」(檀考研博編 1986、157 頁)という発言だった。

しかし、同書 157 頁の図 73 には、北部九州・福岡県下の旧伊都国から奴国にかけて 11 ヶ所から 3 世紀の近畿式土器である纏向式(旧庄内式)土器が出土しており、相互交流が進んでいることは明らかであり、2020 年現在では佐賀・大分両県を含む北部九州で 30 遺跡をはるかにこえているだろう。

纏向式土器は 2 世紀末から 4 世紀初頭、つまり 3 世紀大和と河内の特定地域で使用されていた日常容器である。それが、奈良県下では奈良盆地東南部の天理市・桜井市地域、河内では大阪平野東部と南部の八尾市・東大阪市だけで甕形土器の 50% が纏向型を使用している。

その両地域で 2 世紀末～3 世紀の吉備系土器が集中的に使用されていること、そして吉備系土器は出雲の四隅突出型墳丘墓の葬送儀礼に参加していることが注目される。

他方、古澤義久氏(長崎県埋蔵文化財センター)は壱岐・原の辻遺跡の弥生中・後期と古墳前期の外來系土器、とくに楽浪系土器について多くの指摘をされている(古澤 2016)。

- ① 弥生中期から古墳初頭にかけて薩摩・肥後・豊後・豊前・防長と山陽・山陰・畿内各地の土器が来ている。
- ② 1200 点をこえる大陸・半島系土器が出土しており、楽浪系と三韓系は 1 : 1.29 である。
- ③ 楽浪系土器は花盆形鉢、泥質土器では壺・鉢・盆・筒・甕・甗があり、短頸壺が多い。
- ④ 中国本土の遼東系土器があり注目される。
- ⑤ 弥生後期以降、ミニチュア車馬具・銅剣・銅指環・木製櫛と貨泉 17 点など漢系遺物が目立つ。
- ⑥ 弥生後期の線刻土器は「龍が水中でトゲロを巻き、そして昇天する」と解説され、そのとおりかどうかは別にしても重要だ(図 1)。

古澤氏の指摘にもあるように、とくに 3 世紀の壱岐は九州島と半島・大陸との交易拠点であった。九州島で楽浪系土器がもっとも多いのは筑紫西部の糸島地域、つまり旧伊都国であり、邪馬台国の官僚である「一大卒」が常駐していた。旧伊都国の 2・3 世紀の遺跡では、御床松原遺跡をはじめ、多量の韓・漢(楽浪系土器)が含まれているのは著名だ。

まさに「楽浪海中に倭人あり」だ。その余波は本州島西端の防長から伊予に及び、日本海沿岸では出雲に到達している。出雲は濃厚で壱岐系土器と共に楽浪系土器が出雲市山持遺跡や青木遺跡と松江市鹿島町海底から採集されている(島根県教委 2011)。

1998 年 10 月には佐太神社を参拝したあと、神社前の鹿島町歴史民俗資料館の「海の記憶 波濤をこえた人々」展を見学した。眼についたのは、纏向大和型甕と同・河内型の甕を一括出土した南講武草田遺跡で近畿系叩甕は 50～60 点はあるようだ。その時「よくぞ出てきた」と感じた。

大和・纏向一族の対半島・大陸へのルートは、瀬戸内海を主軸とし、日本海ルートと太平洋ルートを併用していた、と想定していた。最も難しいと思っていた太平洋ルートの阿波と土佐、とくに土佐の海岸から 40 遺跡余の纏向式土器出土地が判明し(出原 2003)、日本海ルートだけが不明だった。そこに登場したのが出雲である。

出雲には壱岐・原の辻遺跡の土器と共に楽浪系土器が来着しており、そこに大和・河内が加われば新ルートの開発は容易である。

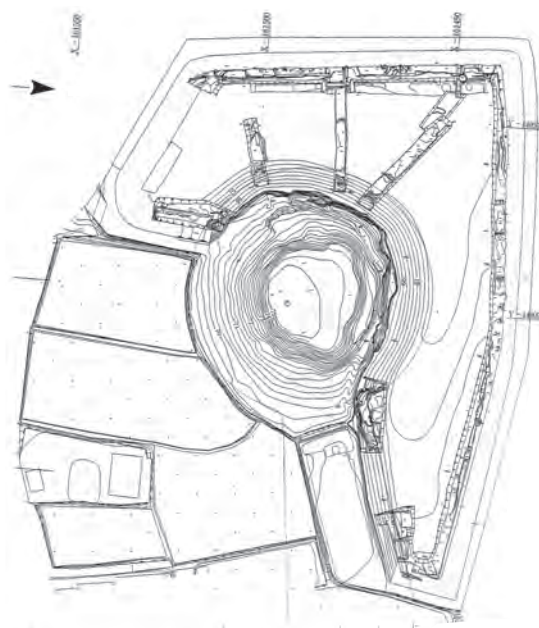
大和・纏向遺跡から僅かに 3 片だが楽浪系らしい土器片がある。但馬 2 本、因幡 1 本の日本海沿岸の鉄刀(後述)も半島からの輸入品であり日本海ルートの一層の重要性が見えてくる。

VI. 倭国・女王墓の創造

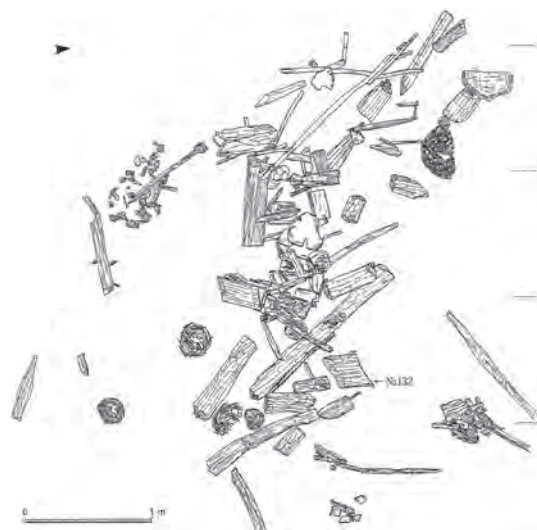
(1) 纏向勝山古墳

纏向勝山古墳は纏向地域北部にある 4 基の長突円墳群北端にある。檀原考古学研究所によって数回の周濠と墳丘調査が行なわれ、全長 120 m 余の長突円墳で幅 20～30 m 余の周濠がめぐることが報告されている(橋本編 2001)。ただし、築造年代については、周濠西外縁、周濠北外縁、墳丘北くびれ部、墳丘南部の各調査地点出土土器によって、纏向 1 類～纏向 5 類(弥生後期 5 様式末～庄内式末・布留 1 式)の年代差があり、検討が待たれる。墳丘の北くびれ部下層の土器群が築造の最終時期をにぎり、周濠北外縁土器群(布留 1 式)が追祭祀の時期を示しているようだ。

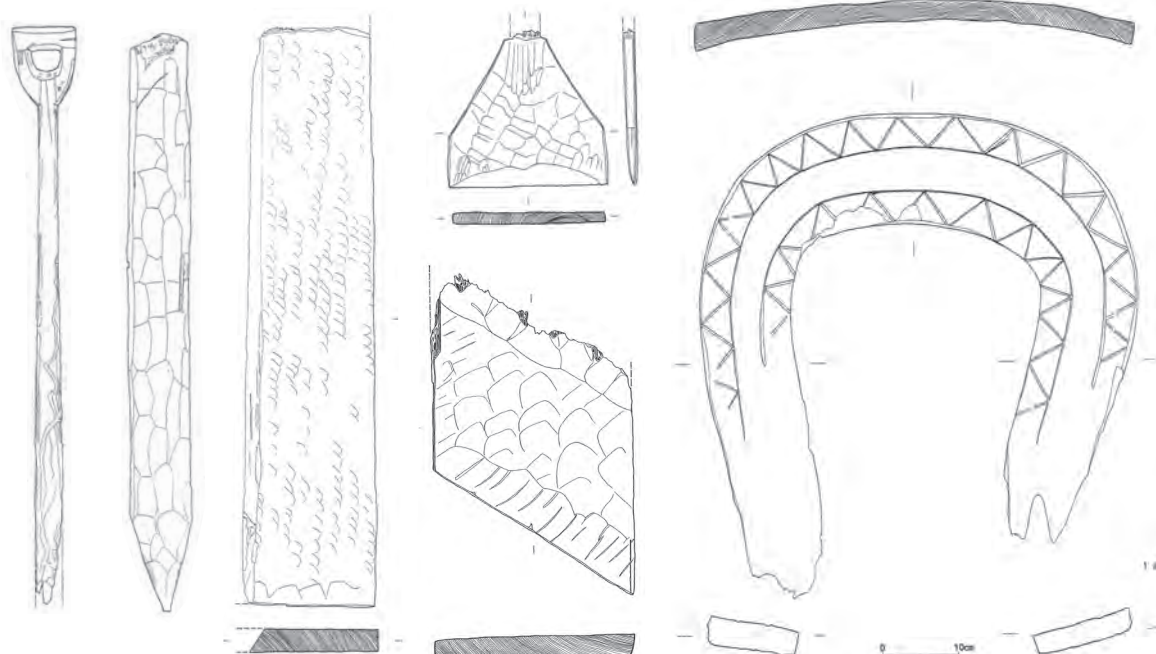
概報によると墳丘北くびれ部から土器群と板材などが



纏向勝山古墳墳丘 (1/200)



墳丘北くびれ部木製品出土状況 (1/60)



墳丘北くびれ部出土木製品 (一部、1/10)

図8 纏向勝山古墳 (橋本編2001より)

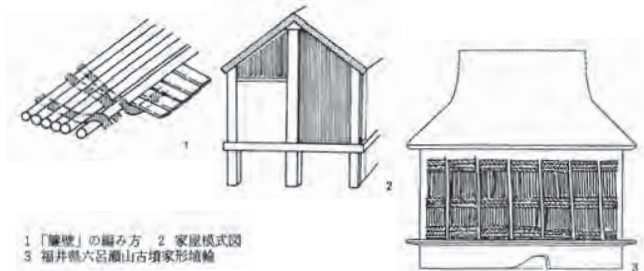
採集されている (図8)。土器群は赤彩された叩き甕片と赤彩の大型板材などがある。出土位置は長突円墳北くびれ部の墳丘に接しており、現地では墳丘上の構造物と供献土器群が崩落している状況のように見えた。木製品はU字型木器 (幅58cm、長74cm) や板材 (全長76.6cm、幅67.7cm、厚4.7cm)、杭 (長76.6cm)、鋤柄 (長75.8cm) など、あたかも墳丘上に建造物をつくる途中に崩落したような印象を受けた。板材には赤彩の土器も板も備えられて

いた。

纏向遺跡の南飛塚古墳墳丘上に倒壊した切妻造建物料がある (図9)。箸中山古墳の北西100m余の水田下で纏向様式の土器も伴う。墳丘上の建物はほとんど注目されていないが、漢代の陵寝制によると亡き皇帝の陵墓上に建物を設け、日々食べものを供える、という。その余波が3世紀の日本列島に入ってきている。

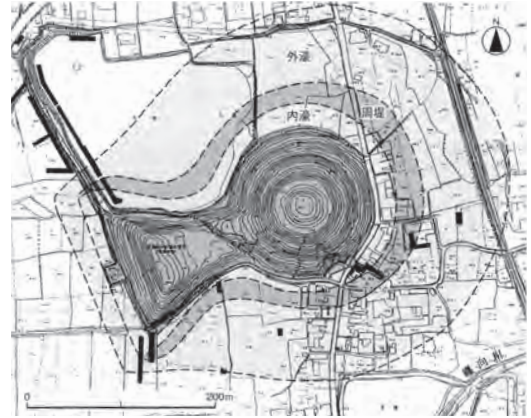


纏向南飛塚古墳 周濠（墳丘上の建物か）

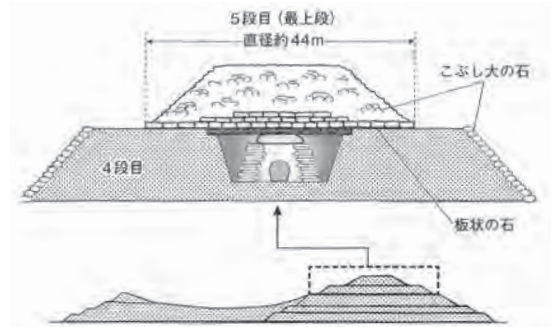


「倒壊家屋」模式図（石野1991）

図9 纏向南飛塚古墳の倒壊建物



箸中山古墳の墳丘と周濠（1/600）



箸中山古墳墳頂の礫積円壇の復元図

図10 箸中山古墳（箸墓）（石野2019 a より）

（2）箸中山古墳（箸墓）

飛鳥時代に編纂が開始された『日本書紀』によると、夜ごとに通ってくる大和・三輪山の神にヤマトトヒモモソヒメが顔を見せて欲しいと願うと、神が小蛇となって現れたのに驚き、声を立ててしまっ神の怒りに触れて自殺し、葬られたのが「箸墓」だという。

奈良県桜井市箸中にある全長 280 m の 3 世紀後半の古墳がそれに該当する、というのが確実ではなく、私は箸中山古墳と呼ぶ（図 10）。1974 年、私は末永雅雄先生の紹介状を持って宮内庁書陵部を訪問し、石田茂輔氏の立会いのもと「箸墓」出土土器を見せて頂いた。未発表だったので写真はもちろん、メモも禁止ではあるが、じっくり拝見し「コレは新しい」と感じた。口縁端部の形状や胴部の張りなどを纏向出土の壺と頭の中で比較し、当時の纏向 3 式新、現在の纏向 4 類、3 世紀後半と考えた。

2012 年、朝日新聞社はいわゆる情報公開法に基づいて宮内庁に箸墓出土土器や立入調査メモの公開を求め、公開資料の検討会が行なわれた。私もその一員として参加したが、2020 年 3 月 7 日発行の「古代学研究」224 号で請求当事者である塚本和人氏によって「昭和 40 年代の宮

内庁資料による箸墓古墳の調査資料について」とする記録が多数の写真つきで公表された（塚本 2020）。以下、塚本記録と検討会の記憶をもとに箸中山古墳（箸墓）について検討しよう。（以下、塚本記録は「記録」と略称する）。

石田茂輔氏と戸原純一氏両宮内庁職員による記録では、昭和 43 年 11 月 30 日（土）と 12 月 1 日（日）に「大市墓初墳丘施設調査」とあり、つづいて「後円部頂上丘中央部を前後に帯状に堆積土を除去」した。12 月 1 日には「後円部墳上全面葺石確認、施文様埴輪片採集」し、「前方部、須恵器、壺形土器片集積出土」と記されている。

写真説明には「後円部積石（マウンド）斜面」「石積丘」「積石丘」などと後円部頂上付近の状況が説明されている。また写真 24・25 には裾部から頂上に向けて大量の石がまさに「積石塚」のようにあり、墳丘の裾部からは 3 枚の板石がのぞいている。

邪馬台国大和説の考古学者を含む多くの人々は、箸中山古墳（箸墓）を卑弥呼墓に比定するが、魏志にいう卑弥呼没年の AD 247 年か 248 年と箸中山古墳出土土器は一致しない。1974 年に実見した記憶とその後の宮内庁によ

る公表（中村・笠野1976）で見る限り箸中山古墳（箸墓）円丘部出土土器は布留1式で邪馬台国に都を置いた倭国女王・台与（壺与）の墳墓と考えるのがふさわしい。布留1式土器は3世紀末から4世紀初頭に該当する。

それでは女王・卑弥呼墓はどこか？

20年ほど前のある講演会後の質問の時間のとき、会場から「箸墓古墳が女王・台与墓であれば、初代女王・卑弥呼墓はどことお考えですか」という質問があった。私はとくに答は用意していなかったが、自然に出たのは「箸中山古墳の北700メートルほどにある纏向勝山古墳かもしれない」という一言だった。当時、纏向勝山古墳は周濠西外縁の一部と墳丘北くびれ部が発掘されていて北くびれ部からは纏向1類から4類（弥生5様式末から庄内後半）の土器群がある。

その後の橿原考古学研究所による調査で纏向勝山古墳北側の周濠外縁から多量の土器群が出土し、それらは纏向4～5類（庄内末～布留1式）であった。同様に箸中山古墳東側のホケノ山古墳の追祭祀もほぼ同時期である。

つまり、全長280mの箸中山古墳の円丘部には、前述のとおり倭の2代目女王・壺与（台与）が葬られておりその葬送儀礼に際し、初代女王・卑弥呼をはじめ周辺の諸古墳への追祭祀が行われた可能性が考えられる。

中国では少なくとも漢代以来、皇帝陵への追祭祀が行われており（楊寛1981）その余波が弥生末～古墳初の日本列島に及んでいたのではないか。だからこそ兵庫県尼崎市田能遺跡の古墳前期（布留1式期）の方形周溝墓周溝内の建築部材群や奈良県桜井市メスリ山古墳・円丘部上の2間×4間の身舎に片面庇を付した埋葬施設上の円筒埴輪列などに示されている（石野2019a）。

Ⅶ. おわりに 3世紀の大陸文化の導入

－日本海沿岸の長刀と太平洋沿岸の乗馬の風習－

弥生時代末から古墳時代初頭にかけて、当時の表日本である日本海沿岸には全長1mを前後する長い鉄刀が分布し、太平洋沿岸には馬具や馬歯が分布する。鉄刀や馬具はこの時期以前の日本列島にはない器物であり、中国大陸や朝鮮半島からの輸入である。

玄界灘に面する筑前・糸島市上町向原支石墓出土と伝える鉄刀は長さ118.8cmと長大で『魏志』の「五尺刀」

に近い。因幡の宮内第1遺跡や前項で紹介した但馬の妙楽寺墳墓群と丹波の内場山墳墓の鉄刀は集団墓内の木棺出土品であり、とくに注目をひく墳墓ではない。むしろ、日本海沿岸の集団墓の一基に収納される被葬者でも、長刀を入手し棺内に副葬していることは注目すべきである。

信濃・根塚墳墓出土の鉄剣は、明らかに朝鮮半島からの輸入品であり、丘陵下の集団墓群内の1基に副葬されていた。

3世紀の太平洋岸には長刀の出土例はないが、代りに乗馬の風習を示す資料がある。私が最初に驚いたのは2010年2月に山梨県立考古博物館展示室の甲府市塩部遺跡（方形周溝墓）出土の馬歯の説明に「4世紀」と記されていたことだった。見学のあと学芸員室を訪ねて出土状況をお聞きしたら、ごく普通に「4世紀の五領式土器と一緒に出ました」と、教えて頂いた。信濃・浅川端遺跡の馬形帯鉤はおそらく朝鮮半島からの輸入品で座光寺原式土器が相伴している、という。

身近で驚いたのは奈良県香芝市二上山博物館長のとき、市内下田東遺跡の川跡から木製鞍が出土したときだった。調査担当の下大迫学芸員からの電話で現地に急行した。4世紀前半の完形壺などが転倒している幅4～5mほどの河川敷の底に木製鞍があった。素直に見れば土器は4世紀前半だが土器と鞍の間1mほどの堆積土は取り除かれていて層位がはっきりしない。周辺の土砂堆積からみれば4世紀だがこの河川敷には須恵器片もあるので、新聞発表は5世紀としたが、報告書では4世紀と訂正した。

同様の状況が仙台市藤田新田遺跡の木製鐙で4世紀の塩釜式や五領式土器とそれ以降の土器を含む流路からの出土で層位としての確実性は低い、という。

4世紀前半の馬具として、出土状況から確実なのは奈良県桜井市箸中山古墳（箸墓）^{うち}内周濠出土の木製鐙である。桜井市教育委員会の発掘調査によって箸中山古墳円丘部に幅10mほどの内周濠がめぐり、その外に土塁と幅100m近い外環濠がめぐることが判明した。内周濠の一部を発掘したところ、最も新しい土器は布留1式期で、間接に箸中山古墳の築造時期を土器で推定する一つの根拠となった。従って、内周濠出土の木製鐙も新しくみても布留1式であり、乗馬の風習が少なくとも4世紀前半にあったことを示す。

日本列島の表日本であった日本海沿岸には弥生後期以

来、小古墳にまで長い鉄刀が輸入され、太平洋沿岸には木製鞍や木製鐙があって、3～4世紀の乗馬の風習が一部の人の間であっても、その普及度はともに検討されねばならない。

【参考文献】

- 秋山浩三 2002「摂河泉の吉備系土器」『邪馬台国時代の吉備と大和』香芝市二上山博物館
- 石野博信・関川尚功編 1976『纏向』桜井市教育委員会
- 石野博信 1991「報告書『纏向』以後の調査成果と新知見」『大和考古資料目録』第18集（纏向遺跡資料1）奈良県立橿原考古学研究所附属博物館
- 石野博信 2019a『邪馬台国時代の王国群と纏向王宮』新泉社
- 石野博信 2019b「邪馬台国時代、吉備と出雲連合は大和に新王権を樹立したか」『季刊邪馬台国』第137号 梓書院
- 大久保徹也 2013「継承論の創出—弥生時代後期、墳丘墓成立の意義—」『吉備と邪馬台国』大阪府立弥生文化博物館
- 橿原考古学研究所附属博物館編 1986『3世紀の九州と近畿』河出書房新社
- 香芝市二上山博物館編 1996『弥生人の鳥獣戯画』同、発行
- 近藤義郎編 1992『橿原弥生墳丘墓の研究』橿原刊行会
- 近藤義郎・春成秀爾 1967「埴輪の起源」『考古学研究』第13巻第3号 考古学研究会
- 設楽博己 2011「弥生時代の農耕祭祀」『講座 日本の考古学』6（弥生時代下）青木書店
- 島根県教育委員会編 2011『山持遺跡VOL7（6区）』同、発行

- 白石太一郎・春成秀爾・杉山晋作・奥田尚 1984「箸墓古墳の再検討」『国立歴史民俗博物館研究報告』第3集 国立歴史民俗博物館
- 武末純一 1991「西日本の瓦質土器」『日韓交渉の考古学』六興出版
- 塚本和人 2020「昭和40年代の宮内庁による箸墓古墳の調査資料について」『古代学研究』第224号 古代学研究会
- 出原恵三 2003「南四国出土の畿内系土器」『初期古墳と大和の考古学』学生社
- 中井一夫・豊岡卓之編 1996「葛本弁天塚古墳」『中山大塚古墳』奈良県立橿原考古学研究所
- 中尾智行編 2013『吉備と邪馬台国』大阪府立弥生文化博物館
- 中村一郎・笠野毅 1976「大市墓の出土品」『書陵部紀要』第27号 宮内庁書陵部
- 奈良県立橿原考古学研究所編 1996『中山大塚古墳』
- 橋本輝彦・村上薫史 1998「纏向遺跡巻野内地区遺構群の特殊性と韓式系土器」『古代学研究』第141号 古代学研究会
- 橋本裕行編 2001「桜井市勝山古墳第4次発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報』橿原考古学研究所
- 春成秀爾 2000「変幻する龍—弥生土器・銅鏡・古墳の絵—」『絵画 ものがたり日本列島に生きた人たち』5 岩波書店
- 春成秀爾 2011『祭りと呪術の考古学』塙書房
- 福辻淳 2013「纏向遺跡の木製仮面と土坑出土資料について」『纏向学研究』第1号 桜井市纏向学研究センター
- 古澤義久 2016「邪馬台国時代の埴岐」『邪馬台国時代の狗邪韓国と対馬・埴岐』香芝市二上山博物館友の会「ふたかみ史遊会」
- 楊寛 1981『中国皇帝陵の起源と変遷』学生社

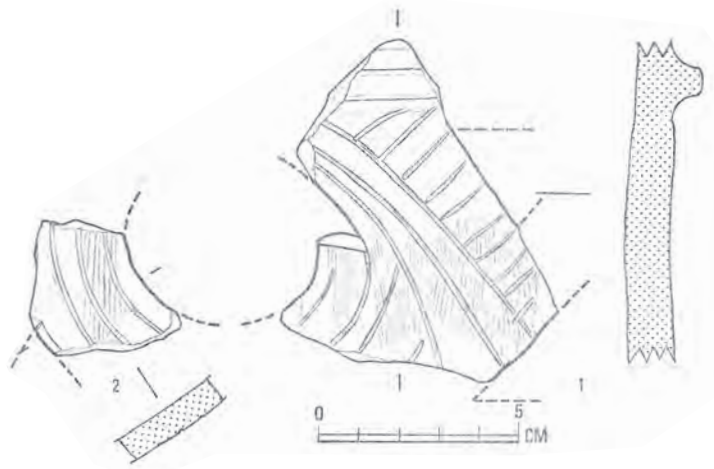


図11 纏向遺跡の葬儀用器台片（1は布留1式土器群と共伴 石野・関川編1976より）

纏向遺跡巻野内家ツラ地区における土器様相

橋 本 輝 彦

目 次

I. はじめに	57
II. 家ツラ地区の調査の概要	57
III. 出土土器の統計	59
IV. おわりに	65

論文要旨

本稿は平成8年度に実施した纏向遺跡第90次家ツラ地区の調査出土土器に対する器種構成や外来系土器の分析作業の成果である。この作業は平成9年に行ったものだが、未だ正報告書の刊行には到っておらず、公表の機会を得ないまま現在に至ったものである。

分析の対象となったのは布留0式期の溝出土資料で、遺構全体の器種構成では甕が全体の60%前後を占め、壺は10%強の比率を占めることが判明している。特徴的であったのは小型丸底土器の多さで、鉢・壺を合わせると全体の約19%を占めているが、これは家ツラ地区一帯が纏向遺跡において祭祀的な役割を果たしたエリアであったことを反映したものと考えている。

また、甕の1次的形式の比率の推移においても特徴的な傾向が見られる。それは弥生形甕・庄内形甕・布留形甕の数量的な変化で、遺構として最も先行するSD-2002では甕の約75%を占めた弥生形甕、庄内形甕が、後出するSD-2001では20%前後に低下し、代わって布留形甕が約80%と主体を占める存在となっていくことは、布留形甕の出現と普及の様子を表すとともに、布留0式期の中での時期の新古を求める上で大きな材料になり得るものと考ええる。

外来系土器の分析では形式に基づいて抽出作業を行った結果、平均して約10%の外来系土器を抽出することができた。この数値は従来から示されていた纏向遺跡における外来系土器の比率である15～30%という数値よりも低い結果となっているが、これは担当者が認識できなかった地域からの土器の存在や、今回の分析では胎土を勘案した抽出を行わなかったことが要因であり、本来の比率はさらに高いものになると考えている。

今回作業を行った出土土器に対する悉皆的な分類作業は、統計手法としては課題も残るものの、遺跡における土器様相を知る上では非常に有効な作業と考える。引き続きデータが蓄積されていくことに期待したい。

橋本輝彦（はしもと てるひこ）
桜井市纏向学研究センター統括研究員

縄向遺跡巻野内家ツラ地区における土器様相

橋 本 輝 彦

I. はじめに

縄向遺跡の特殊性を説明する特質として外来系（搬入）土器の多さが挙げられる。これは1976年の報告書『縄向』において示された外来系土器に対する分析作業において指摘されたもので¹⁾、詳細は後述するが、大きく2つの特徴が指摘されている。一つは外来系土器の比率が15%～30%前後と多いこと、もう一つは外来系土器の搬入元が近隣地域にとどまらず列島各地にわたっていることで、3世紀の列島における縄向遺跡の中心性を示す指標とされてきたことは周知のとおりである。

本年（2021年）は、最初の調査から50年を迎えることとなり、調査回数も200次に及ぶこととなったが、この間大規模な調査や一括性の高いまとまった古式土師器の出土も少なかったこともあり、50年の間に同様の分析が試みられたのは辻地区の第20次調査²⁾と箸墓古墳の前方部周辺において実施された第81次調査³⁾のみである。

縄向遺跡における外来系土器の分析は、3世紀における列島内の地域間交流や社会構造を探る上で重要な手掛

かりであるものの、その抽出には担当者の力量や方法（形式・胎土）、統計学としての破片資料のカウント方法の問題などもあり困難な部分も多いと考えるが、かつて報告書『縄向』などにおいて示されたデータは縄向遺跡における外来系土器の様相について、一定の傾向を示すものであったことはこれまで調査に関わってきた多くの担当者が実感しているところであり、改めて出土土器の分析を試みることは決して無駄なことではないと考える。

このことから、本稿では平成8年（1996）に実施した縄向遺跡第90次調査家ツラ地区における土器組成の分析データを示しておくこととしたい。

II. 家ツラ地区の調査の概要

調査地は縄向遺跡の中でも北東部に位置し、穴師山より西へと発達した段丘上、あるいは段丘前面の平地部にあたり、南は珠城山古墳群、北は渋谷向山古墳のある2つの尾根に挟まれた浅い谷地形を形成している⁴⁾（図1）。

調査区の東では過去に吉野川分水の建設工事が行なわ

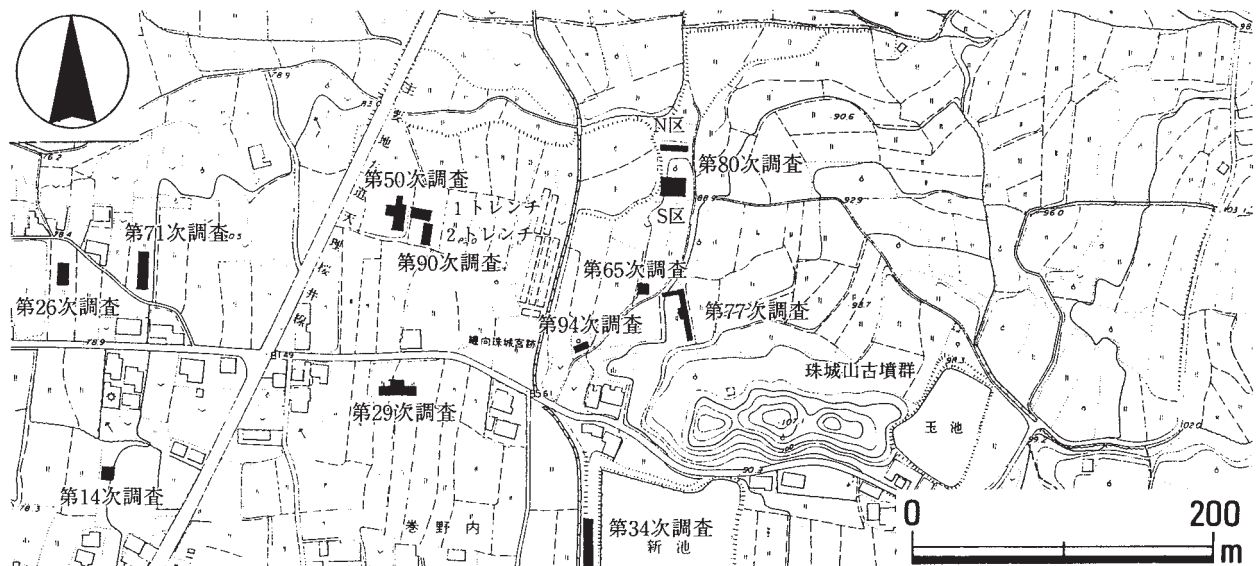


図1 縄向遺跡第90次調査地点位地図（1/5,000）

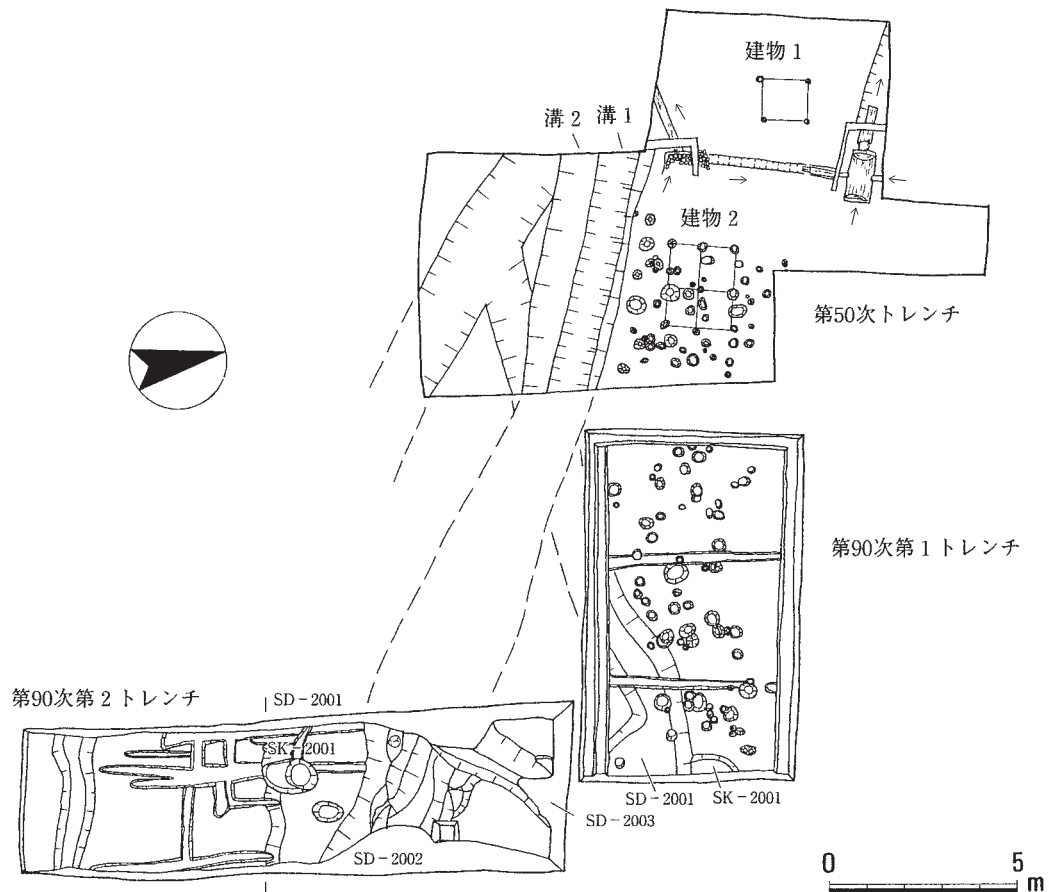


図2 纏向遺跡第50次・90次調査遺構配置図 (1/200)

れ、電信柱程度の太さを持つ柱材が出土したとの伝承もあるが、実態は判然としない。周辺地区での調査実績からは一帯が布留0式期⁵⁾以降に開発された地域であることが指摘されており⁶⁾、特筆すべき遺構には昭和62年に調査された第50次家ツラ地区の導水施設などがある。

導水施設は長さ1.9 m、幅63 cmの平面長方形の木槽を転用した集水桝を中心に、これに接続する木樋や石敷きなどからなる遺構で(図2)、木槽の縁の四方には樋を組み合わせる為の割り込みがある。北側の樋が調査区外へと延びていることや、東側の樋は残存しないことから、その構造には不明な部分も多いが、北・東側から取り込まれた水が木槽内に溜まり、オーバーフローした水が西側へと排出されたものと考えられている。

唯一構造を知り得る木槽より南側の状況は、施設群の南を流れる溝1より木樋を用いて取水し、板材によって四方を囲った石敷内で水を濾過、北側の槽へと浄水を注ぐとともに、板囲いよりオーバーフローした水は接続された木樋を通して再度溝1へと排水されるという複雑な構造が考えられており、水を用いた祭儀の場であろうと

考えられている。

なお、この導水施設の西側には施設と方位を揃えた、一間四方の掘立柱建物(建物1)が、東側には2間四方の掘立柱建物(建物2)と、多くの柱穴群が検出されている。双方ともに導水施設に伴うものであろう。

第50次調査の下層遺構の調査では導水施設に先立つ遺構として溝1の下から溝2・3の2条の溝が確認されている。このうち溝2からは多くの土器類の他、火鑽臼や剣形木製品・槽・弧文板や多量の用途不明木製品が出土している。下層遺構は溝2・3ともに布留0式期のものであり、布留1式期の早い段階までに埋没、整地が行われており、先述した掘立柱建物や導水施設などの遺構群はこの整地が行われた後に、構築されたようである。

さて、今回分析の対象とした第90次調査第2トレンチ出土土器はこの第50次調査で検出された溝2に接続する溝(SD-2001・2002)出土土器である。SD-2001・2002は50次調査と同様に導水施設構築時の整地土の下から検出され、SD-2001は幅約8 m、深さ約1.5 mの流路で、上部から最上層、上層、中層、下層の4層に分けて遺物

の取り上げを行っている。この遺構からは韓式系土器を含む多量の土器片、靫羽口、ウリ・桃核などの種子類、木鏃・梯子・槽・有頭棒などの木製品の他に、多量の用途不明木製品が出土している。SD-2002はSD-2001の下部に位置する幅約2mの溝で、深さは約40cmである。この遺構からは土器片や、自然木の出土はあるものの、加工材は無く、上層のSD-2001に比べ遺物は少ない。

各遺構の年代を見てみよう。SD-2001の埋没は、最上層出土土器の様相から布留0式期でも新相頃のものとは判断されるが、下層資料は新相には下らない典型的な布留0式期の様相を示していると考えている。SD-2001の下部にあたるSD-2002はSD-2001よりも古い様相を持つ一群であるが、庄内式期まで遡るものではなく、布留0式期古相に位置付けられるものと判断しており、SD-2002～2001で布留0式期の古相から新相までのほぼ全時期を含んでいるものと考えている。

Ⅲ. 出土土器の統計

(1) 遺構全体を通じた組成

今回出土した土器は完形資料に乏しく、殆どが破片資料であることから、各器種や搬入土器の算定にあたって

は全ての資料を対象に、器形の分類が可能な口縁の全てをカウントし、器種の分類を行うこととした。本来は完形品や半完形品をカウントして分析を行うべきであるが、集落遺跡において出土する土器は破片化したものが主体を占めることから、形の大小にかかわらず、すべての口縁部をカウントすることにより、より平均的な傾向を出すことができるのではないかと考えたためである。

この作業によってカウントした主要な器種の破片点数は1687点であり、算定の結果はそれぞれの図に示したとおりである。

まず初めに、布留0式期の全期間を通じた傾向を示すものとして、遺構全体を通じた器種ごとの組成を見てみよう。1687点のうち、壺199点(11.8%)、甕1046点(62.0%)、高坏63点(3.7%)、鉢15点(0.9%)、小型丸底壺31点(1.8%)、小型丸底鉢291点(17.3%)、小型器台42点(2.5%)となることが判明した(図3)。

層位ごとに見ると最古相に位置付けているSD-2002で甕の比率がやや低いような傾向がみられるものの、大きなばらつきは認められず、全遺構・層位ともにほぼ同様の傾向を示していると判断している。

今回の分析と同様に布留0式期の土器を分析した先行例である第81次調査の成果ではカウントされた263点の

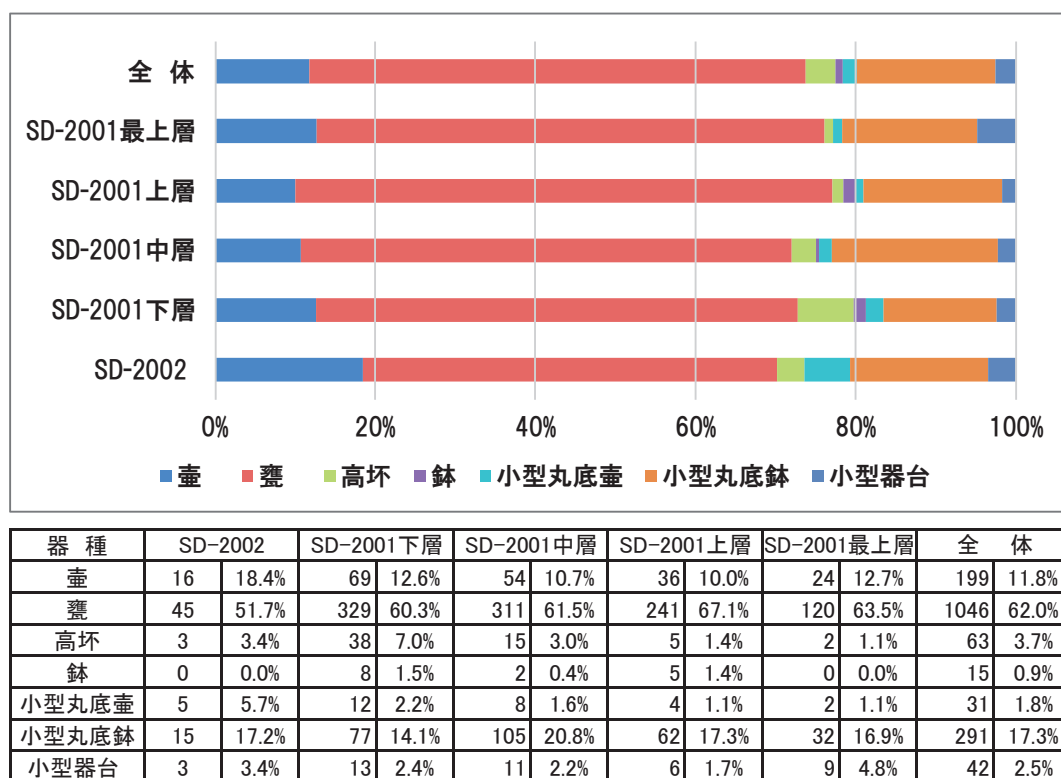
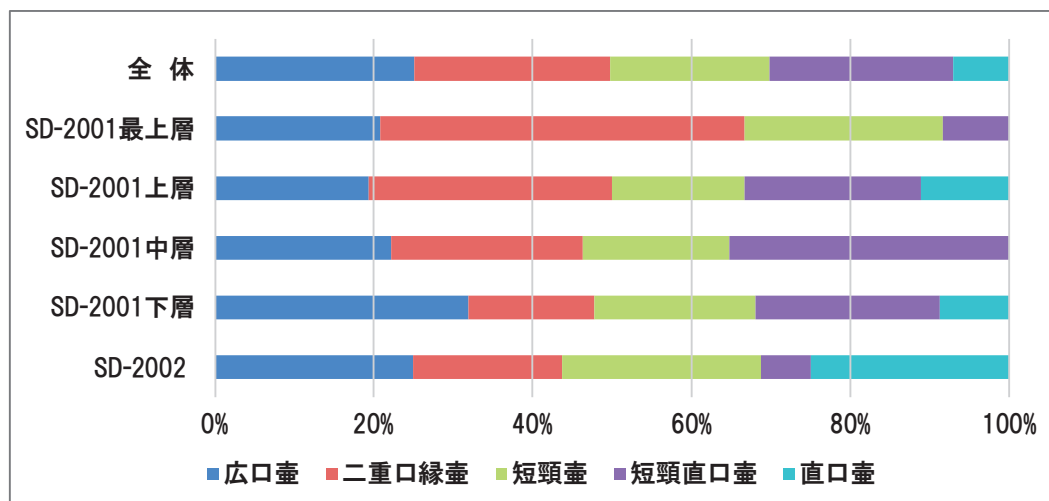


図3 家ツラ地区(第90次調査)出土土器の器種別比率



形 式	SD-2002		SD-2001下層		SD-2001中層		SD-2001上層		SD-2001最上層		全 体	
広口壺	4	25.0%	22	31.9%	12	22.2%	7	19.4%	5	20.8%	50	25.1%
二重口縁壺	3	18.8%	11	15.9%	13	24.1%	11	30.6%	11	45.8%	49	24.6%
短頸壺	4	25.0%	14	20.3%	10	18.5%	6	16.7%	6	25.0%	40	20.1%
短頸直口壺	1	6.3%	16	23.2%	19	35.2%	8	22.2%	2	8.3%	46	23.1%
直口壺	4	25.0%	6	8.7%	0	0.0%	4	11.1%	0	0.0%	14	7.0%

図4 壺の2次的形式の比率

土器のうち、壺は36点（13.7%）、甕170点（64.6%）、高坏25点（9.5%）、鉢6点（2.3%）、小型丸底鉢6点（2.3%）、有孔鉢1点（0.4%）、小型器台19点（7.2%）で、口縁部と脚台双方をカウントした高坏や小型精製土器の内訳に多少の差はあるものの、壺が10%前半代、甕が60%前半代、高坏のダブルカウントを考慮すると概ね4%前後と、主要な器種では近い傾向を示していることがわかる。

一方、鉢や小型の精製土器は集落遺構や祭祀遺構、古墳周濠など、それぞれの遺構の性格によってばらつきがあると思われるので、これらの土器の在り方は遺構の性格を反映していると考えたい。

（2）壺の形式組成

壺は199点をカウントし、『矢部遺跡』における古式土師器の形式分類に準拠して2次的形式を分類した⁷⁾。この結果、本調査では広口壺、二重口縁壺、短頸壺、短頸直口壺、直口壺の存在を確認している（図4）。

遺構全体にわたる出土量では量の多い順に広口壺50点（25.1%）、二重口縁壺49点（24.6%）、短頸直口壺46点（23.1%）、短頸壺（20.1%）、直口壺14点（7.0%）となっており、直口壺がやや少ない傾向はあるものの、他の形式は全て20～25%前後と均等に存在する傾向が見て取れる。

特徴的なのは二重口縁壺の存在が目立って多いことで、中層から最上層にかけては壺の中でも最も量の多い存在となっている。家ツラ地区の遺構群が祭祀的な性格を持つことによる影響であろうか。

層位ごとにみると、最も下層にあたるSD-2002では全体の中でも数の少ない直口壺が多く出土しており、他の形式と遜色のない様相を見せている。他の層位では全体の傾向で確認したものと同様に各個体が比較的均一に存在している様子が確認でき、SD-2002からSD-2001最上層にいたる布留0式期の中では各形式の消長に大きな変化を認めることはできない。

（3）甕の形式組成

甕は総数にして1046点をカウントしている。作業としては大きく弥生形（Y）・庄内形（S）・布留形（F）の3種の分類（図5）を行うとともに、識別が可能な個体は『矢部遺跡』における古式土師器の形式分類に準拠して分類を試みた。『矢部遺跡』における甕の1次的形式は図5に示した弥生形甕Y・布留式影響弥生形甕Y（F）・庄内大和形甕S Y・布留式影響庄内大和形甕S Y（F）・庄内河内形甕S K・布留形甕F・山陰影響布留形甕F Xの7つが示されているが、今回はこれに庄内式影響弥生形甕Y（S）を加え、8つの形式に分類を行っている。

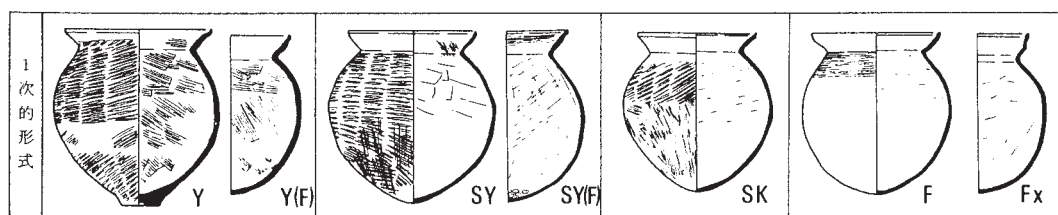
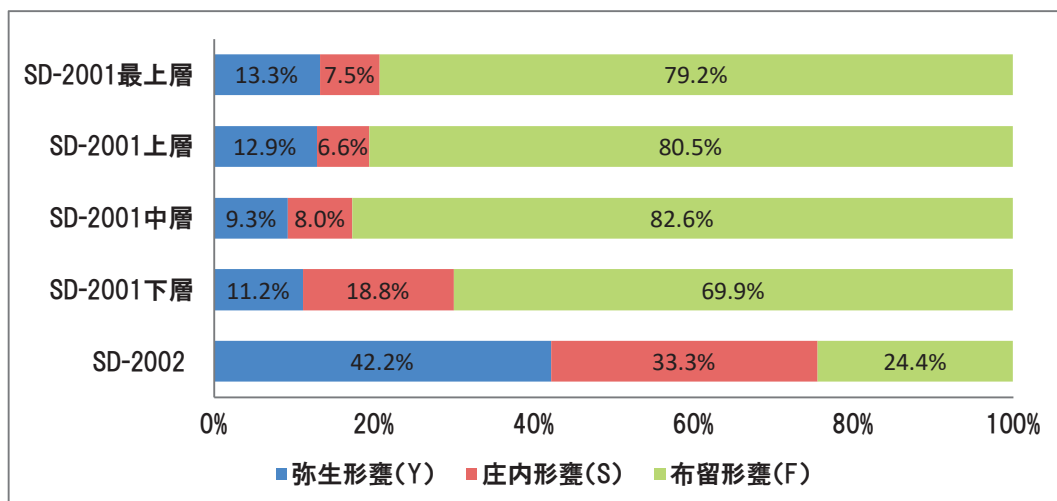
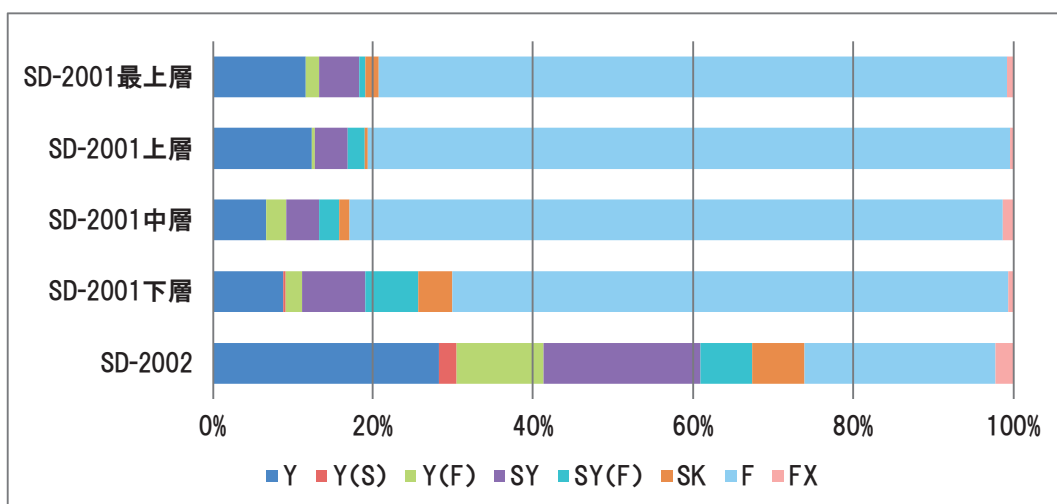


図5 甕の1次的形式一覧図（註7文献より）



形 式	SD-2002		SD-2001下層		SD-2001中層		SD-2001上層		SD-2001最上層	
弥生形甕(Y)	19	42.2%	37	11.2%	29	9.3%	31	12.9%	16	13.3%
庄内形甕(S)	15	33.3%	62	18.8%	25	8.0%	16	6.6%	9	7.5%
布留形甕(F)	11	24.4%	230	69.9%	257	82.6%	194	80.5%	95	79.2%

図6 甕の比率



形 式	SD-2002		SD-2001下層		SD-2001中層		SD-2001上層		SD-2001最上層	
Y	13	28.3%	29	8.8%	21	6.7%	38	12.4%	14	11.6%
Y(S)	1	2.2%	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
Y(F)	5	10.9%	7	2.1%	8	2.5%	1	0.4%	2	1.7%
SY	9	19.6%	26	7.9%	13	4.1%	10	4.1%	6	5.0%
SY(F)	3	6.5%	22	6.6%	8	2.5%	5	2.1%	1	0.8%
SK	3	6.5%	14	4.2%	4	1.3%	1	0.4%	2	1.7%
F	11	23.9%	230	69.5%	257	81.6%	194	80.2%	95	78.5%
FX	1	2.2%	2	0.6%	4	1.3%	1	0.4%	1	0.8%

図7 甕の1次的形式の比率

まず、甕の1次的形式分類の前に図6を確認しておこう。対象とした遺構の中で最も古い時期に位置付けられるSD-2002では弥生形甕が19点(42.2%)、庄内形甕が15点(33.3%)、布留形甕が11点(24.4%)と3等分とまではいかないが、それぞれが一定量存在する中で弥生形甕が優勢を保つという結果となった。

これに対し、SD-2002直上のSD-2001下層では布留形甕が230点(69.9%)、庄内形甕62点(18.8%)、弥生形甕37点(11.2%)と、布留形甕の比率が他を大きく凌駕している。一方、SD-2002で42%もあった弥生形甕は11.2%、33.3%あった庄内形甕は18.8%と激減し、布留形甕と弥生形甕・庄内形甕の比率が逆転する様子が見て取れる。

SD-2001下層より上部にあたる中層・上層・最上層ではこの傾向はさらに顕著となる。布留形甕はさらにその比率を増して80%前後の比率を占める存在となり、弥生形甕はSD-2002からSD-2001下層へ移行する段階で42.2%から11.2%と大きく比率を減じているが、以後は平均で11.8%と一定量残っていく様が見て取れる。

庄内形甕も弥生形甕と同様の傾向を示しており、SD-2002からSD-2001下層にかけての段階で33.3%あったものが18.8%と大きく減少するが、続くSD-2001下層から中層にかけての段階においても18.8%から8%へとさらに減少している。SD-2001中層・上層・最上層における庄内形甕の比率は平均して約7.4%、弥生形甕よりもその比率は少ない存在である。

次に甕の1次的形式を見ることとする(図7)。表の中で特に目に付くのはやはりSD-2002からSD-2001最上層にかけての布留形甕の増加の様子である。図6でも確認した様に、これに反比例して布留0式期の土器群の中で比率を大きく減らしていくのが弥生形甕・庄内形甕だが、甕全体の中での数量・比率は減少するものの、SD-2001下層～最上層の期間を通じて1次的形式で分類された各形式がほぼ同じ比率を維持しながら細々と存在する様子がうかがえる。

(4) 小型丸底鉢の形式組成

図9は小型丸底鉢の分析データである。今回の分析作業では甕以外の機種についても統計を取っているが、小型丸底鉢は総数にして291点と甕に次いで遺物量も多かつ

たことに加え、様相の変化にも顕著な傾向が認められたので、提示しておくこととする。

『矢部遺跡』における小型丸底鉢の2・3次的形式は図8に示した様に、大きくはⅠ～Ⅳの形式に分類されている。Ⅰは内彎しつつ開きながら立ち上がる体部に短い後円部を有する形式。Ⅱは体部が内彎しつつ窄まる扁球形の体部を有する形式で、3次的形式はAが口縁高が体高の1/4ないし1/4よりも小さいもの、Bは口縁高が体高よりも短いもので1/3前後が指標となるもの、Cは口縁高と体高がほぼ等しいもの。Dは口縁高が体高を凌駕するもの、の4つに分類されている。Ⅲは浅い碗状の体部に広く外方にのびる口縁を持つもので、器高は口径の1/2より小さく、口縁高は体高より小さいものを一般とする形式である。この器種の3次的形式はAが口縁部が外方へと延びるもの、Bは有段口縁を持つものに分類される。Ⅳは脚台を持つ小形丸底鉢の全てを含む形式となっている。

検出遺構の中で最も下層にあたるSD-2002からの小型丸底鉢の出土は15点と多いものでは無く、統計的に不安な部分も残るが、形式としてはⅠ-Aが6点と最も多く40%を占めている。Ⅰ-Aに次いで多いのがⅡ-Aの5点(33.3%)で、この2形式だけで全体の73.3%を占め、他はⅡ-B、Ⅱ-D、Ⅲ-A、Ⅲ-Bが1点ずつの出土でそれぞれ6.7%という状況である。

SD-2001下層の段階には前段階には含まれなかったⅡ-Cが見られるほか、Ⅲ-Bが6.7%から19.5%へと大きく増加している。一方、SD-2002で多くを占めたⅠ-AやⅡ-Aの比率は49.4%とやや減少し、他の形式のものが増える傾向を見ることができる。

この、Ⅰ-A・Ⅱ-Aの減少は中層段階になるとさらに進み、他の形式との間に数量的な差を認めることができなくなる一方、浅い体部を持つⅢ形式のものは、3次的形式にあたるA・Bを合わせて51.4%と数量が飛躍的に増加している。中でもⅢ-Bとした有段口縁鉢は前段階には19.5%しか存在しなかったものが47.6%と小型丸底鉢の中心を占める存在となっている。

小形丸底鉢全形式の動向としてはⅠ-AやⅡ-Aの古い様相から続く器形を持つものが布留0式期の中で量的に減少し、入れ替わるように新しい器種であるⅢ-Bが中心的な器種となっていく様子が顕著である。

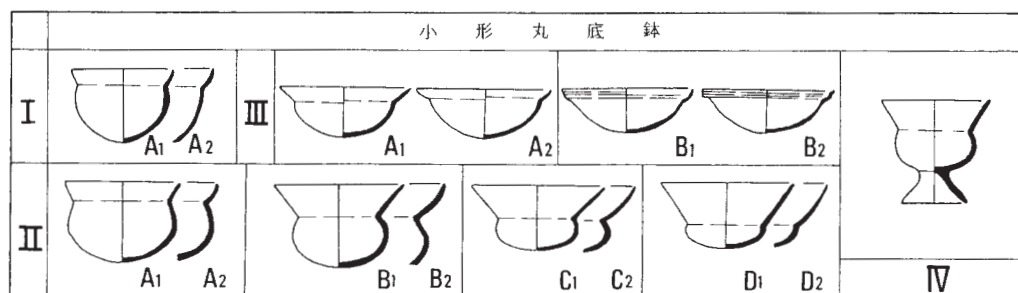
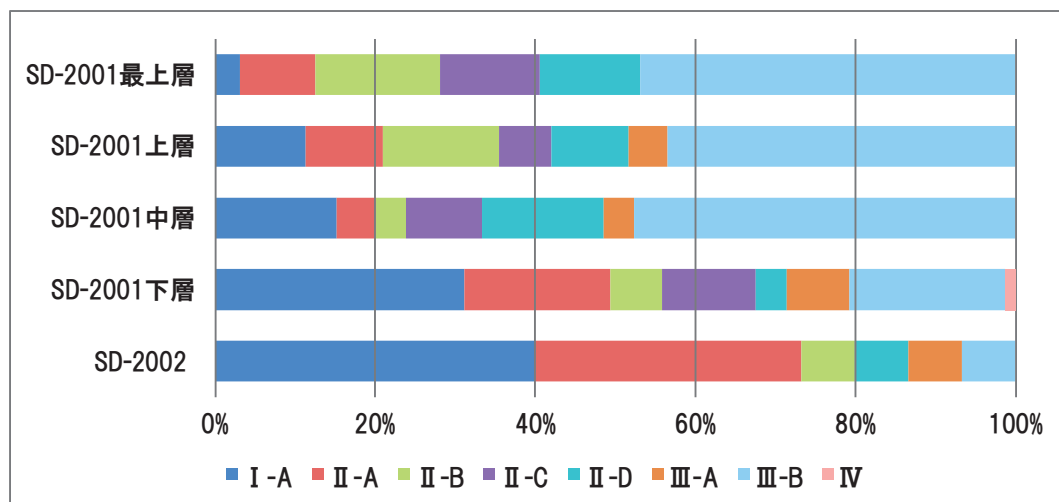


図8 小形丸底鉢の2・3次的形式一覧図（註7文献より）



形式	SD-2002		SD-2001下層		SD-2001中層		SD-2001上層		SD-2001最上層	
I-A	6	40.0%	24	31.2%	16	15.2%	7	11.3%	1	3.1%
II-A	5	33.3%	15	18.2%	5	4.8%	6	9.7%	3	9.4%
II-B	1	6.7%	5	6.5%	4	3.8%	9	14.5%	5	15.6%
II-C	0	0.0%	9	11.7%	10	9.5%	4	6.5%	4	12.5%
II-D	1	6.7%	3	3.9%	16	15.2%	6	9.7%	4	12.5%
III-A	1	6.7%	6	7.8%	4	3.8%	3	4.8%	0	0.0%
III-B	1	6.7%	15	19.5%	50	47.6%	27	43.5%	15	46.9%
IV	0	0.0%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

図9 小形丸底鉢の2・3次的形式の比率

(5) 外来系土器の占める割合

I章で述べたように、報告書『纏向』において示された纏向1式期から3式期にかけての外来系土器の比率は約15%、第20次調査の纏向2式期の落ち込みでは26%⁸⁾で、これらは長らく纏向遺跡における外来系土器の指標として扱われてきた。

報告書『纏向』における外来系土器の抽出は「纏向1式から3式までの出土状態が明確でほぼ均等に図化し得た土器の中から、全体の土器における外来系の占める割合と地域別及び器種別の割合を示した」とされているが、問題は分析の対象とした土器が遺構単位でまとまったものを悉皆的に分析されたものではないことで、土器の図化を行った時点でどこまで偏りのない抽出が行われてい

るのが判然としない点にある。

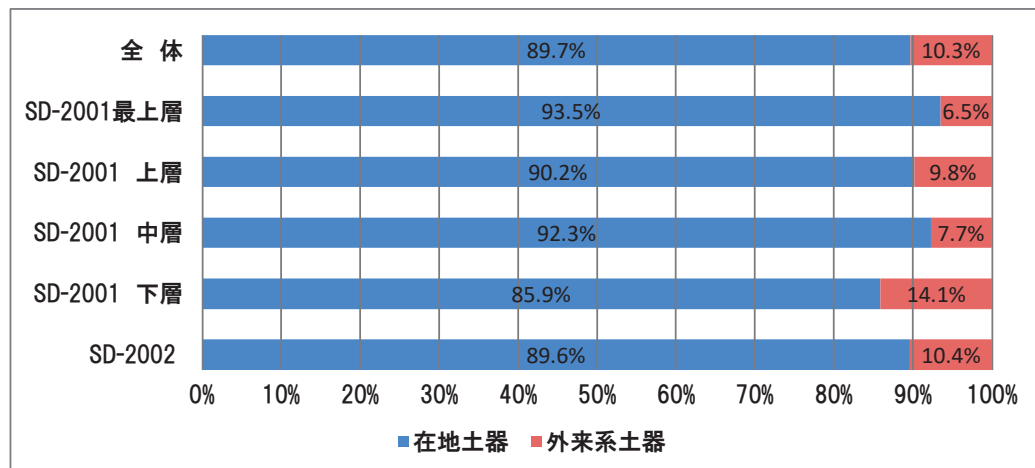
さて、図10は今回の分析で得られた外来系土器の比率を示したものである。今回の作業における外来系土器の抽出は、専ら形式に基づいて試みたもので、全体を通しての外来系土器の存在は10.3%、最も比率の低いSD-2001中層は7.7%、高いSD-2001下層では14.1%となった。

外来系土器の抽出にあたって問題となるのは第81次調査の分析において寺沢らが記した「胎土に対する分析能力や経験の欠如とともに一型式（あるいは形式）土器の地域差を未だ細分型式として認識し得ていない」という状況で、今回も筆者が認知できなかった外来系土器は多いと想定している。これには普段我々が接することの少ない遠方の地域のものだけではなく、報告書『纏向』や

第81次調査で抽出されたような播磨や紀伊、和泉などのほか、当然存在するであろう摂津や山城、奈良盆地内の他地域など、その数は非常に多いと考えている。

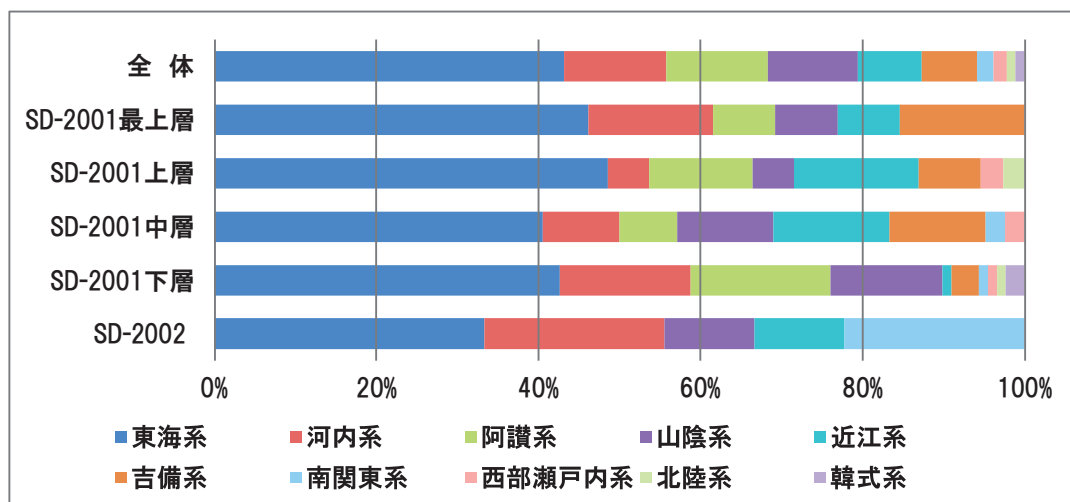
このことは胎土分析の手法を用いた第81次調査において顕著な傾向が出ており、過去の統計の数値を大きく越

える40%もの外来系土器の存在が示されるとともに、搬入元となった地域も河内・和泉・紀伊・播磨・吉備・讃岐・阿波、東予・湖東・越前・加賀・因幡・東海が確認されており、判明しているものだけでも12地域以上と、多様な地域からの搬入が判明している。



	SD-2002		SD-2001下層		SD-2001中層		SD-2001上層		SD-2001最上層		全 体	
在地位土器	86	89.6%	532	85.9%	501	92.3%	357	90.2%	187	93.5%	1663	89.7%
搬入土器	10	10.4%	87	14.1%	42	7.7%	39	9.8%	13	6.5%	190	10.3%

図10 在地位土器と外来系土器の比率



	SD-2002		SD-2001下層		SD-2001中層		SD-2001上層		SD-2001最上層		全 体	
東海系	3	33.3%	37	42.5%	17	40.5%	19	48.7%	6	46.2%	82	43.2%
河内系	2	22.2%	14	16.1%	4	9.5%	2	5.1%	2	15.4%	24	12.6%
阿讃系	0	0.0%	15	17.2%	3	7.1%	5	12.8%	1	7.7%	24	12.6%
山陰系	1	11.1%	12	13.8%	5	11.9%	2	5.1%	1	7.7%	21	11.1%
近江系	1	11.1%	1	1.1%	6	14.3%	6	15.4%	1	7.7%	15	7.9%
吉備系	0	0.0%	3	3.4%	5	11.9%	3	7.7%	2	15.4%	13	6.8%
南関東系	2	22.2%	1	1.1%	1	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	4	2.1%
西部瀬戸内系	0	0.0%	1	1.1%	1	2.4%	1	2.8%	0	0.0%	3	1.6%
北陸系	0	0.0%	1	1.1%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	2	1.1%
韓式系	0	0.0%	2	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.1%

図11 外来系土器の比率（1）

今後、形式や胎土を合わせた分析を進めることにより、外来系土器の比率は更に増加することが考えられ、今回分析を行った第90次調査もさらに上昇する可能性も考えられる。今後の取り組みにより、より精度の高い、実態の解明が期待される。

さて、第90次調査のデータを見てみよう（図11）。今回確認できた外来形土器の点数は190点、故地は10地域である。その内訳は東海・河内・阿讃・山陰・近江・吉備・南関東・西部瀬戸内・北陸・韓半島で、全遺構からの統計では外来形土器の中で43.2%を東海が占めており、これに次ぐのが河内と阿讃でそれぞれ12.6%、山陰11.1%、近江7.9%、吉備6.8%、西部瀬戸内1.6%、北陸と韓半島が1.1%となっている。

縄向遺跡における外来形土器の中で東海系土器が突出することは既に『縄向』において指摘されている事項であり、総数123個の外来系土器のうち49%が東海系と過半数に近い量が確認されている。他の地域は多い順に山陰・北陸が合わせて17%、河内10%、吉備7%、関東5%、近江5%、西部瀬戸内3%、播磨3%、紀伊1%となっており、それぞれ確認された地域の有無や数量に小異はあれども、第90次調査における外来形土器の地域的多寡や、その内訳（%）と大きく異なる傾向は無いと言えよう。

一方、第20次調査や第81次調査における胎土分析に基づいた分析結果は少し様相が異なっている。第20次調査は914点の破片が分類され、グラフが作成されている。このグラフにおいては個々の地域の数値（%）が示されていないが、グラフの状況から勘案すると中河内・中部瀬戸内が70%前後と突出して多く、次いで近江が10%前後、南山城が7%前後、東海西部が6%前後、北陸3%程度、摂津3%程度、吉備1%程度、山陰1%程度の順となっている⁸⁾。

第81次調査における263点の外来形土器の内訳は河内4.1%、和泉1.4%、紀伊0.3%、播磨10.8%、吉備4.4%、讃岐5.1%、阿波・東予1%、湖東0.3%、越前0.3%、加賀2.8%、因幡2%、東海2.4%、不明6.1%となっており、東海ではなく播磨や讃岐、吉備、河内がやや多い傾向があるものの、どこかが突出するような状況にはない。

これら胎土分析に基づいた結果の傾向は、我々が普段調査の中で判別している形式的な分類の傾向とは大きく異なるもので、筆者らが持つ縄向遺跡における外来形土

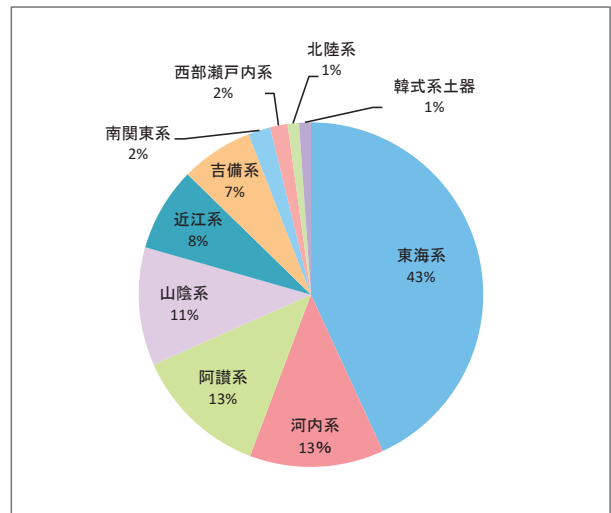


図12 外来系土器の比率（2）

器の様相のイメージとはかなりかけ離れたものと言える。胎土分析に基づく分類と地域的形式による分類では傾向に大きな齟齬が出る可能性があることは、今後の作業の中で注意していく必要がある。

IV. おわりに

四半世紀も前に実施した出土土器の統計データをここに報告することとしたのは令和元年12月、『季刊邪馬台国』第137号に掲載された石野博信氏による「邪馬台国時代、吉備と出雲連合は大和に新政権を樹立したか」⁹⁾に触れたのがきっかけである。

石野氏の論考はヤマト王権の成立に際して吉備と出雲の関わりについて考察したもので、文末には縄向遺跡における外来系土器の構成比を再検討し、グラフとこれに対する解説が示されている。

これによると1976年に刊行された『縄向』の中で、東海系土器の比率を49%としたのは大きな間違いであるとされており、その過ちの原因は認識の容易な東海系S字口縁甕を口縁部だけではなく体部破片なども数量のカウントに加えてしまったとのことで、『縄向』の誤りを訂正するとともに、「単なる印象であるため、学問的な根拠にはなりえないが」と前置きした上で、ご自身のイメージをもとに新たな土器比率のグラフを示されている。

しかしながら、石野氏によって示された吉備25%、東海20%、河内20%、山陰・北陸17%、阿波・讃岐・播磨8%、近江5%、西部瀬戸内3%、紀伊1.5%、駿河0.5%

の土器比率は、長らく纏向遺跡の調査を担当してきた筆者らが持つ印象とはかなりかけ離れたものとなっていることに加え、過去に示された幾つかの分析のデータとの整合性も低いものであったため、遺構出土の土器を悉皆的に調査した今回のデータの紹介を考えた次第である。

改めて『纏向』の外来形土器の項目を確認すると、分析データの基となったのは遺構ごとに破片資料をカウントしたものではなく、報告書に掲載すべく出土状態が明確な各遺構から抽出し、図化された古式土師器 844 点の中から外来形土器 123 点を抽出したものと報告されている。この様な状況からは、石野氏が説明するような東海系 S 字甕の体部破片までをカウントした状況には無かったものと考えており、『纏向』で示された外来系土器のデータは現在も一定の傾向を示すものとして有効であると判断したい。

これまで纏向遺跡において古式土師器全般に対する統計的な検討があまり進んでこなかった背景には、土器の構成や外来系土器の比率が調査地点によって多少のバラツキはあるものの、大きくは『纏向』で示された比率に近く、手を加える必要が感じられなかったことや、土器の形式分類や搬入元の特定には古式土師器に対する知識とそれなりの労力が必要であること、破片資料の分析を行う上での統計学的な問題が払拭できないことなどがあるものと考ええる。

この様な中、今回の報告は四半世紀も前の作業で、現在とは担当者の視点や研究の水準に変化があることも否めない古いデータであるが、過去50年の間でほとんど行われてこなかった出土土器の統計的な検討を悉皆的な調査にもとづいて結果を公表することは、それなりに意味

を持つものになったのではないかと考えている。後に続く取り組みに期待したい。

【註記】

- 1) 石野博信・関川尚功1976「第2章 近畿地方の古式土師器 3. 土器の移動に関する問題」『纏向』桜井市教育委員会
- 2) 寺沢薫 1984「纏向遺跡と初期ヤマト政権」『橿原考古学研究所論集第6』吉川弘文館
- 3) 寺沢薫・堀大介2002「第6章 出土遺物の分析報告 第1節 出土土器の統計的報告」『箸墓古墳周辺の調査』奈良県文化財報告89集 奈良県立橿原考古学研究所
- 4) 橋本輝彦1997「第4節 纏向遺跡第90次調査概要報告」『奈良県桜井市平成8年度国庫補助事業による発掘調査報告書』桜井市教育委員会
- 5) 寺沢薫 1986「畿内古式土師器の編年と二・三の問題」『矢部遺跡』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第49冊 奈良県立橿原考古学研究所
※本稿における土器の年代観は本書に従う。
- 6) 橋本輝彦・村上薫史1998「纏向遺跡巻野内地区遺構群の特殊性と韓式系土器」『古代学研究』第141号 古代学研究会
- 7) 寺沢薫1986「第5章 出土遺物詳論 第1節 古式土師器の形式分類」『矢部遺跡』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第49冊 奈良県立橿原考古学研究所
※本稿における土器の形式分類は本書に従う。
- 8) 本稿脱稿後、調査担当者である寺沢薫氏より第20次調査における分類は角閃石を含む胎土の土器をすべて中河内・中部瀬戸内系としたため、当時は存在が認識されていなかった纏向遺跡および奈良盆地内で見られる角閃石を含んだ在地の土地も中河内・中部瀬戸内系に含めているとの御教示を頂いた。このため、第20次調査の分析データの内容については再考の必要がある事を付記しておく。
- 9) 石野博信2019「邪馬台国時代、吉備と出雲連合は大和に新王権を樹立したか」『季刊邪馬台国』第137号 梓書院

纏向遺跡第180次調査出土の板状石製品

森 暢 郎

目 次

I. 本稿の目的	69
II. 纏向遺跡第 180 次調査と纏向遺跡例出土遺構の概要	69
III. 纏向遺跡例の概要	71
IV. 共伴土器の概要	71
V. 出土石製品の評価	78

論文要旨

纏向遺跡第 180 次調査で出土した板状石製品と関連遺物の資料紹介を行った。板状石製品は古墳時代前期に属するもので、片面が平滑に研磨されている。

近年日本列島では同様の板状石製品が見出されており、石硯であると考えられる個体が多数検出されている。纏向遺跡例もこうした研究状況を念頭に観察を行い、通有の砥石とは異なる形状や研磨状況を示していることを指摘した。ただし、赤外線写真や顕微鏡でも墨の痕跡は見いだせず、纏向遺跡例が石硯であるとする決定的な論拠を得ることはできなかった。

森 暢郎（もり のぶろう）

桜井市纏向学研究センター研究員

纏向遺跡第180次調査出土の板状石製品

森 暢 郎

I. 本稿の目的

纏向遺跡第180次調査 SD-1002から1点の板状石製品（以下、纏向遺跡例）が出土した。この纏向遺跡例については柳田康雄が石硯の可能性を指摘している¹⁾。石硯であれば纏向遺跡では初の事例であり、古墳時代前期に既に筆墨を用いる文化が奈良盆地に存在したことを示す重要な遺物である。また、近年相次いで報告されている日本列島における石硯を検討するうえでも重要な資料となる。

しかし纏向遺跡第180次調査は正報告が刊行できておらず²⁾、本例も報告できていない。そこで本稿は今後の議論の発展に資することを目的に、纏向遺跡例を紹介するとともに、合わせて出土遺構・共伴遺物を検討したい。

II. 纏向遺跡第180次調査と纏向遺跡例出土遺構の概要

本調査は、桜井市大字辻 56-1で桜井市教育委員会が行った纏向遺跡の一連の学術調査の一つである。調査面積は205㎡、期間は平成25（2013）年10月30日～平成26（2014）年2月24日である。

纏向遺跡は奈良盆地東縁に所在し、東に広がる大和高原から流れ出る纏向川や烏田川の扇状地上に立地する。第180次調査地は太田北微高地と名付けた東西に延びる尾根状地形上に位置している。本調査地周辺では後世の宅地開発等で不明瞭であるが、南北幅約100m程度と微高地が狭くなり、南北には比高差約2mの旧流路が東西に流れている（図1）。

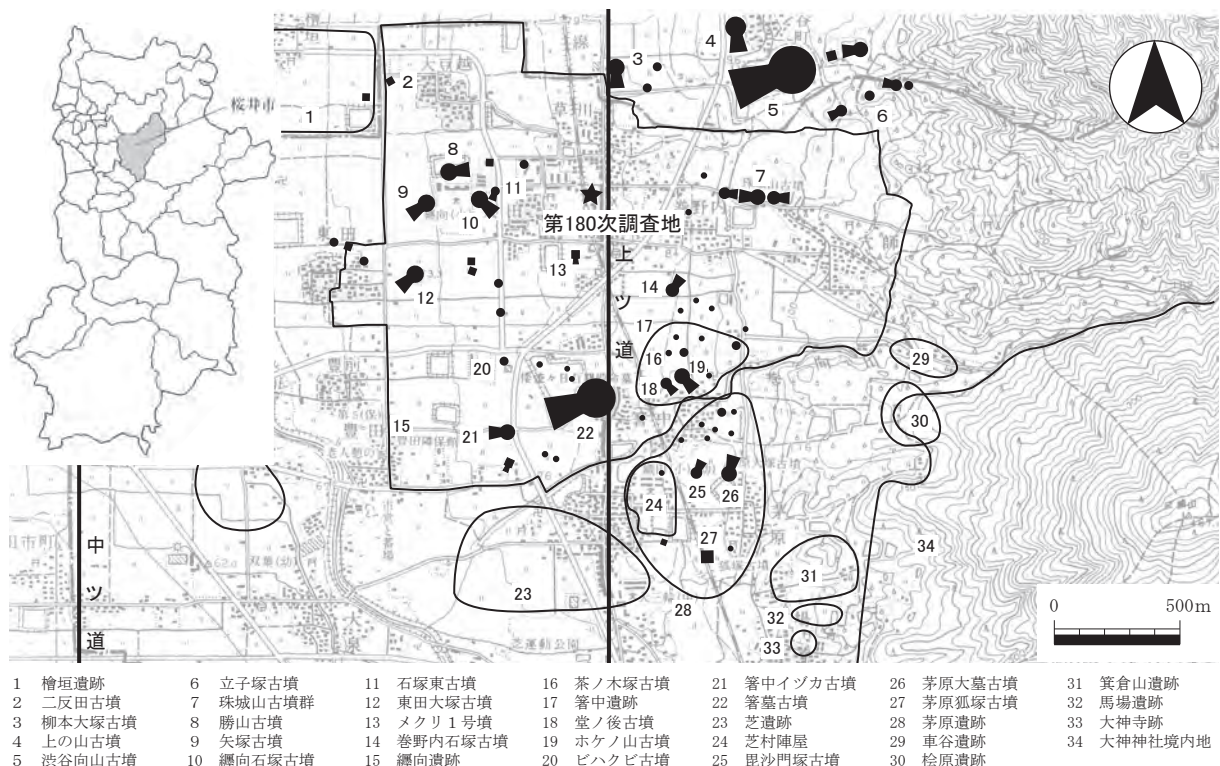


図1 調査地の位置 (S = 1/30000)

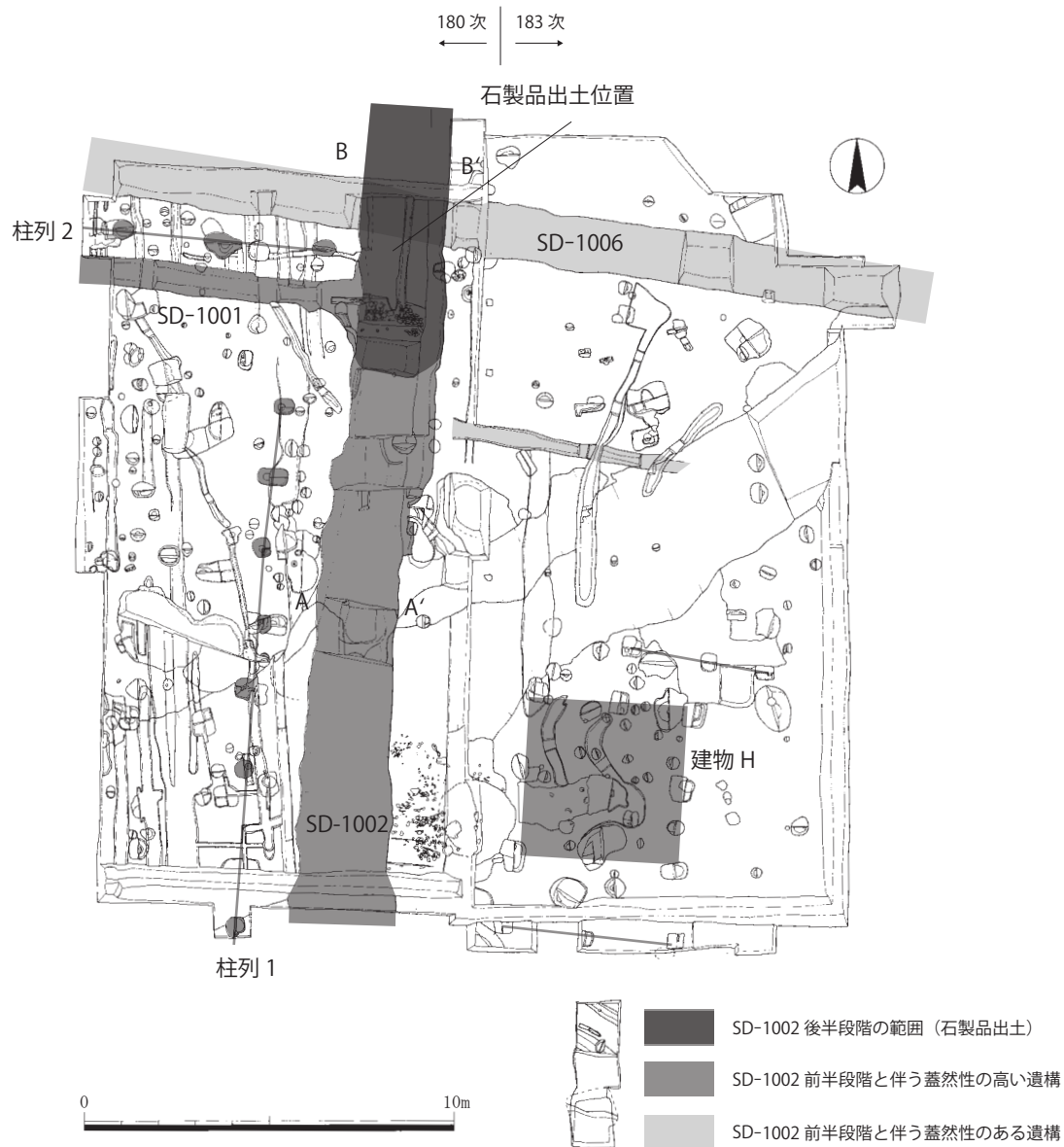


図 2 石製品出土位置 (S = 1/200)



写真 1 180次全景 (北西から)

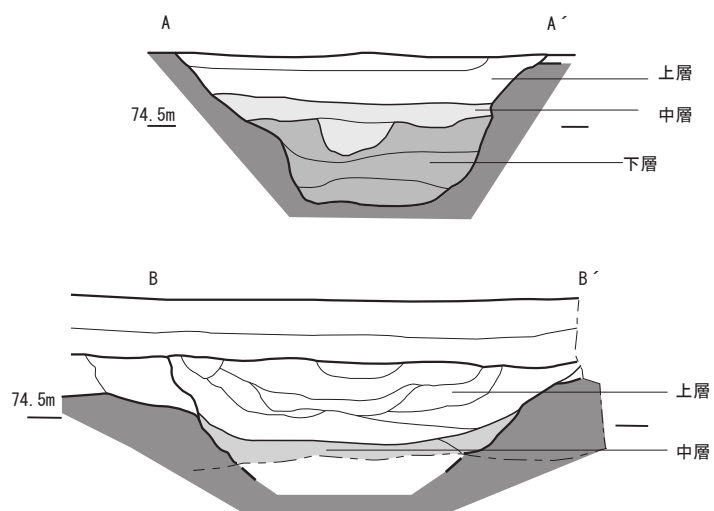


図 3 SD-1002断面図 (上が前半、下が後半) (S = 1/40)

本調査地と東に隣接する第183次調査では3世紀前半に遡る斜行溝を検出し、溝からはイヌの全身骨格が出土している³⁾。また西側で行われた第166・168・170次調査では3世紀中頃以前の整然と立ち並ぶ3棟の建物跡(建物B・C・D)、別時期の大型建物跡(建物E)などが検出されており、纏向遺跡の中でも居館域として評価されている⁴⁾。本調査地では前述の3棟の建物跡に共存する可能性のある建物跡(建物F)を検出したほか、陶質土器が出土したことが注目される(図2)⁵⁾。

纏向遺跡例は、南北溝SD-1002から出土した。SD-1002は幅約2.5m、長さ約20.0m以上、深さ約0.9mをはかる断面台形の溝である。真北に対して2～3°東へ傾く。位置関係・層位・出土土器からSD-1001、柱列1・2、第183次調査検出の建物Hと共存していたと考えられる。

SD-1002が埋没するまでには2つの段階がある。SD-1002とSD-1001が開口し、柱列が共存する前半段階、SD-1002南半が埋没し、SD-1001との接続部に石群で遺構が設けられ、SD-1002北半のみが開口している後半段階である(図2)。

柱列1はSD-1002に沿っており、柱列2はSD-1002を超えて西に伸びないから、前半段階に共存していたと考えられる。後半段階のSD-1002埋土はSD-1006埋土を破壊しているので、後半段階のSD-1002とSD-1006は時期差がある。纏向遺跡例は後半段階埋土上層から出土している。

SD-1002は柱列を伴い遮蔽する意図が認められることや、周辺で検出した大規模建物跡(建物E)とはほぼ方位を同じくすることからみて、3世紀中頃以前の建物群とは別時期の首長居館を構成する区画溝の蓋然性が高いものと考えられる。

Ⅲ. 纏向遺跡例の概要(図4・写真2)

纏向遺跡例は長さ11.2cm、幅7.0cm、厚さ0.8～0.9cm、重さ144gをはかる。色調は灰黄色(標準土色帖2.5Y7/2)で光沢をもち、石材は珪質頁岩(アジノール粘板石)である⁶⁾。石材は鳴滝砥石としても用いられるものである。

A面はよく研磨されており、研磨面の中央が楕円形に凹む。研磨後に線状の深い傷が認められる。A面上方と右縁部は剥離しており、研磨痕跡は認められない。また

深い傷は縁部では浅くなる傾向にある。

B面は剥離面を残すが、わずかに突出した箇所(トン部分)が平坦になっており、触れると滑らかである。A面を研磨した際、あるいは使用時に突出箇所が潰れて平滑になったものと考えられる。

C面は研磨されており、長方向の研磨痕跡上から斜方向の細かな研磨痕を残す。A面との接線は鋭角になるのに対して、B面との接線は鈍角になる。特にa-a'断面で顕著である。他の縁部は破断面である。

Ⅳ. 共伴土器の概要

図5～9にSD-1002と関連遺構出土土器を提示した⁷⁾。SD-1002は完掘しておらず、部分的な断ち割りに留めたため全体遺物量は不明である。

SD-1002 出土遺物(図5～8) 1～16は甕、17～36は高坏、37～69は小型丸底土器・鉢、70・71、73・74は外来系土器である。75は緑色凝灰岩剥片である。

SD-1001 出土遺物(図8) 79～81は小型丸底土器・鉢、82～89は甕、90は板石安山岩、91は誤って混入したと考える須恵器器台である。

SD-1006 出土遺物(図9) 92～97は甕、98～100は小型丸底土器・鉢、101～103は器台、104～107は外来系土器、108・109は土製支脚である。

SD-1002 前半段階下層出土小型丸底土器には65～67のように口縁部が拡張しない個体が多く、布留形甕の口縁部形態は13のようなf手法があることから埋没時期は布留式期初頭と考える。開削期も近いと考える。

SD-1002 前半段階上層埋土には56～63の口縁部が拡張したミガキ調整のある小型丸底土器が多く含まれる。この中には口縁部が体部高さを凌駕する個体と、同じ程度の個体がある。また布留形甕口縁部にはg手法が多い。また63の有段口縁鉢が認められる。高坏には19のように粗製で坏口縁部と体部の稜線が不明瞭な個体も見られるが、27や34のようにミガキ調整の残る個体も共存しており、布留1式期～2式期と考える。後半段階埋土(SD-1002北半)出土小型丸底土器にはミガキ調整を用いない個体が過半を占めており、布留2式期以降に埋没したと考えられる。即ち、纏向遺跡例は布留2式期以降に投棄されたものと考えられる。

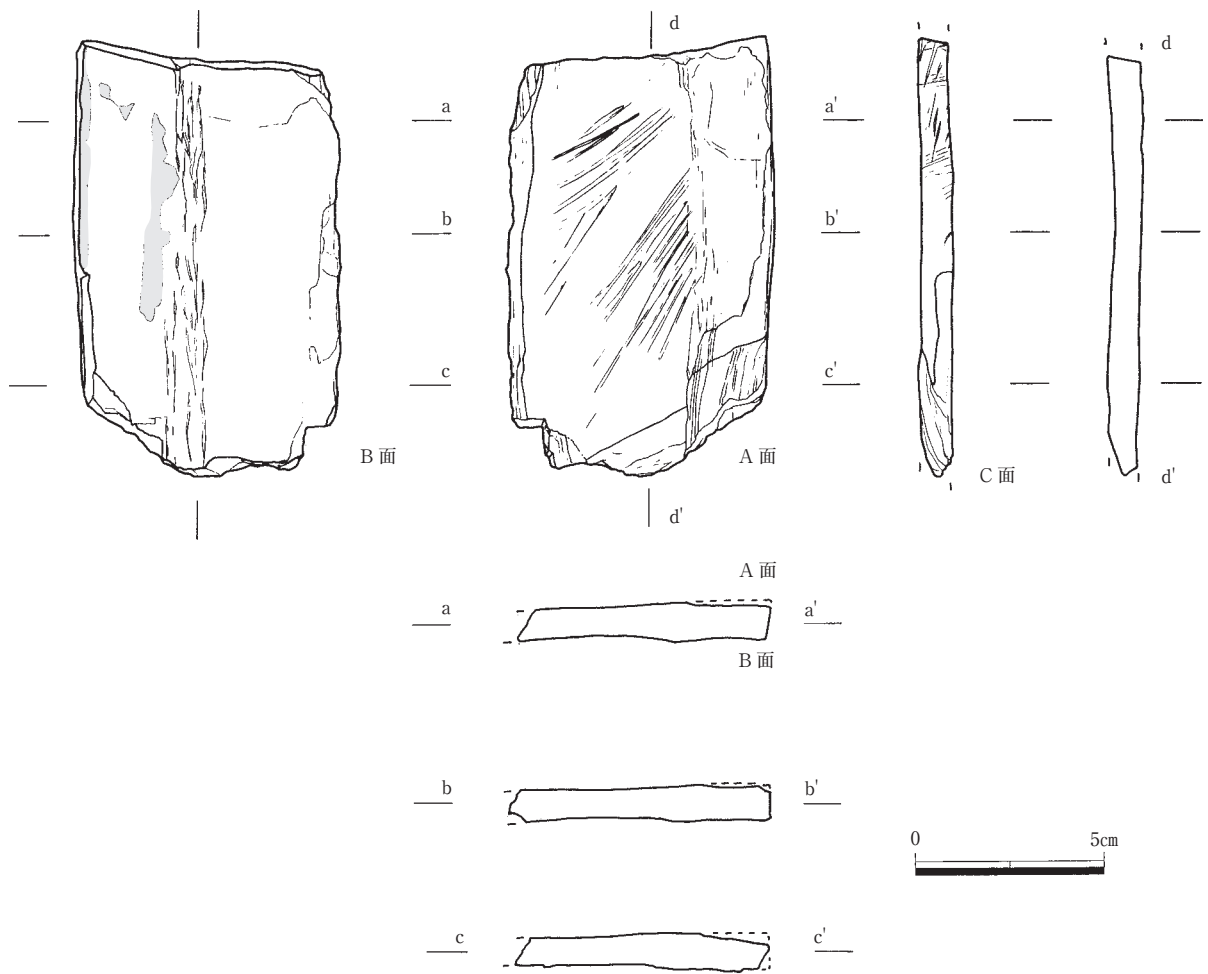


图4 石製品実測図



写真2 石製品写真（左上 A 面・右上 B 面・左下 C 面）

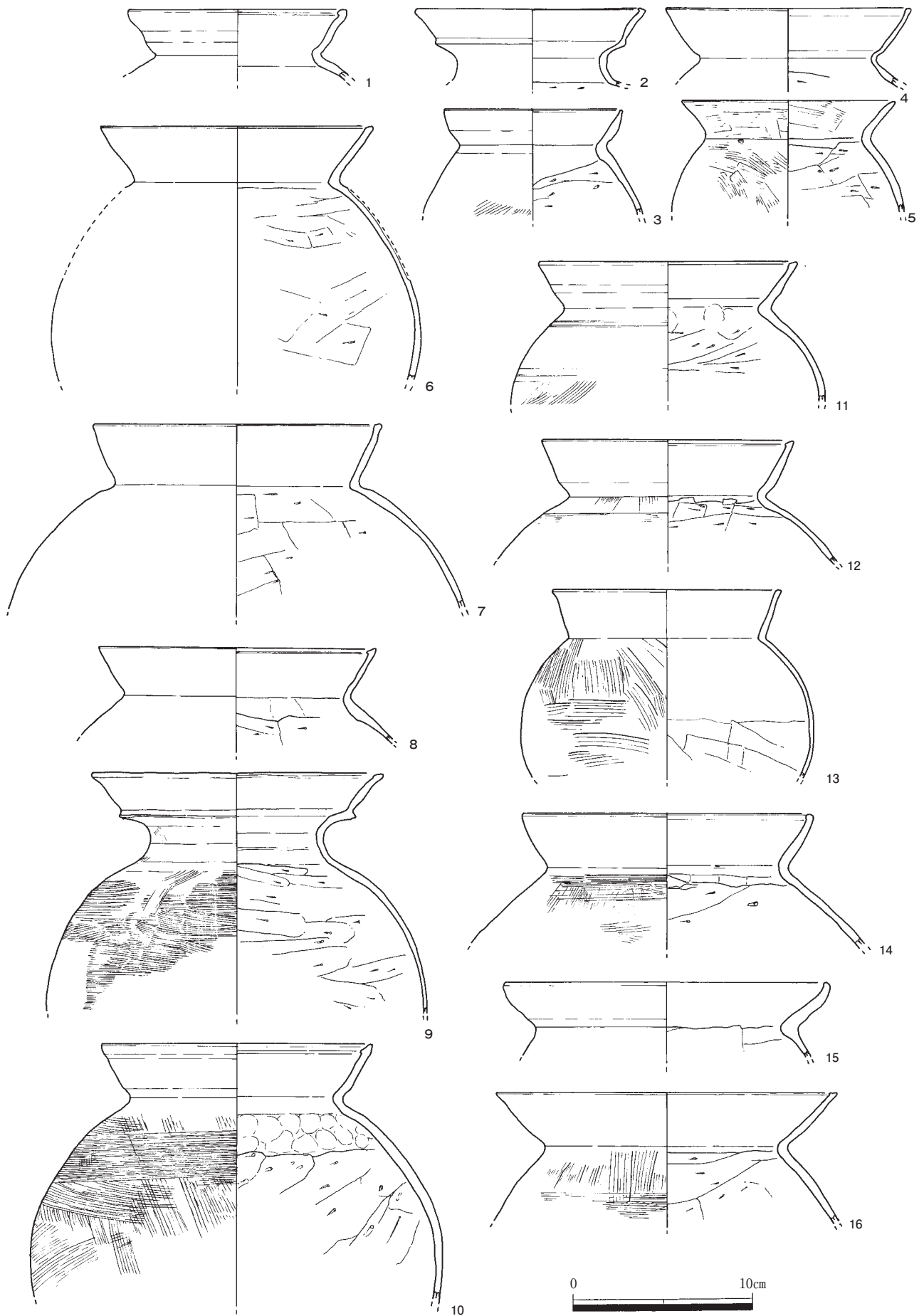


図5 石製品関連遺物実測図① (SD-1002)

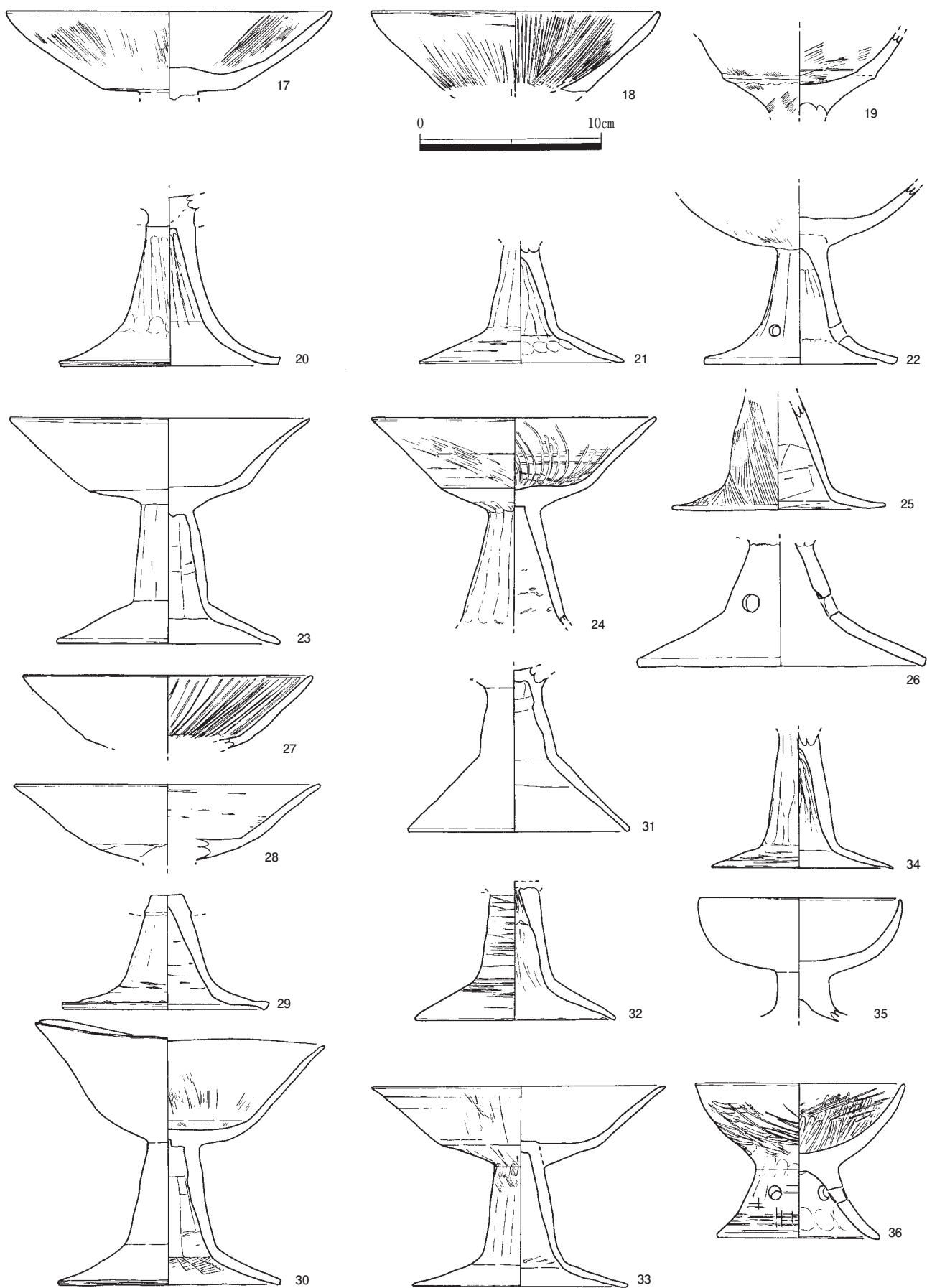


図6 石製品関連遺物実測図② (SD-1002)

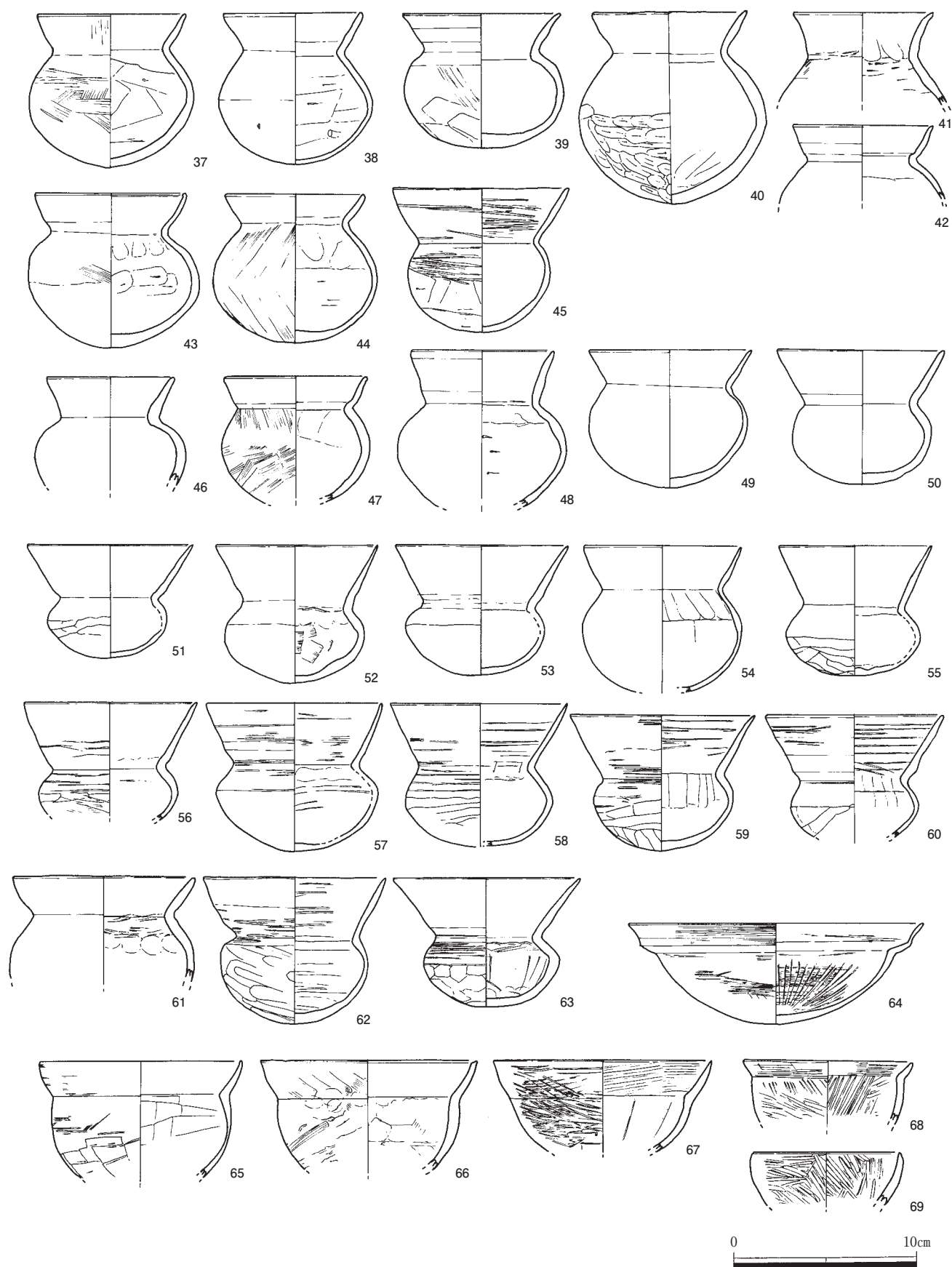


図7 石製品関連遺物実測図③ (SD-1002)

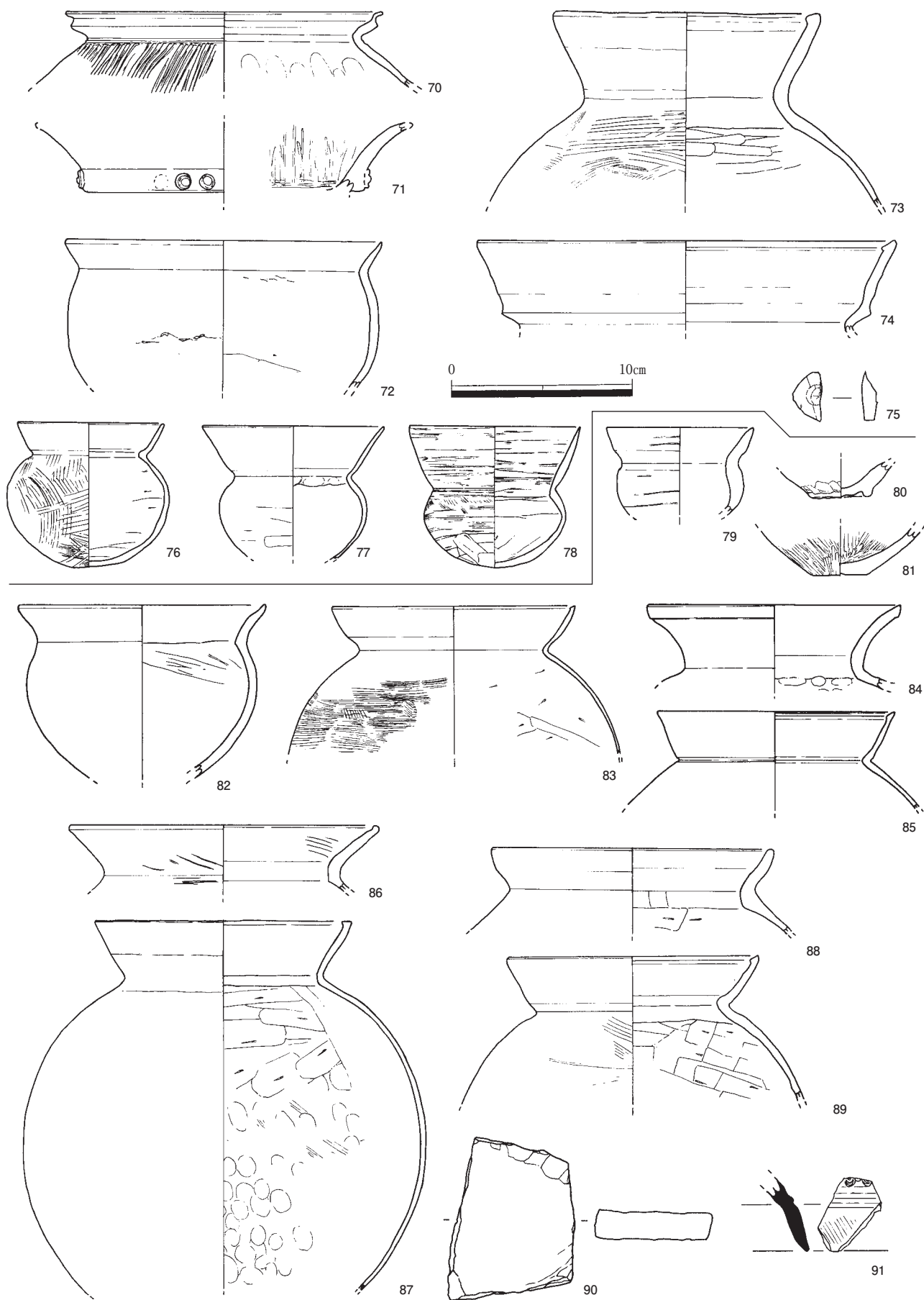


図8 石製品関連遺物実測図④（上 SD-1002、下 SD-1001）

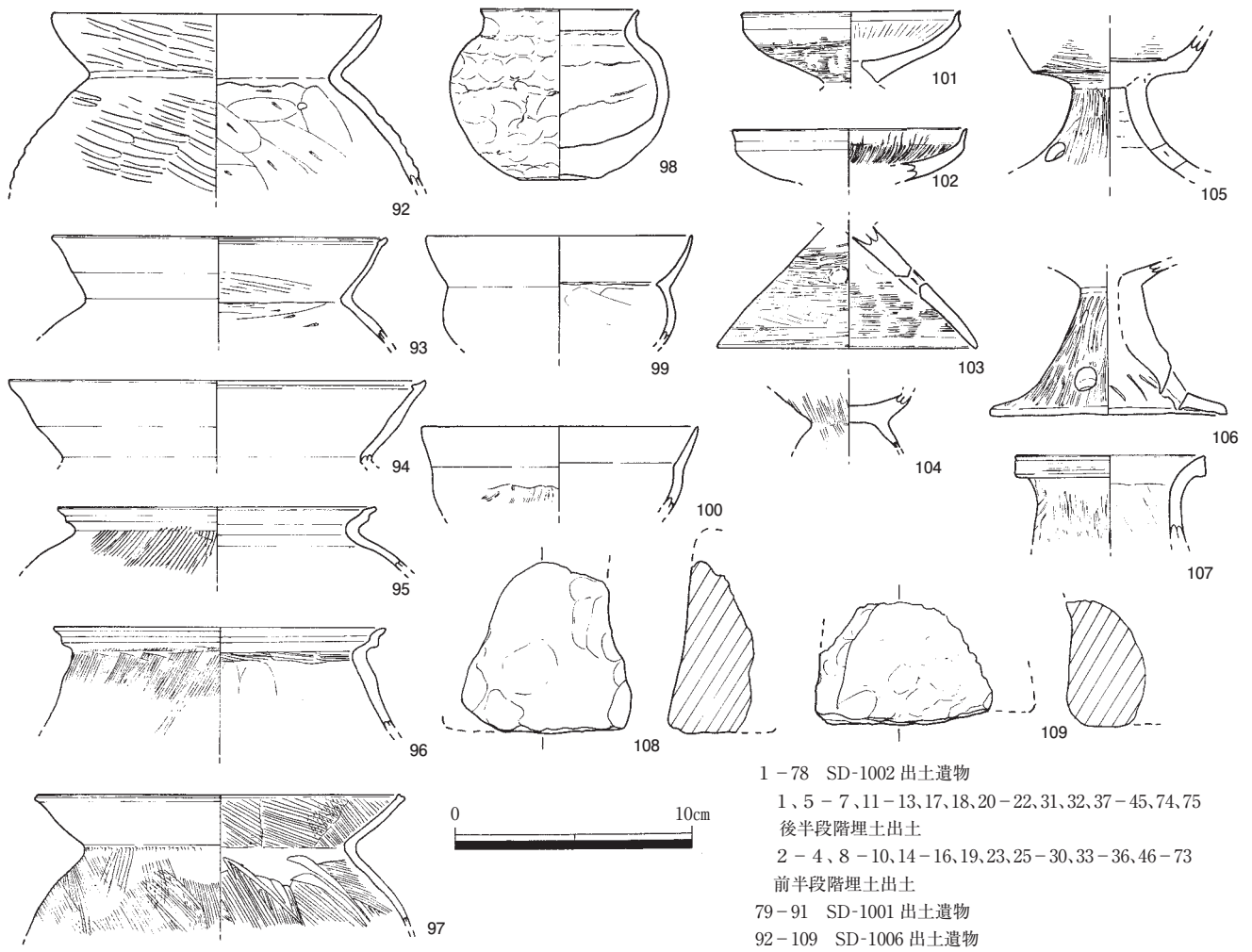


図9 石製品関連遺物実測図⑤ (SD-1006)



写真3 A面赤外線写真

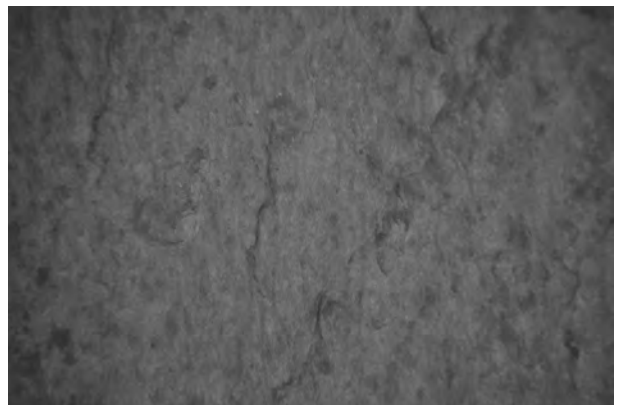


写真4 A面顕微鏡写真

V. 出土石製品の評価

纏向遺跡例は薄い板状で、A面を中心に研磨が行われるがB面は剥離後使用された痕跡が無く、C面はごく細い範囲であるのに研磨痕跡が認められる。

こうした研磨範囲や形状は、通有の纏向遺跡出土砥石の形状から外れている⁸⁾。また石材も異なる。纏向遺跡例は中国大陸・朝鮮半島で出土した石硯のサイズ内に収まり⁹⁾、B面の使用痕跡が無く剥離面がそのまま残る点と突出箇所にもみ潰れた痕跡が残る点は、B面が使用されず、平坦な場所に設置されてA面が使用されていたことを示す。片面利用は中国大陸・朝鮮半島の石硯と共通する。C面の研磨痕跡は武末純一が指摘する石硯の石材の擦切り痕跡に似ているように見える¹⁰⁾。よって石製品が石硯である可能性はある。

一方石材は糸島市三雲・井原遺跡番上地区例が「砂質頁岩」であるのに対して明らかに異なる。珪質頁岩は日本列島内でも産出する石材である。赤外線写真と顕微鏡で墨の残存状況も検討したが、痕跡は認められなかった(写真3・4)。さらに纏向遺跡から当該期の墨書遺物は見つかっていない。通有の砥石との差異も用途差(いわゆる荒砥・中砥・仕上砥の違い)とも考えられる。そのため纏向遺跡例は石硯である可能性は認められるが断定できない。

ところで、纏向遺跡辻地区はこれまでの調査から、複数時期の首長居館や区画施設が重複する地域である可能性が高い。

現時点で筆者は、斜行溝とそれに伴う斜方位の建物跡(建物G)などが存在する時期(第1段階)、整地が行われ、正方位に近い3棟の建物跡(建物B・C・D)が直線上に並び、周囲を柵列が囲繞する時期(第2段階)、正方位の区画溝が展開し、建物跡(建物E)や柱列が共存する段階(第3段階)、一辺約50m前後の方形区画施設が存在する段階(第4段階)、古墳時代中期の石積み護岸が施された1対の溝が存在する段階(第5段階)を想定している(図10)。

纏向遺跡例は第3段階に帰属するもので、仮に石硯ならば、古墳時代前期の首長居館で用いられた文房具と考

えられる。今後事例を積み重ねていくことで砥石等との明確な弁別ができることを期待したい。

なお、本稿で掲げた纏向遺跡第180次・183次調査出土資料は桜井市教育委員会が保管・管理している。活用されたい。

資料紹介にあたり、下記の方々・機関にご教示・ご高配を賜りました。記して御礼申し上げます。糸島市教育委員会、今津節生、岡部裕俊、奥田尚、久住猛雄、武末純一、平尾和久、柳田康雄(五十音順、敬称略)

【註記】

- 1) 柳田康雄2020「倭国における方形板石硯と研石の出現年代と製作技術」『纏向学研究』第8号 p.50
- 2) これまでに第180次調査については、森暢郎2014「発掘調査事業 纏向遺跡第180次調査」『桜井市纏向学研究センター年報』第2号、桜井市教育委員会2019『桜井市遺跡解説パンフレット① 史跡纏向遺跡 一辻地区の建物群一』、森暢郎2018「纏向遺跡第183次調査の概要と動物遺存体検出遺構について」『纏向学研究』第6号 で部分的に報告している。
- 3) 森暢郎2018「纏向遺跡第183次調査の概要と動物遺存体検出遺構について」『纏向学研究』第6号
- 4) 橋本輝彦編2013『纏向遺跡発掘調査概要報告書—トリイノ前地区における発掘調査—』 桜井市教育委員会
- 5) 森暢郎2016「遺物整理作業に伴う成果 纏向遺跡第180次調査出土の陶質土器について」『桜井市纏向学研究センター年報』第4号
- 6) 奥田尚氏にご教示を賜った。記して感謝申し上げます。
- 7) 出土遺物の時期については、寺澤薫1986「畿内古式土師器の編年と二・三の問題」『矢部遺跡 奈良県史跡名勝天然記念物調査報告書第49集』奈良県立橿原考古学研究所 を参考とした。
- 8) 例えば橋本輝彦編2009『纏向遺跡発掘調査報告書2』 pp.96-98
- 9) 吉田恵二1993「長方形板石硯考」『論苑 考古学』 天山舎
- 10) 武末純一・平尾和久2016「〈速報〉三雲・井原遺跡番上地区出土の石硯」『古文化談叢』第76集
ただし、平成29(2017)年3月16日に福岡県糸島市にて三雲・井原遺跡番上地区出土の石硯資料と纏向遺跡例を突き合わせて対照した際に、武末純一氏から纏向遺跡例は石材と擦切り痕跡が田和山例や番上例と異なることから、石硯と断定できないことを指摘されている。



図10 纏向遺跡辻地区の遺構変遷（私案）（S = 1/600）

